

資料編 目次

1. 防災会議	
資料1-1 松前町防災会議条例	1
2. 災害対策本部関係	
資料2-1 松前町災害対策本部条例	3
3. 災害対策基金関係	
資料3-1 松前町大規模地震災害対策基金条例	4
4. 防災関係機関	
資料4-1 関係機関連絡先	5
5. 災害記録	
資料5-1 災害の記録	7
6. 水防関係及び気象情報	
資料6-1 重要水防区域一覧表	9
資料6-2 水防倉庫備蓄資機材状況	12
資料6-3 重信川浸水想定区域内にある災害時要配慮者施設等一覧表	13
資料6-4 松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準	13
7. 消防関係	
資料7-1 伊予消防等事務組合松前消防署車両等一覧表	16
資料7-2 伊予消防等事務組合松前消防署無線設備一覧表	19
資料7-3 消防団車両・資機材一覧表	20
資料7-4 消防水利の現況	21
資料7-5 愛媛県消防広域相互応援協定書	22
資料7-6 中予地区広域消防相互応援協定書	25
資料7-7 松山地区排出油等防除協議会会則	28
資料7-8 愛媛県消防団広域相互応援協定書	32
8. 情報収集及び報告関係	
資料8-1 様式1 災害発生報告	35
資料8-2 様式2の(1) 中間・最終報告(共用)	36
資料8-3 様式2の(2) 被害状況内訳表	38
9. 通信関係	
資料9-1 町防災行政無線施設一覧表	44
10. 避難関係	
資料10-1 指定緊急避難場所及び避難所一覧表	48
資料10-2 事前避難対象地域	48
11. 医療救護関係	
資料11-1 病院・診療所等一覧表	50
資料11-2 災害医療コーディネータの設置医療機関	51
12. ライフライン関係	
資料12-1 給水用資機材の現況	52
資料12-2 指定給水装置工事事業者	52
13. 食料等の備蓄関係	
資料13-1 防災備蓄物資一覧表	56
資料13-2 災害時における救援物資提供に関する協定書(四国コカ・コーラボトリング株式会社)	58
資料13-3 松前町新市街地形成地区への商業施設立地に伴う協定書(株式会社フジ)	59

資料 13-4	災害時における応急救援活動に関する協定書（株式会社フジ）	61
資料 13-5	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（一般社団法人 愛媛県エルピーガス協会）	64
資料 13-6	災害時における飲料供給等に関する協定書（現 サントリービバレッジ株式会社）	66
資料 13-7	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（えひめ中央農業協同組合）	68
資料 13-8	災害時における物資供給協力に関する協定書（愛媛県森林組合連合会、松山流域森林組合、伊予森林組合、砥部町森林組合）	70
資料 13-9	災害時における物資供給協力に関する協定書（一般社団法人 愛媛県木材協会）	72
資料 13-10	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（松山ヤクルト販売株式会社）	74
資料 13-11	災害時における物資供給等に関する協定書（株式会社宇田）	76
資料 13-12	災害時における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ）	78
資料 13-13	災害時における飲料供給等に関する協定書（株式会社ジャパンビバレッジホールディングス）	80
14. 交通・輸送関係		
資料 14-1	町有車両一覧表	82
資料 14-2	ヘリコプター発着場一覧表	82
資料 14-3	松山海上保安部等船艇・航空機の状況	83
15. 災害救助法関係		
資料 15-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表（愛媛県保健福祉課）	84
資料 15-2	災害救助法適用報告様式	88
資料 15-3	災害弔慰金等一覧表	89
16. 危険物関係		
資料 16-1	危険物施設一覧表（移動タンクのみをの施設を除く）	90
資料 16-2	危険物施設一覧表その2	92
資料 16-3	液化石油ガス等貯蔵量一覧	88
資料 16-4	高圧ガス製造事業所一覧表	93
資料 16-5	高圧ガス貯蔵事業所一覧表	94
17. 消防防災ヘリコプター関係		
資料 17-1	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	95
資料 17-2	愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法	97
18. 広域応援関係		
資料 18-1	自衛隊派遣要請様式	99
19. 自主防災組織関係		
資料 19-1	松前町自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱	103
20. その他・協定関係		
資料 20-1	愛媛県緊急消防援助隊受援計画	105
資料 21-1	松前町自主防災会連合会規約	111
資料 22-1	松前町自主防災組織活動育成補助金交付要綱	114
資料 23-1	災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県医師会）	116
資料 23-2	災害時の医療救護に関する協定実施細則（（一社）愛媛県医師会）	119
資料 23-3	災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）伊予医師会）	121
資料 23-4	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則（（一社）伊予医師会）	124
資料 24-1	災害時の医療救護に関する協定（（公社）愛媛看護協会）	126
資料 24-2	災害時の医療救護に関する協定実施細則（（公社）愛媛看護協会）	129
資料 25-1	災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県歯科医師会）	131
資料 25-2	災害時の医療救護に関する協定実施細則（（一社）愛媛県歯科医師会）	134
資料 25-3	災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人 伊予歯科医師会）	136
資料 25-4	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則（伊予歯科医師会）	139
資料 26-1	災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県薬剤師会）	141
資料 26-2	災害時の医療救護に関する協定実施細則（（一社）愛媛県薬剤師会）	144

資料 27-1	災害時における電算システム復旧支援に関する協定書（株式会社 愛媛電算）	146
資料 28-1	ヘリテレ映像の提供に関する協定（愛媛県警察）	148
資料 29-1	災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省四国地方整備局）	149
資料 30-1	防災研究に関する相互協力協定書（愛媛大学防災情報研究センター）	151
資料 31-1	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（一般社団法人 愛媛県電設業協会）	152
資料 32-1	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（松前町土木部会）	154
資料 33-1	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会）	156
資料 34-1	災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）	158
資料 35-1	瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定（瀬戸内海沿岸 59 市町村）	160
資料 36-1	姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定書（北海道松前町）	163
資料 37-1	災害時の協力に関する協定書（四国電力株式会社・四国電力送配電株式会社）	165
資料 38-1	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（伊予電気工事協同組合）	1677
資料 39-1	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（松山興産株式会社）	169
資料 40-1	災害時等における捜索調査業務の協力に関する協定（株式会社愛亀）	171
資料 41-1	福祉避難所の指定に関する協定書（（社）松前町社会福祉協議会）	1722
資料 41-2	福祉避難所の指定に関する協定書（（医）河辺整形外科）	1755
資料 41-3	福祉避難所の指定に関する協定書（（社）昌樹会）	178
資料 41-4	福祉避難所の指定に関する協定書（（社）鶴寿会）	180
資料 41-5	福祉避難所の指定に関する協定書（（医）光佑会）	1822
資料 41-6	福祉避難所の指定に関する協定書（（社福）エンゼル）	184
資料 41-7	福祉避難所の指定に関する協定書（伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合）	1866
資料 41-8	福祉避難所の指定に関する協定書（株 アコンプリシー）	1888
資料 41-9	指定福祉避難所に関する協定書（（社）寿楽会）	188
資料 41-10	指定福祉避難所に関する協定書（（社）みかん会）	1883
資料 42-1	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定書（（公社）日本下水道管路管理業協会）	1935
資料 43-1	災害時における水道施設に係る応急活動への協力に関する協定書（松前町管工事業協同組合）	1977
資料 44-1	災害発生時における松前町と松前町内等郵便局の協力に関する協定書（日本郵便株式会社）	199
資料 45-1	大規模災害時における農業用水施設を活用した防災活動に関する協定書（道後平野土地改良区）	2022
資料 46-1	災害時等における緊急避難場所としての施設使用に関する協定書（高野昭子）	203
資料 47-1	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書（県、県内 20 市町）	205
資料 48-1	災害時における被災者支援に関する協定書（愛媛県行政書士会）	209
資料 49-1	非常災害時における災害時避難所としての施設の使用に関する覚書（中川）	211
資料 50-1	GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書（四国地方整備局）	212
資料 51-1	中予地区広域消防相互応援協定書（中予地区広域消防相互応援）	214
資料 52-1	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント）	216
資料 53-1	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（株式会社愛亀）	220
資料 54-1	東レ株式会社愛媛工場における災害発生時の申し合わせ事項（東レ）	222
資料 55-1	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定（一般社団法人えひめ産業資源循環協会）	224
資料 56-1	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	229
資料 57-1	災害時等のキッチンカーによる炊き出し支援に関する協定書（愛媛キッチンカー協会）	231
資料 58-1	大規模災害発生時における石材建造物の移設等に関する協定書（一般社団法人日本石材産業協会）	233
資料 59-1	災害時における物資の輸送等に関する協定（松山地区トラック協会）	235
資料 60-1	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）	237

資料 1-1 松前町防災会議条例

〔 昭和 38 年 12 月 28 日 〕
〔 公 布 〕

改正 平成 10 年 3 月 20 日条例第 2 号
平成 12 年 3 月 31 日条例第 2 号
平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき松前町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松前町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて地域の防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者
 - (5) 教育長
 - (6) 松前消防署長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、1 人、1 人、9 人、1 人及び 1 人とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 2 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から試行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 - 1 松前町災害対策本部条例

〔 昭和 38 年 12 月 28 日 〕
公 布

改正 平成 10 年 3 月 20 日条例第 3 号
平成 24 年 9 月 28 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策本部基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、松前町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 - 1 松前町大規模地震災害対策基金条例

平成 18 年 3 月 28 日
条例第 4 号

(設置)

第 1 条 松前町における大規模な地震による災害の予防、応急対策及び復旧等に要する経費並びに国内における大規模な地震による甚大な災害の被災者を支援する経費に充てるため、松前町大規模地震災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的を達成するために必要な場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 - 1 関係機関連絡先

機関名	連絡窓口	所在地	電話
愛媛県庁	県民環境部 防災局危機管理課	〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4-2	089-941-2111
愛媛県 中予地方局	総務企画部 総務県民課 ほか	〒790-8502 松山市北持田町 132	089-941-1111
防災航空事務所 (消防防災ヘリコプター)	隊長	〒791-8042 松山市南吉田町 2731	089-972-2133 (緊急専用 089-965-1119)
愛媛県警察本部	警備課	〒790-8573 松山市南堀端町 2-2	089-934-0110 内線 5711 夜 (内線 2071)
伊予警察署	警備課	〒799-3111 伊予市下吾川 960	089-982-0110 内線 460 夜 (内線 290)
愛媛県警察学校	-	〒791-3134 松前町西古泉 646	089-984-1405
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	〒790-8795 松山市宮田町 8-5	089-936-5066
四国財務局 松山財務事務所	総務課	〒790-0808 松山市若草町 4-3	089-941-7185
愛媛労働局	総務課	〒790-8538 松山市若草町 4-3	089-935-5200
中国四国農政局	農政推進グループ 企画調整チーム	〒790-8519 松山市宮田町 188	089-932-1178
四国地方整備局 松山河川国道事務所	調査第一課	〒790-0056 松山市土居田町 797-2	089-972-0034
四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所	建設管理官室	〒791-8058 松山市海岸通 2426-1	089-951-0161
四国運輸局 愛媛運輸支局	総務企画課部間	〒791-1113 松山市森松町 1070	089-956-9957
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	〒791-8042 松山市南吉田町	089-972-0319
大阪管区气象台 松山地方气象台	防災業務課	〒790-0873 松山市北持田町 102	089-933-3610
第六管区海上保安本部 松山海上保安部	警備救難課	〒791-8058 松山市海岸通 2426-5	089-951-1197
陸上自衛隊 中部方面特科連隊第 4 大隊	第 3 科	〒791-0298 松山市南梅本町乙 115	089-975-0911 内線 235 夜 (内線 302)
日本銀行 松山支店	総務課	〒790-0003 松山市三番町 4-10-2	089-933-2211
日本赤十字社 愛媛県支部	事業推進課	〒790-8570 松山市一番町 4-2	089-921-8603
日本放送協会 松山放送局	企画総務部	〒790-8501 松山市堀之内 5	089-921-1138 夜 089-921-1140
日本郵便株式会社 四国支社	総務部	〒790-8797 松山市宮田町 8-5	089-936-5126
西日本高速道路株式会社 四国支社 愛媛高速道路事務所	工務課	〒791-1114 松山市井門町 804	089-905-0181
四国旅客鉄道 株式会社	愛媛企画部	〒790-0062 松山市南江戸 1-14-1	089-943-5005
日本貨物鉄道株式会社 松山営業所	所長	〒790-0062 松山市三番町 8 丁目 326	089-943-5003

機関名	連絡窓口	所在地	電話
NTT西日本株式会社四国支店 株式会社NTTフィールドテクノ	サービスエンジニアリ ング部	〒790-0061 松山市南江戸町1283-1	089-909-6231
株式会社NTTドコモ四国 愛媛支店	総務課	〒790-0065 松山市宮西2丁目9-33	089-923-5050
KDDI株式会社 au松山支店	—	〒790-0004 松山市本町3丁目2-1	089-934-0628
ソフトバンク 株式会社	九州・中四国総務課	〒760-0023 高松市寿町2-2-7	087-825-1801
四国電力株式会社送配電株式会 社 愛媛支店	業務部 総務課	〒790-8540 松山市湊町6丁目6番地2	089-941-6140
四国電力株式会社 原子力本部	調査グループ	〒790-0012 松山市湊町6丁目1-2	089-946-9712
佐川急便株式会社 中国・四国支社	松山店	〒791-2111 伊予郡松前町八倉125	089-958-1181
日本通運株式会社 松山支店	総務課	〒790-0067 松山市大手町2-26-3	089-941-5112
福山通運株式会社	松山支店	〒791-8034 松山市富久町420	089-972-3333
ヤマト運輸株式会社	愛媛主管支店	〒791-1126 松山市大橋町466-1	089-963-5500
四国ガス株式会社 松山本社	松山地域開発課	〒790-0814 松山市味酒1丁目10-6	089-945-1211
伊予鉄道株式会社	庶務課	〒790-0012 松山市湊町4-4-1	089-948-3221 夜 089-948-3229
一般社団法人 愛媛県医師会	事務局	〒790-8601 松山市藤原町2丁目4-70	089-915-7700
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	事務局	〒790-0003 松山市三番町7-6-9	089-941-4165
公益社団法人 愛媛県看護協会	事務局	〒790-0843 松山市道後町2-11-14	089-923-1287
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	総務課	〒790-0014 松山市柳井町2-6-2	089-933-4371
一般社団法人 伊予医師会	事務局	〒799-3111 伊予市下吾川381-1	089-982-1414
南海放送株式会社	総務部	〒790-8510 松山市本町1-1-1	089-915-3801 夜 089-915-3333
株式会社 テレビ愛媛	経営管理部	〒790-8537 松山市真砂町119	089-943-1113 夜 089-943-1115
株式会社 あいテレビ	総務部	〒790-8529 松山市竹原町1-5-25	089-921-2121 夜 089-921-2198
株式会社 愛媛朝日テレビ	報道制作部	〒790-8525 松山市和泉北1-14-11	089-946-9604 夜 089-946-3851
株式会社 エフエム愛媛	制作部	〒790-8565 松山市竹原町1-10-7	089-945-1111 夜 089-933-6250
株式会社 愛媛CATV	総務部	〒790-8509 松山市大手町1-11-4	089-943-5029
伊予消防等事務組合 消防本部	総務課	〒799-3111 伊予市下吾川950-3	089-982-0657
社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	事務局	〒791-3120 松前町筒井710-1	089-986-4144
松前町商工会	—	〒791-3110 松前町浜809-1	089-984-1427

資料 5-1 災害の記録

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
昭和 18 年 (1943) 7. 21~7. 24	台風	—	出合橋水量標 7. 2m (23 日朝)。北伊予村徳丸地さきの左岸決壊に続き、岡田地区 6 箇所 (大小合わせ 25 箇所) も決壊。耕地埋没 1, 730m
昭和 20 年 (1945) 9. 16~9. 17	枕崎台風	—	松山地方気象台創設以来の最強風速を記録 北伊予村家屋倒壊 1 戸、松前町半壊 1 戸 (青果物倉庫)
昭和 20 年 (1945) 10. 7~10. 10	阿久根台風	—	松山測候所雨量 330 mm。松前町出合橋水量標 6. 1m。堤防は各所において決壊。上高柳も川原と化す。
平成 3 年 (1991) 9. 27~9. 28	台風 19 号	—	被害状況は、下記記録のとおり
平成 13 年 (2001) 3. 24	芸予地震	—	被害状況は、下記記録のとおり

○平成 3 年 9 月 27 日 台風 19 号被害

1 被害状況

被害区分	被 害 の 概 況	被害額 (千円)
負傷者	・軽傷 2 名	
床上・床下浸水	・床上浸水 (北黒田・宗意原・新立・本村) 106 世帯 302 人 ・床下浸水 (北黒田・宗意原・新立・本村) 198 世帯 529 人	
農業関係	・畑 (北黒田) 塩害被害 642 反	182, 266
	・水田 (全域) 風被害 5, 031 反	82, 615
	・ビニールハウス・パイプハウス 26 件 15 反	5, 500
	・南北黒田農機具、施設破損	5, 590
	・農業用倉庫破損	5, 600
	・農協倉庫 (5 箇所)、育苗センター	10, 900
水産業関係	・漁業倉庫 (20 施設)、漁船破損 (20 隻)・船上場施設等	22, 237
	・養鰻場施設及び鰻 (3 軒)	39, 590
	・いりこ作業場 (7 軒)	192, 536
土木関係	・町道西 (1・8・12・15) 号線	6, 500
	・水道管破裂	300
	・海岸施設 L=322m	113, 000
教育施設関係	・小学校 (3 校)、中学校 (3 校)、幼稚園 (4 園) 保育所 (5 所)、公民館 (1 館)、給食センター	20, 728
そ の 他	・町営住宅 (7 箇所)	15, 410
	・集会所、し尿処理場、消防詰所、公園、街路灯 (13)	21, 079

1 被害状況

被害区分	被 害 の 概 況	被害額 (千円)
民間被害	・塩害による全停電被害	200, 000
	・工場埋立地防潮堤上部全壊	500, 000
	・工場敷地の冠水	100, 000

	・建屋被害と樹木被害	100,000
合 計		1,623,851

2 気象状況

- ・最大潮位 4.97メートル 波浪 3.75メートル
(伊予港検潮所 9:30~9:40)
- ・最低気圧 978.6ミリバール
- ・瞬間最大風速 42.8メートル

3 参考(9月27日気象日報)

時刻	10分間平均		時間瞬間最大		気圧
	風速	風向	風速	風向	
16:00	7.5	南東	15.8	南南東	990.2
17:00	10.9	南南東	18.0	南南東	987.0
18:00	17.7	南南西	30.6	南	983.8
19:00	26.5	南	34.5	南	979.2
20:00	17.3	南南西	42.8	南南西	983.5
21:00	14.4	西南西	40.0	南南西	992.8
22:00	11.5	西南西	36.5	西南西	997.0
23:00	7.2	西南西	24.5	西南西	999.0
24:00	4.7	西	15.0	西南西	1001.2

○平成13年3月24日 芸予地震被害(午後3時28分発生 震度5強)

1 被害状況

被害区分	被害の概況	被害額(千円)
一般住宅被害	・一部損壊(39棟)	
公共施設被害	・松前公園体育館	20,557
	・町営住宅(江川・神子舞)	4,050
	・学校施設、備品	6,235
	・道路関係	672
	・松前庁舎	1,300
合 計		32,814

2 その他の費用

- ・被害廃棄物処理委託料 10,313千円

資料6-1 重要水防区域一覧表

1 海岸

海岸名	関係区域	延長 (m)	理由	担当分団	避難場所
松前港 (内港)	本村 新立	1,060	越波 高波	第2 第3	松前中学校 松前小学校
北黒田海岸	北黒田	278	越波 高波	第1	松前中学校
塩屋海岸	塩屋	750	越波 高波	第9	岡田小学校 岡田中学校
松前港石油基地	宗意原	600	越波 高波	第3	松前中学校

2 河川

河川名	左右岸	関係区域	延長 (m)	理由	担当分団	避難場所
重信川	左	重信川河口より 中川原橋まで	2,260	水衝 洗掘 堤防高 旧川 漏水 法崩れ	第4 第7 第8 第9	北伊予小学校 北伊予中学校
長尾谷川	左	宗意原	100	溢水	第2	松前小学校
ダンダラ川	左	宗意原	100	溢水	第2	松前小学校
土川	左右	宗意原 新立	1,000 1,000	溢水	第2	松前中学校
早船川	左右	宗意原 新立	1,100 1,100	溢水	第2	松前中学校
新田川	右	上高柳	500	溢水	第7	岡田中学校
今新開水路	左右	新立	250 250	溢水	第2	松前小学校

3 樋門・水門・橋梁

河川及び海岸名	重要水防区域		特に危険な箇所及び対策					
	左右岸	延長 (m)	左右岸	延長 (m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当分団
重信川	左	梅壇投樋門	左	梅壇投樋門	工作物	月の輪工等	土のう袋 350 枚 鋼杭 40 本 木杭 4 本	第 8・第 9
〃	左	横井手用水樋門	左	横井手用水樋門	〃	〃	土のう袋 350 枚 鋼杭 40 本 木杭 4 本	第 4
〃		重信川水管橋		重信川水管橋	〃	現状把握		第 9
〃		伊予鉄重信川橋		伊予鉄重信川橋	〃	〃		第 8・第 9
〃		J R 重信川橋梁		J R 重信川橋梁	〃	〃		第 4・第 7
国近川		国近川水門		国近川水門	〃	月の輪工等		第 3・第 9
松前港湾内		東レ東水門 (本村樋門)		東レ東水門 (本村樋門)	〃	〃		第 3
土川	左	土川樋門	左	土川樋門				第 2
早船川	右	早船樋門	右	早船樋門				第 2
長尾谷川	左右	長尾谷樋門	左右	長尾谷樋門				第 2
ダンダラ川	左	ダンダラ川樋門	左	ダンダラ川樋門				第 2

3 樋門・水門・橋梁

河川及び海岸名	重要水防区域		特に危険な箇所及び対策					
	左右岸	延長 (m)	左右岸	延長 (m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当分団
松前港湾内		江川排水樋門		江川排水樋門				第2
七宝川	左右	塩屋排水樋門	左右	塩屋排水樋門				第9

資料6-2 水防倉庫備蓄資機材状況

(令和7年4月1日現在)

品名	単位	数量
(ビニール)土嚢袋	枚	3,050
(麻)土嚢袋	枚	328
杭・丸太 1 m	本	80
鉄線	kg	100
ツルハシ	丁	2
スコップ	丁	38
掛矢	丁	6
ハンマー	丁	11
ペンチ	丁	3
鎌	丁	30
羽口(板くわ)	丁	0
クリッパー	丁	3
防水ビニールシート	枚	25
手箕	ケ	4
土木用エンジンポンプ	台	1
シノ	丁	6
鋼杭	本	68
ボート	隻	1
船外機	台	1
救命浮輪	個	1
救命胴衣	着	5
一輪車	台	4
投光器	式	1
予備燃料携行缶	缶	4
チェーンソー	台	1
のこ	丁	4
斧	丁	1
カッタ	個	4

品名	単位	数量
助れん	丁	4

※防災センター倉庫北側グラウンド(消防署敷地内)に備蓄土嚢約500袋を整備

資料6-3 重信川浸水想定区域内にある災害時要配慮者施設等一覧表

(令和7年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	分 類
1	松前町児童館（北公民館内）	松前町昌農内 456-1	児童福祉施設（児童厚生施設）
2	認定こども園 まさき幼稚園	松前町北黒田 966-2	認定こども園
3	青葉幼稚園	松前町徳丸 332-2	認定こども園
4	認定こども園エンゼル幼稚園	松前町西古泉 561-1	認定こども園
5	認定こども園コモドまさき園	松前町西古泉 498-1	認定こども園
6	あおなみまさき園	松前町浜 1085-1	地域型保育事業
7	キッズパオエミフル MASAKI 園	松前町筒井 850 エミフル MASAKI 1階	認可外保育施設
8	岡田保育園	松前町西高柳 135-1	認可保育所
9	指定短期入所生活介護事業所玉泉	松前町北川原 33-1	短期入所生活介護
10	ショートステイこより	松前町神崎 586-3	短期入所生活介護
11	ショートステイ 笑歩会 松前	松前町筒井 317-2	短期入所生活介護
12	空床利用型ショートステイ松前	松前町西古泉 301-1	短期入所生活介護
13	医療法人光佑会老人保健施設菜の花	松前町神崎 578-1	短期入所生活介護
14	医療法人財団尚温会デｲｰビﾝｽたかやなぎ	松前町西高柳 258	通所介護
15	ケアフィット松前	松前町北黒田 242-1	通所介護
16	通所介護事業所スィムアンドデイ	松前町南黒田 428-1	通所介護
17	デｲｰビﾝｽենﾀｰエンゼルなかがわら	松前町中川原 168-1	通所介護
18	デイサービスセンター玉泉	松前町北川原 33-1	通所介護
19	デイサービスセンターのどか	松前町北黒田 173-1	通所介護
20	ベストケア・デｲｰビﾝｽենﾀｰ松前	松前町北黒田 242-5	通所介護
21	松前社協デｲｰビﾝｽենﾀｰみどり	松前町筒井 710-1	通所介護
22	デイサービス未来まさき	松前町東古泉 1-9	通所介護
23	デイサービスセンター福家	松前町北黒田 680	通所介護
24	セルフ・クリエイト くるみ	松前町北黒田 679-1	通所介護
25	デイサービスセンターれもん	松前町恵久美 804-1	通所介護
26	伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園	松前町大溝 96-1	特定施設入居者生活介護
27	介護付き有料老人ホーム笑歩会松前	松前町筒井 317-2	特定施設入居者生活介護
28	グループホームエンゼルなかがわら	松前町中川原 168-1	認知症対応型共同生活介護
29	グループホーム浜っ子	松前町浜 858	認知症対応型共同生活介護
30	グループホームひなたぼっこ	松前町西高柳 267-1	認知症対応型共同生活介護
31	グループホームひまわりのたね	松前町昌農内 347-1	認知症対応型共同生活介護
32	小規模多機能ひまわりのたね	松前町昌農内 347-1	小規模多機能型居宅介護
33	有料老人ホームみかん・松前	松前町恵久美 804-1	地域密着型特定施設入居者生活介護
34	介護老人福祉施設こより	松前町神崎 586-3	介護老人福祉施設入所者生活介護

No.	名 称	所 在 地	分 類
35	デイサービスセンターかおり	松前町筒井 1579-1	地域密着型通所介護
36	有限会社デイサービスさくら	松前町恵久美 546-6	地域密着型通所介護
37	リハプライド・アルバ有明	松前町上高柳 259-1	地域密着型通所介護
38	デイサービスセンター福家 えびす店	松前町浜 420-2	地域密着型通所介護
39	玉泉	松前町北川原 33-1	介護老人福祉施設
40	特別養護老人ホーム松前	松前町西古泉 301-1	介護老人福祉施設
41	医療法人光佑会老人保健施設菜の花	松前町神崎 578-1	介護老人保健施設
42	ケアハウス玉泉	松前町北川原 33-1	軽費老人ホーム
43	ホスピスケア あしたも	松前町徳丸 416	有料老人ホームサービス付き高齢者向け住宅
44	イキイキハウス	松前町神崎 602-3	共同生活援助
45	指定特定相談支援事業所 菜の花	松前町神崎 578-1	計画相談支援
46	Loistaa	松前町筒井 1322-15	就労継続支援（A型）
47	Loistaa	松前町筒井 1322-15	就労継続支援（B型）
48	特定相談支援事業所ペガサス	松前町筒井 1322-15	障害児相談支援
49	特定相談支援事業所ペガサス	松前町筒井 1322-15	計画相談支援
50	ケアサポート とにかく笑えれば	松前町北黒田 652-3	居宅介護
51	ケアサポート とにかく笑えれば	松前町北黒田 652-3	重度訪問介護
52	一期一笑	松前町筒井 210-1	就労継続支援（B型）
53	松前社協ヘルパーステーションみどり	松前町筒井 710-1	居宅介護
54	松前社協ヘルパーステーションみどり	松前町筒井 710-1	重度訪問介護
55	松前社協ヘルパーステーションみどり	松前町筒井 710-1	同行援護
56	松前社協相談支援事業所みどり	松前町筒井 710-1	計画相談支援
57	松前社協相談支援事業所みどり	松前町筒井 710-1	地域移行支援
58	松前社協相談支援事業所みどり	松前町筒井 710-1	地域定着支援
59	松前社協相談支援事業所みどり	松前町筒井 710-1	障害児相談支援
60	トミーケア	松前町徳丸 1338	生活介護
61	トミー自立訓練所	松前町徳丸 1338	自立訓練（生活訓練）
62	トミーワークステーション	松前町徳丸 1338	就労継続支援（B型）
63	放課後等デイサービス マミー学園	松前町徳丸 1338	放課後等デイサービス
64	インクルシブ・松山 ヒカリアトリエ	松前町徳丸 1208-4	就労継続支援（B型）
65	グループホームこいこい	松前町徳丸 1150	共同生活援助
66	まこと（松前事業所）	松前町西高柳 246-4	就労継続支援（B型）
67	自立支援シェアハウス あつとほ一む	松前町西高柳 335-4	共同生活援助
68	かめ	松前町北黒田 500-7	就労継続支援（B型）
69	株式会社R a d i a n t	松前町筒井 1573-1	就労継続支援（B型）
70	てらす岡田	松前町上高柳 503-4	児童発達支援

No.	名 称	所 在 地	分 類
71	てらす岡田	松前町上高柳 503-4	放課後等デイサービス
72	こどもプラス松前教室	松前町神崎 198-1	放課後等デイサービス
73	放課後等デイサービス事業所 十人十色	松前町筒井 722-5	放課後等デイサービス
74	児童発達支援センター ユニコーン	松前町恵久美 471	児童発達支援
75	児童発達支援センター ユニコーン	松前町恵久美 471	保育所等訪問支援
76	松前ひまわり保育所	松前町北黒田 187-4	認可保育所
77	黒田保育所	松前町北黒田 711-1	認可保育所
78	小富士保育所	松前町大溝 118-4	認可保育所
79	白鶴保育所	松前町上高柳 266-1	認可保育所
80	伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園	松前町大溝 96-1	包括支援センター係管轄
81	梶原クリニック	松前町出作 1-1	医療機関（歯科を除く）
82	河辺整形外科	松前町浜 858	医療機関（歯科を除く）
83	木口ペインクリニック内科	松前町西高柳 110-1	医療機関（歯科を除く）
84	北伊予緩和ケアクリニック	松前町神崎 69	医療機関（歯科を除く）
85	くろだ病院	松前町神崎 586	医療機関（歯科を除く）
86	せいけい内科循環器科	松前町大溝 508-12	医療機関（歯科を除く）
87	たけだ内科クリニック	松前町筒井 947-7	医療機関（歯科を除く）
88	武智ひ尿器科・内科	松前町恵久美 711	医療機関（歯科を除く）
89	友澤外科	松前町北黒田 173-1	医療機関（歯科を除く）
90	西尾眼科	松前町北黒田 185-5	医療機関（歯科を除く）
91	西原耳鼻咽喉科	松前町恵久美 811-1	医療機関（歯科を除く）
92	兵頭クリニック	松前町中川原 456	医療機関（歯科を除く）
93	松前病院	松前町筒井 1592-1	医療機関（歯科を除く）
94	松野内科クリニック	松前町大間 166-1	医療機関（歯科を除く）
95	宮内ひふ科	松前町浜 400	医療機関（歯科を除く）
96	むかいだ小児科	松前町恵久美 792-1	医療機関（歯科を除く）
97	Dr. 盛次診療所	松前町筒井 1540	医療機関（歯科を除く）
98	さくらひめ眼科	松前町筒井 850 エミフル MASAKI 1階	医療機関（歯科を除く）

資料 6-4 松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

1 警報・注意報発表基準一覧表

令和 6 年 5 月 23 日現在
発表官署 松山地方気象台

松前町	府県予報区	愛媛県			
	一次細分区域	中予			
	市町村等をまとめた地域				
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	19		
		土壌雨量指数基準	—		
	洪水	流域雨量指数基準	国近川流域=5.9、長尾谷川流域=4.5		
		複合基準※1	長尾谷川流域= (8、3.9)		
		指定河川洪水予報による基準	重信川〔出合〕		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	2.6m			
注 意 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	115		
	洪水	流域雨量指数基準	国近川流域=4.7、長尾谷川流域=3.6		
		複合基準※1	国近川流域= (5、3.5) 長尾谷川流域= (7、2.2)		
		指定河川洪水予報による基準	重信川〔出合〕		
	暴風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm		
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.2m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
海上			500m		
乾燥					
なだれ	① 積雪の深さ 20 cm 以上あり降雪の深さ 30 cm 以上 ② 積雪の深さ 50 cm 以上あり最高気温 8℃ 以上又はかなりの降雨雪 ※2				
低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下				
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下				
着氷					
着雪	24 時間降雪の深さ：20 cm 以上 気温：-1℃~-2℃				
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm			

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は、松山気象台の値。

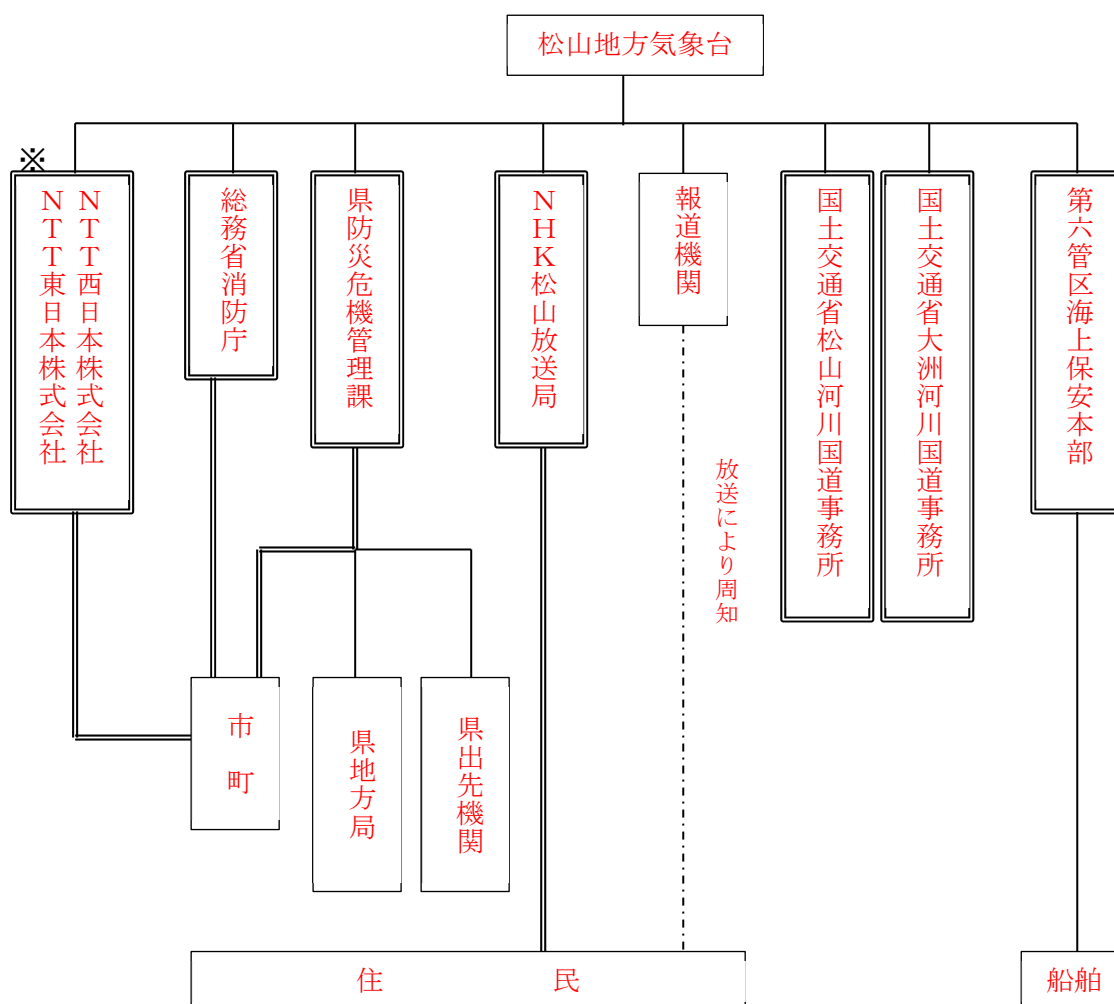
2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注)発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断します。

3 特別警報・警報・注意報の伝達系統図（松山地方気象台）

2022. 12. 14 現在



※印は警報のみ

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法廷伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

資料 7-1 伊予消防等事務組合松前消防署車両等一覧表

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

名称	用途	車名	排気量	級 別・ ポンプ 作成所	経過 年数	登録年 月日	備 考
伊予梯子1	梯子車	日野	8,860cc	モリタ	10年	H27. 3. 12	30m級、先端屈折、水路管付
松前化学20	化学車	日野	6,400cc	A2・モリタ	9年	H28. 2. 17	C A F S、タンク水量1.5 t、薬液0.5 t
松前ポンプ21	ポンプ車	いすゞ	2,990cc	〃	9年	H28. 3. 17	
松前資器搬14	資機材搬送車	日産	660cc		17年	H19. 10. 23	
松前救助資搬25	資機材搬送車	日野	4,000cc		13年	H24. 3. 27	
伊予救急2	救急車	トヨタ	2,690cc		4年	R3. 3. 12	

資料 7-2 伊予消防等事務組合松前消防署無線設備一覧表

(令和 7 年 4 月 1 日)

配備箇所・形式		局 種	呼出名称
松前消防署	卓 上 型	移動局	いよしょうぼうまさき1
	携 帯 用	〃	いよしょうぼう 201
	〃	〃	〃 202
	〃	〃	〃 203
	〃	〃	〃 204
	〃	〃	いよきゅうきゅう 102
	車載型(化学車)	〃	いよしょうぼう 20
	〃 (ポンプ車)	〃	〃 21
	〃 (資器材搬送車)	〃	〃 14
	〃 (救助資機材搬送車)	〃	〃 25
	〃 (梯子車)	〃	いよはしご 1
	〃 (救急車)	〃	いよきゅうきゅう 2

移動局

消防波 1	264. 46250MH z
消防波 2	264. 32500MH z
主運用波	265. 38150MH z
統制波 1	265. 90625MH z
統制波 2	265. 23125MH z
統制波 3	265. 53125MH z

防災相互波 (アナログ) 158. 35MH z

資料 7-3 消防団車両・資機材一覧表

令和 7 年 4 月 1 日現在

種 別	分 団 名	車 班 名	ポンプ 製作所	排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
指揮車	本 団	日産		2,000cc		3	R4. 2. 1	880す9938
広報車	〃	〃		2,500cc		8	H19. 12. 20	880す1543
トラック	〃	〃		1,990cc		6	H30. 7. 27	400て419
水防用軽貨物トラック	〃	〃		660cc		12	H25. 2. 21	880あ1322
消防用軽貨物トラック	第7分団	ダイハツ		660cc		1	R 6. 1. 29	880あ2353
ポンプ車	第2分団	三菱	小 川	5,240cc	A2級	24	H12. 7. 31	800さ2353
小 型 ポ ン プ 積 載 車	第1分団	日産	小 川	2,000cc		10	H26. 9. 29	800す5610
	〃	トヨタ		〃		28	H8. 12. 24	88す3473
	第2分団	日産		〃		5	R 2. 1. 30	800す8765
	第3分団	〃		〃		5	R 2. 1. 30	800す8767
	〃	トヨタ		〃		27	H15. 12. 15	800さ8106
	第4分団	〃		〃		27	H9. 12. 15	88す4382
	〃	〃		〃		29	H7. 12. 22	88す2572
	〃	ダイハツ		660cc		11	H26. 2. 24	880あ1494
	第5分団	トヨタ		2,000cc		3	R 4. 3. 25	800せ 55
	〃	〃		〃		20	H16. 12. 13	800さ9103
	第6分団	日産		〃		15	H22. 3. 23	800す3052
	〃	ダイハツ		660cc		9	H27. 10. 15	880あ1732
	〃	〃		〃		8	H28. 12. 21	880あ1963
	〃	〃		〃		9	H28. 2. 19	880あ1789
	第7分団	〃		〃		8	H29. 2. 15	880あ 1982
	〃	日産		2,000cc		15	H22. 3. 23	800す3051
	第8分団	トヨタ		〃		0	R 7. 2. 26	800せ1614
	〃	〃		〃		2	R 5. 3. 31	800せ 643
	第9分団	〃		〃		19	H17. 12. 22	800さ9979
	〃	ダイハツ		660cc		7	H29. 12. 1	880あ2123
	〃	トヨタ		2,000cc		28	H8. 12. 24	88す3472
	小型ポンプ積載車	21台						

種 別	分 団 名	車 班 名	ポンプ 製作所	排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
小 型 動 力 ポ ン プ	本 団	本 団	トーハツ		D1級	14	H22. 6. 16	
	第1分団	南黒田	〃		B3級	9	H27. 6. 26	
	〃	北黒田	〃		〃	1	R 5. 10. 18	
	第2分団	新 立	〃		〃	0	R 6. 11. 18	
	第3分団	本 村	〃		B3級	13	H23. 12. 9	
	〃	筒 井	〃		B3級	3	R 3. 11. 17	
	第4分団	徳 丸	〃		〃	1	R 5. 10. 25	
	〃	中川原	〃		〃	13	H23. 12. 9	
	〃	出 作	〃		B2級	6	H30. 12. 13	
	第5分団	神 崎	〃		B3級	5	R 1. 9. 11	
	〃	鶴 吉	〃		〃	12	H24. 11. 8	
	第6分団	横 田	〃		〃	4	R 2. 10. 28	
〃	大 溝	〃		B2級	7	H30. 2. 9		

〃	永田	〃		B3級	2	R5.2.2	
〃	東古泉	〃		B2級	10	H26.6.23	
第7分団	大間	〃		B3級	7	H30.12.13	
〃	上高柳	〃		B2級	11	H25.7.26	
〃	恵久美	〃		B3級	8	H28.8.1	
第8分団	昌農内	〃		〃	0	R6.11.18	
〃	西古泉	〃		〃	14	H22.12.10	
第9分団	西高柳	〃		〃	2	R4.10.20	
〃	北川原	〃		〃	25	H11.12.15	
〃	塩屋	〃		〃			
		22台					

資料7-4 消防水利の現況

消防年報（令和7年4月1日現在）

年 度	消 火 栓		防 火 水 そ う		消 防 井 戸		そ の 他 (プール等)
	40m ³ 以上	20m ³ 以上 40m ³ 未満	40m ³ 以上	20m ³ 以上 40m ³ 未満	40m ³ 以上	20m ³ 以上 40m ³ 未満	
令和7年度	248	155	74	12		156	1

資料 7-5 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第 2 条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

(1) 第 1 段階近隣市町の応援ア別に市町間で定める協定等

ア 別に市町間で定める協定等

イ 第 4 条第 2 項に定める応援隊の派遣

(2) 第 2 段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援

ア 別に各ブロック内で定める協定等

イ 第 4 条に定める応援隊の派遣

(3) 第 3 段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援

ア 第 4 条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第 3 条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

(1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもつてもなお消防力の不足が見込まれるとき。

(2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。

(3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

(4) その他応援を要する特殊な災害事故

2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

(3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

(4) その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第 4 条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

(1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち 1 人は応援隊の指揮が可能な者とする。

(2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。

(3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第 5 条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式 1 により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式 1-1 により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第 6 条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この

協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式 2 により知事及び受援側の長に通知するものとする。

(応援隊の派遣)

第 7 条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第 9 条 応援側の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第 10 条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費(報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等)、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報交換及び訓練)

第 11 条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第 12 条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書 25 通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2 年 3 月 31 日

愛媛県

知 事
松山市
市 長
今治市
市 長
宇和島市
市 長
八幡浜市
市 長
新居浜市
市 長
西条市
市 長
大洲市
市 長
伊予市
市 長
四国中央市
市 長
西予市
市 長
東温市
市 長
上島町
町 長
久万高原町
町 長
松前町
町 長
砥部町
町 長
内子町
町 長
伊方町
町 長
松野町
町 長
鬼北町
町 長
愛南町
町 長
宇和島地区広域事務組合
組合長
八幡浜地区施設事務組合
組合長
大洲地区広域消防事務組合
組合長
伊予消防等事務組合
組合長

資料 7-6 中予地区広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に基づき、松山地区新広域市町村圏区域内における大規模火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村及び消防にかかわる一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について定めるものとする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させるものとする。

(1) 普通応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発生地の市町村等の長の要請をまたずに行う応援

(2) 特別応援 市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法)

第3条 前条第2号の応援要請は、災害発生の市町村等の長から応援を求める市町村等の長に対し電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請を行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の種別及び概況

(2) 災害発生の場所

(3) 応援を要請する応援隊等の種類及び数量

(4) 応援隊の到着場所及び日時

(5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の区域内の警備に支障のない範囲において行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強する。

(2) 特別応援は、市町村等の長からの要請内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長

(2) 応援隊等の規模

(3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急の場合は、直接指揮することができるものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。ただし、重要事案が生じた場合は、関係市町村等の間においてその都度協議するものとする。

(1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、資機材等（化学消火薬剤を含む。）で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の補食又は燃料補給等の経費は、受援市町村等が負担するものとする。

- (2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療費は、受援市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料（別添様式）を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

(付則)

この協定は平成2年8月1日から実施する。

記名押印省略

松山市長
愛媛県北条市長
中島町長
川内町長
東温消防等事務組合長
愛媛県温泉郡重信町長
伊豫市長
伊豫消防等事務組合長
松前町長
砥部町長
愛媛県伊豫郡双海町長
愛媛県伊豫郡中山町長
伊予郡広田村長
久万町長
面河村長
愛媛県上浮穴郡美川村長
柳谷村長
愛媛県上浮穴郡小田町長
上浮穴郡生活環境事務組合長

様式

中予地区広域消防相互応援協定交換資料

年 月 日 現在
消防本部・団

種 別	内 容						
1. 人員	消 防 職 員			消 防 団 員			
	名			名			
2. 装備	機 械 器 具			その他の器具			
	消防ポンプ自動車	台	エンジンカッター	台			
	水槽付消防ポンプ自動車	台	チェーンソー	台			
	梯子付消防自動車	台					
	化学消防自動車	台					
	照明車	台					
	救助工作車	台					
	小型動力ポンプ付積載車	台					
	小型動力ポンプ B級	台					
3. 消火薬剤	空 気 泡		化 学 泡		高 発 泡	界面活性剤	その他
	蛋 白 系		粉 末	薬 液			
	3%型	6%型					

資料 7-7 松山地区排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、松山地区（松山海上保安部担任水域）及び備後灘・伊予灘海域（今治・呉及び尾道海上保安部の担任水域の水域をいう。以下同じ。）並びにその周辺海域において、大量の油若しくは有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その連携を推進すること及び広域防除体制の連携を推進する機関として役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「松山地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

(1) 排出油等の防除計画の策定

イ 情報の共有

ロ 人員、施設、機材の動員、輸送

ハ 出動船艇相互間の通信連絡

ニ その他必要事項

(2) 排出油等の防除に必要な施設、機材の整備の推進

(3) 排出油等の防除に関する研修又は訓練

(4) 排出油等の防除活動の連携の推進

(5) 排出油等の処理済の使用に関する事項

(6) その他排出油等の防除に必要な事項

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第4条 地区協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、第1条の松山地区に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第5条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、松山海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、松山海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推せんする者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第6条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末）会長に提出するものとする。会長は、これを取りまとめ、会員に周知する。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通報するものとする。

(1) 施設、機材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他必要な事項

(情報提供)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(排出油等の防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第10条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに地区協議会の総合調整本部を設け情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

なお、連合会の総合調整本部が設置された場合は、地区協議会の総合調整本部は設置しないものとし、会員は連合会会長の活動の調整を受けるものとする。

2 第8条の防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を地区協議会又は連合会の総合調整本部に派遣するものとする。

(訓練)

第11条 排出油事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練(図上演習を含む。)を行うものとする。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(会計年度)

第15条 地区協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(監事)

第16条 地区協議会に監事2人を置くものとする。

2 監事は会員の互選により選出する。

3 監事の任期は2年とし再選を妨げない。

(協議)

第17条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、そのつど協議し決定するものとする。

(事務局)

第18条 地区協議会の事務局は、松山海上保安部警備救難課に置く。

附 則

この会則は、昭和49年6月25日から施行する。

昭和53年6月30日一部改正

附 則（平成 7 年 11 月 7 日一部改正）
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 90 号）
が施行する日（平成 8 年 1 月 17 日） から施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 10 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日法
律第 68 号） が施行する日（平成 19 年 4 月 1 日） から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 第 14 条の経費は、一口 3,000 円とする。

松山地区排出油防除協議会会員の主たる役割

機 関 名	役 割 内 容
海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防除体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常配備及び流出油防除対策本部の設置 (2) 関係機関との協力体制の確立 2 防除応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信の確保 (2) 警報の伝達 (3) 流出油状況の把握、情報の収集 (4) 防除応急対策用資器材の備蓄及び調達 (5) 防除活動 (6) 海上交通安全の確保 (7) 危険物の安全措置 (8) 治安の安全維持 (9) 広報
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県下沿岸における防除応急対策 2 情報の伝達及び指示 3 防除応急対策用資器材の備蓄及び調達 4 防除応急対策物資のあっせん、調達、輸送 5 自衛隊出動要請 6 他の関係機関に対する協力要請
警 察	<ol style="list-style-type: none"> 1 流出油の漂着等被害の及ぶ恐れのある沿岸の警察官によるパトロール及び港内着岸船舶に対する情報の伝達 2 引火物の投棄等危険行為の取り締まり 3 民心安定のための広報活動
市 町 村 (消防機関を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水難救護法による人命、船舶救助 2 初期防除及び拡散防止 3 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒 4 防除協議会の指示に基づく応急対策の実施並びに海上保安部の実施する応急対策に協力 5 防除応急対策用資器材の備蓄及び調達
関 係 企 業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故に関する情報を対策協議会等関係機関に通報 2 回収船等処理船舶の増強 3 防除応急対策用資器材の備蓄及び調達 4 自力による防除応急措置の実施 5 防除協議会の指示に基づく防除応急措置の実施
漁業協同組合 (県漁連)	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁民に対する情報の伝達 2 油の漂着又は漂着の恐れのある漁具等の自衛措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁具周辺のオイルフェンスの展張 (2) 漁具の移動 3 漁船の出動による油の吸着、処理剤の散布等の防除作業

資料 7-8 愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第 2 条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第 1 段階 近隣市町の応援
 - ア 別に市町間で定める協定等
 - イ 第 4 条第 2 項に定める応援隊の派遣
- (2) 第 2 段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
 - ア 別に各ブロック内で定める協定等
 - イ 第 4 条に定める応援隊の派遣
- (3) 第 3 段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
 - ア 第 4 条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第 3 条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
- (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
- (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第 4 条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち 1 人は応援隊の指揮が可能な者とする。
- (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。

(3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞いゆつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

(5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報交換及び訓練)

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

資料8-1 様式1 災害発生報告

様式 1 災 害 発 生 報 告

松 前 町

受信時刻 月 日 時 分

発信者 _____

受信者 _____

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 令	職 業	住 所	備 考
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 令	職 業	所 在 地	被 害 状 況
5 災 害 に 対 し て と ら れ た 措 置	(1) 主な措置					
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世帯数	人 員	避 難 先	命令、勧告、自主の別、その他
(3) 消防機関の活動状況	ア 出動人員 消防機関____名、消防団員____名、計____名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)					

資料8-2 様式2の(1) 中間・最終報告 (共用)

様式2の(1)

中間報告・最終報告 (共用)

発信機関				区 分			被 害	区 分			被 害
報 告 第 報				11	(1) 流失、埋没	ha		34	公共文教施設	千円	
号 (月 日 時現在)				田	(2) 冠 水	ha		35	農林水産業施設	千円	
報告者名				12	(1) 流失、埋没	ha		36	公共土木施設	千円	
受領者名				畑	(2) 冠 水	ha		37	その他の公共施設	千円	
区 分				13	文教施設	箇所		38	小 計	千円	
被 害				14	病 院	箇所		39	公共施設被害		団体
人的被害	1	死 者	人	そ	15	道 路	箇所	そ	40	農産被害	千円
	2	行方不明者	人		16	橋りょう	箇所		41	林産被害	千円
	3	(1) 重症	人		17	河 川	箇所		42	畜産被害	千円
(2) 軽傷		人	18	港 湾	箇所	43	水産被害	千円			
住家被害	4 全 壊		棟	の	19	砂 防	箇所	他	44	商工被害	千円
			世帯		20	清掃施設	箇所				
			人		21	崖くずれ	箇所				
	5 半 壊		棟		22	鉄道不通	箇所		45	そ の 他	千円
			世帯		23	被害船舶	隻		46	被害総額	千円
	人	24	水 道		戸	人的被害者の住所氏名等					
	6 一部破損		棟		25	電 話	回線				
世帯			26	電 気	戸						
人			27	ガ ス	戸						
7 床上浸水		棟	28	ブロック塀等	箇所						
		世帯				今 後 の 見 と お し					
		人									
8 床下浸水		棟	29	り災世帯数	世帯	消 防 機 関 の 活 動 状 況					
		世帯	30	り災者数	人						
		人	31	建 物	件						
非住家	9 公共建築		棟	32	危 険 物	件					
	10 そ の 他		棟	33	そ の 他	件					

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概況							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出 動 状 況	49 消 防 団	人	51 警 察 官	人	53 自 衛 隊	人	
	50 消 防 吏 員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度				不 通 道 路 橋 り よ う 名			

資料8-3 様式2の(2) 被害状況内訳表

様式2の(2) 被害状況内訳表

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
一 般	人的被害	死者	1	人		
		行方不明	2	人		
		負傷者	重症	3	人	
			軽傷	4	人	
			小計	5	人	
	住 家 被 害	全 壊	棟 数	6	棟	
			世 帯	7	世帯	
			人 員	8	人	
		半 壊	棟 数	9	棟	
			世 帯	10	世帯	
			人 員	11	人	
		一部破損	棟 数	12	棟	
			世 帯	13	世帯	
			人 員	14	人	
		床上浸水	棟 数	15	棟	
			世 帯	16	世帯	
			人 員	17	人	
	床下浸水	棟 数	18	棟		
		世 帯	19	世帯		
		人 員	20	人		
非住家被害	全壊及び半壊	21	棟			
被 害	り災世帯	り 災 世 帯	22	世帯		
	り 災 者	23	人			
害	県 有 施 設	他の項目 に掲げる ものを除 く	庁舎等	24	箇所	
			その他の 行政財産	25	箇所	
			普通財産	26	箇所	
			県立大学	27	箇所	
			その 他	28	箇所	
		小 計	29	箇所		
市 町 村 有 施 設	他の項目 に掲げる ものを除 く	庁舎等	30	箇所		
		その他の 行政財産	31	箇所		
		普通財産	32	箇所		
		その 他	33	箇所		
		小 計	34	箇所		
計		35	箇所			

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
厚 生 関 係 被 害 商 工 労 働 関 係 被 害	社会福祉施設	生活保護施設	36	箇所		
		身障更正保護施設	37	箇所		
		老人福祉施設	38	箇所		
		児童福祉施設	39	箇所		
		婦人保護施設	40	箇所		
		そ の 他	41	箇所		
		小 計	42	箇所		
	医療施設	伝染病棟	43	棟		
		伝染病舎	44	棟		
		公的病院	45	箇所		
		私的病院	46	箇所		
		そ の 他	47	箇所		
		小 計	48			
	環境衛生施設	水道施設	49	箇所		
		下水道施設	50	箇所		
		清掃施設	51	箇所		
		そ の 他	52	箇所		
		小 計	53	箇所		
	計		54			
	商 工 労 働 関 係 被 害	中小企業	建物 (住宅部分除く)	55	棟	
			機械設備	56	箇所	
			商品、原材料、仕掛品	57	箇所	
			そ の 他	58	箇所	
			小 計	59		
		鉱工業	建 物	60	箇所	
			機 械 設 備	61	箇所	
			商品、原材料、仕掛品	62	箇所	
			そ の 他	63	箇所	
			小 計	64	箇所	
観光施設		ホテル・旅館	65	箇所		
		観 光 施 設	66	箇所		
		そ の 他	67	箇所		
		小 計	68	箇所		
計		69				

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農	施 設	畜産関係	70	箇所		
		蚕糸関係	71	箇所		
		園芸関係	72	箇所		
		入植関係	73	箇所		
		その他	74	箇所		
		小計	75	箇所		
	設 置	畜産関係	76	箇所		
		蚕糸関係	77	箇所		
		園芸関係	78	箇所		
		入植関係	79	箇所		
その他		80	箇所			
小計		81	箇所			
関 係	牧 野 地	82	ha			
	牧 野 施 設	83				
	果樹、桑樹、茶樹の樹体被害	84	ha			
係	地方公共団体等の施設	畜産関係	85	箇所		
		蚕糸関係	86	箇所		
		園芸関係	87	箇所		
		入植関係	88	箇所		
		その他	89	箇所		
		小計	90	箇所		
計		91				
被 害	農 畜 産 物 等	農 畜 産 物 関 係	水陸稲	92	ha t	
			麦類	93	ha t	
			野菜	94	ha t	
			果樹	95	ha t	
			園芸作物	96	ha t	
			茶	97	ha t	
			桑	98	ha t	
			飼料作物	99	ha t	
			その他	100	ha t	
			小計	101	ha t	

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農	農畜産物等	家 畜	102			
		畜 産 物	103			
		繭	104			
		そ の 他	105			
		小 計	106			
		貯蔵物、加工品	107			
	計	108				
	水産関係	漁 港	109	隻		
		漁 船	110	件		
		船 具	111	箇所		
		共同利用施設	112	箇所		
		非共同利用施設	113	箇所		
		養 殖 施 設	114	箇所		
		養 殖 物	115			
漁協(連合会)在庫物		116				
そ の 他		117				
計		118				
耕 地	農 田	流失埋没	119	ha		
		冠 水	120	ha		
		小 計	121	ha		
	地 畑	流失埋没	122	ha		
		冠 水	123	ha		
		小 計	124	ha		
	農業用施設	た め 池	125	箇所		
		頭 首 工	126	箇所		
		水 路	127	箇所		
		堤 と う	128	箇所		
		道 路	129	箇所		
		橋 り よ う	130	箇所		
		揚 水 機	131	箇所		
		そ の 他	132	箇所		
小 計		133	箇所			
計	134					

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考		
農 林 関 係 被 害	林 業 関 係	山 地 崩 壊	135	ha			
		林 道	道 路	136	箇所		
			橋 架	137	箇所		
			小 計	138	箇所		
			林 産 物	木 材	139	m ³	
		立 木		140	ha		
		木 炭		141	kg		
		薪		142	kg		
		そ の 他		143			
		小 計		144			
		係		一 般 林 道 施 設	145	箇所	
			木 炭 施 設	146	箇所		
			そ の 他	147			
			計	148			
	合 計		149				
	土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担	県 工 事	河 川	150	箇所	
				砂 防	151	箇所	
				道 路	152	箇所	
橋 り よ う				153	箇所		
港 湾				154	箇所		
漁 港				155	箇所		
小 計				156	箇所		
工 事		市 町 村 工 事	河 川	157	箇所		
			砂 防	158	箇所		
			道 路	159	箇所		
			橋 り よ う	160	箇所		
			港 湾	161	箇所		
			漁 港	162	箇所		
			小 計	163	箇所		
単 独 工 事		県 工 事	河 川	164	箇所		
			砂 防	165	箇所		
			道 路	166	箇所		

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
土木関係被害	単独工事	県工事	橋りょう	167	箇所	
			港 湾	168	箇所	
			漁 港	169	箇所	
			小 計	170	箇所	
	一般都市施設		171	箇所		
	その他		172	箇所		
	計		173	箇所		
文教関係被害	学校関係	幼稚園	174	件		
		小学校	175	校		
		中学校	176	校		
		高等学校	177	校		
		その他の学校	178	校		
		小 計	179			
	社会教育施設	公民館	180	箇所		
		その他	181	箇所		
		小 計	182	箇所		
	文化財関係	国宝	183	件		
		重 文	184	件		
		県指定文化財	185	件		
		史跡名勝	186	箇所		
		天然記念物	187	箇所		
		小 計	188			
	計		189			
	総 合 計			190		

資料 9-1 町防災行政無線施設一覧表

1 同報系

無線局種別	固定局
呼出名称	ぼうさいまさきちょうやくば
空中線電力	1W
周波数	15K0D7W 59.18MHz
無線設備の設置場所	送受信所及び第1通信所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地 松前町役場内 第2通信所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 809 番地 1 伊予消防等事務組合松前消防署 内

受信設備

種別	呼称	電波形式 周波数	型式	住所	設置箇所	出力
固定局	ぼうさいまさきちょうやくば	15K0D7W 59.18 MHz	操作卓	伊予郡松前町筒井 631 番地	松前町役場	1w
			送受信装置			
			リモート			
			リモート	伊予郡松前町筒井 809 番地 1	伊予消防等事務組合 松前消防署	—
〃	〃 だいいちぶんだんしょうぼうつめしよ	〃	アンサーバック	伊予郡松前町北黒田 394 番地 4	第1分団詰所	0.01w
〃	〃 そいばらしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町筒井 1161 番地 2	宗意原詰所	0.05w
〃	〃 しんだてしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町浜 745 番地	新立詰所	0.05w
〃	〃 ほんむらしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町浜 225 番地 2	本村詰所	0.01w
〃	〃 つついしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町筒井 329 番地 7	筒井詰所	0.005w
〃	〃 だいよんぶんだんしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町徳丸 1184 番地 3	第4分団詰所	0.01w
〃	〃 かんざきしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町神崎 211 番地 2	神崎詰所	0.005w
〃	〃 つるよししょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町鶴吉 289 番地 4	鶴吉詰所	0.01w
〃	〃 よこたしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町横田 152 番地 7	横田詰所	0.01w
〃	〃 おおみぞしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町大溝 327 番地 6	大溝詰所	0.001w
〃	〃 ながたしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町永田 103 番地 2	永田詰所	0.001w
〃	〃 ひがしこいずみしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町東古泉 202 番地 7	東古泉詰所	0.001w
〃	〃 だいななぶんだんしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町上高柳 236 番地 2	第7分団詰所	0.005w
〃	〃 しょうのうちしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町昌農内 480 番地 2	昌農内詰所	0.005w
〃	〃 にしたかやなぎしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町西高柳 169 番地 2	西高柳詰所	0.005w

種別	呼 称	電波形式 周波数	型式	住 所	設置箇所	出力
〃	〃 にしこいずみしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町西古泉 458 番地 1	西古泉詰所	0.001w
〃	〃 きたがわらしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町北川原 323 番地 1	北川原詰所	0.005w
〃	〃 しおやしょうぼうつめしよ	〃	〃	伊予郡松前町北川原 909 番地 4	塩屋詰所	0.05w
〃	〃 おかだちゅうがっこう	〃	〃	伊予郡松前町昌農内 443 番地 1	岡田中学校	0.01w

2 移動系

無 線 局 種 別	基地局、陸上移動局
呼 出 名 称	ぼうさいまさきちょう
空 中 線 電 力	5 W
周 波 数	2 4 K 3 G 7 W 271.6875MHz
無 線 設 備 の 設 置 場 所	設置場所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地 松前町役場内

受信設備

種別	No	呼 称	設置 (保管) 箇所	出力	周波数	型式	機種
基地局		ぼうさいまさきちょう	役場 6 階	5w	271.6875MH	無線装置	E A-2350 B
統制局		ぼうさいまさきちょう 100	役場 3 階	〃	〃	主統制台	E C-1933 C
〃		ぼうさいまさきちょう 101	松前消防署	〃	〃	副統制台	E C-1933 C
陸上移動局	1	ぼうさいまさきちょう 201	危機管理課	〃	〃	半固定	E K-2234
〃	2	ぼうさいまさきちょう 210	財政課	〃	〃	車携帯	〃
〃	3	ぼうさいまさきちょう 211	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	4	ぼうさいまさきちょう 212	健康課	〃	〃	〃	〃
〃	5	ぼうさいまさきちょう 213	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	6	ぼうさいまさきちょう 214	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	7	ぼうさいまさきちょう 215	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	8	ぼうさいまさきちょう 216	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	9	ぼうさいまさきちょう 217	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	10	ぼうさいまさきちょう 218	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	11	ぼうさいまさきちょう 219	総務課	〃	〃	〃	〃
〃	12	ぼうさいまさきちょう 220	危機管理課	〃	〃	〃	〃
〃	13	ぼうさいまさきちょう 221	町民課	〃	〃	〃	〃
〃	14	ぼうさいまさきちょう 222	まちづくり課	〃	〃	〃	〃
〃	15	ぼうさいまさきちょう 223	まちづくり課	〃	〃	〃	〃
〃	16	ぼうさいまさきちょう 224	まちづくり課	〃	〃	〃	〃
〃	17	ぼうさいまさきちょう 225	産業課	〃	〃	〃	〃

種別	No	呼 称	設置 (保管) 箇所	出力	周波数	型式	機種
〃	18	ぼうさいまさきちょう 226	産業課	5w	271.6875MHz	車携帯	E K-2234
〃	19	ぼうさいまさきちょう 227	財政課	〃	〃	〃	〃
〃	20	ぼうさいまさきちょう 228	上下水道課	〃	〃	〃	〃
陸上移動局	21	ぼうさいまさきちょう 229	上下水道課	〃	〃	〃	〃
〃	22	ぼうさいまさきちょう 230	上下水道課	〃	〃	〃	〃
〃	23	ぼうさいまさきちょう 231	税務課	〃	〃	携帯	〃
〃	24	ぼうさいまさきちょう 232	福祉課	〃	〃	〃	〃
〃	25	ぼうさいまさきちょう 233	保険課	〃	〃	〃	〃
〃	26	ぼうさいまさきちょう 234	子育て支援課	〃	〃	〃	〃
〃	27	ぼうさいまさきちょう 235	社会教育課	〃	〃	〃	〃
〃	28	ぼうさいまさきちょう 236	学校教育課	〃	〃	〃	〃
〃	29	ぼうさいまさきちょう 237	まちづくり課	〃	〃	〃	〃
〃	30	ぼうさいまさきちょう 238	議会事務局	〃	〃	〃	〃
〃	31	ぼうさいまさきちょう 239	会計課	〃	〃	〃	〃
〃	32	ぼうさいまさきちょう 301	松前消防署受付	〃	〃	半固定	〃
〃	33	ぼうさいまさきちょう 302	消防団長	〃	〃	携帯	〃
〃	34	ぼうさいまさきちょう 303	副団長 (松前)	〃	〃	〃	〃
〃	35	ぼうさいまさきちょう 304	副団長 (北伊予)	〃	〃	〃	〃
〃	36	ぼうさいまさきちょう 305	副団長 (岡田)	〃	〃	〃	〃
〃	37	ぼうさいまさきちょう 311	第1分団長	〃	〃	〃	〃
〃	38	ぼうさいまさきちょう 312	第2分団長	〃	〃	〃	〃
〃	39	ぼうさいまさきちょう 313	第3分団長	〃	〃	〃	〃
〃	40	ぼうさいまさきちょう 314	第4分団長	〃	〃	〃	〃
〃	41	ぼうさいまさきちょう 315	第5分団長	〃	〃	〃	〃
〃	42	ぼうさいまさきちょう 316	第6分団長	〃	〃	〃	〃
〃	43	ぼうさいまさきちょう 317	第7分団長	〃	〃	〃	〃
〃	44	ぼうさいまさきちょう 318	第8分団長	〃	〃	〃	〃
〃	45	ぼうさいまさきちょう 319	第9分団長	〃	〃	〃	〃
〃	46	ぼうさいまさきちょう 320	南黒田班	〃	〃	車携帯	〃
〃	47	ぼうさいまさきちょう 321	北黒田班	〃	〃	〃	〃
〃	48	ぼうさいまさきちょう 322	宗意原班	〃	〃	〃	〃
〃	49	ぼうさいまさきちょう 323	新立班	〃	〃	〃	〃
〃	50	ぼうさいまさきちょう 324	本村班	〃	〃	〃	〃
〃	51	ぼうさいまさきちょう 325	筒井班	〃	〃	〃	〃
〃	52	ぼうさいまさきちょう 326	徳丸班	〃	〃	〃	〃
〃	53	ぼうさいまさきちょう 327	中川原班帯	〃	〃	〃	〃
〃	54	ぼうさいまさきちょう 328	出作班	〃	〃	〃	〃
〃	55	ぼうさいまさきちょう 329	神埼班	〃	〃	〃	〃

種別	No	呼 称	設置 (保管) 箇所	出力	周波数	型式	機種
〃	56	ぼうさいまさきちょう 330	鶴吉班	5w	271.6875MHz	車携帯	E K - 2234
〃	57	ぼうさいまさきちょう 331	大溝班	〃	〃	〃	〃
〃	58	ぼうさいまさきちょう 332	永田班	〃	〃	〃	〃
陸上移動局	59	ぼうさいまさきちょう 333	横田班	〃	〃	〃	〃
〃	60	ぼうさいまさきちょう 334	東古泉班	〃	〃	〃	〃
〃	61	ぼうさいまさきちょう 335	大間班	〃	〃	〃	〃
〃	62	ぼうさいまさきちょう 336	上高柳班	〃	〃	〃	〃
〃	63	ぼうさいまさきちょう 337	恵久美班	〃	〃	〃	〃
〃	64	ぼうさいまさきちょう 338	昌農内班	〃	〃	〃	〃
〃	65	ぼうさいまさきちょう 339	西古泉班	〃	〃	〃	〃
〃	66	ぼうさいまさきちょう 340	西高柳班	〃	〃	〃	〃
〃	67	ぼうさいまさきちょう 341	北川原班	〃	〃	〃	〃
〃	68	ぼうさいまさきちょう 342	塩屋班	〃	〃	〃	〃
〃	69	ぼうさいまさきちょう 343	指揮広報車	〃	〃	〃	〃
〃	70	ぼうさいまさきちょう 344	団広報車	〃	〃	〃	〃
〃	71	ぼうさいまさきちょう 345	資機材搬送車	〃	〃	〃	〃
〃	72	ぼうさいまさきちょう 401	認定こども園 まさき幼稚園	〃	〃	携帯	〃
〃	73	ぼうさいまさきちょう 402	認定こども園 まさき幼稚園	〃	〃	〃	〃
〃	74	ぼうさいまさきちょう 403	松前保育所	〃	〃	〃	〃
〃	75	ぼうさいまさきちょう 404	黒田保育所	〃	〃	〃	〃
〃	76	ぼうさいまさきちょう 405	危機管理課	〃	〃	〃	〃
〃	77	ぼうさいまさきちょう 406	小富士保育所	〃	〃	〃	〃
〃	78	ぼうさいまさきちょう 407	白鶴保育所	〃	〃	〃	〃
〃	79	ぼうさいまさきちょう 408	東公民館	〃	〃	〃	〃
〃	80	ぼうさいまさきちょう 409	西公民館	〃	〃	〃	〃
〃	81	ぼうさいまさきちょう 410	北公民館	〃	〃	〃	〃
〃	82	ぼうさいまさきちょう 501	松前小学校	〃	〃	半固定	〃
〃	83	ぼうさいまさきちょう 502	松前中学校	〃	〃	〃	〃
〃	84	ぼうさいまさきちょう 503	北伊予小学校	〃	〃	〃	〃
〃	85	ぼうさいまさきちょう 504	北伊予中学校	〃	〃	〃	〃
〃	86	ぼうさいまさきちょう 505	岡田小学校	〃	〃	〃	〃
〃	87	ぼうさいまさきちょう 506	岡田中学校	〃	〃	〃	〃
〃	88	ぼうさいまさきちょう 507	伊予高校	〃	〃	〃	〃
〃	89	ぼうさいまさきちょう 508	松前公園体育館	〃	〃	〃	〃
〃	90	ぼうさいまさきちょう 509	松前町国体記念 ホッケー公園	〃	〃	携帯	〃

資料 10-1 指定緊急避難場所及び避難所一覧表

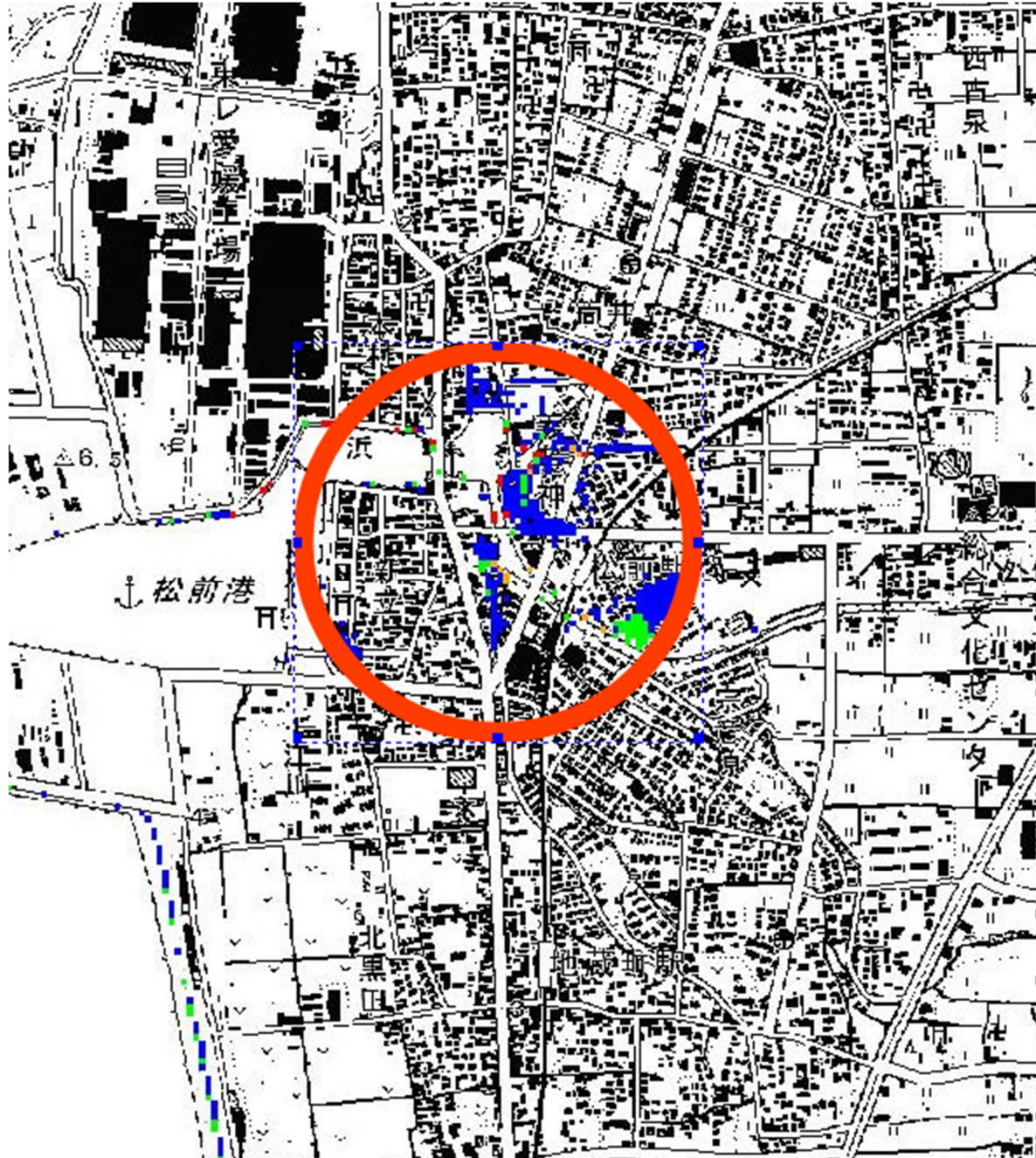
指定緊急避難場所

No	施設名	収容可能 人員(人)	面積(m ²)	所在地	電話番号
1	コーポ鳥井	100	200	筒井 316	-
2	エミフル MASAKI 西側 立体駐車場	7,200	14,400	筒井 850	-
3	グランフィールド松前 庁舎前	123	246	筒井 961	-
合 計		7,423	14,846		

指定避難所

No	施設名	収容可能 人員(人)	面積(m ²)	所在地	電話番号
1	松前小学校	1,469	2,939	筒井 1175	984-1033
2	松前中学校	1,422	2,845	浜 963	984-1149
3	北伊予小学校	948	1,897	神崎 226	984-1322
4	北伊予中学校	826	1,652	神崎 415-1	984-2254
5	岡田小学校	1,073	2,147	西高柳 156	984-2249
6	岡田中学校	1,072	2,147	昌農内 443-1	984-1357
7	伊予高校	2,065	4,131	北黒田 119-2	984-9311
8	松前町国体記念 ホッケー公園	273	547	鶴吉 118-1	-
9	松前公園	997	1,995	筒井 638	984-7227
合 計		10,145	20,300		

資料 10-2 事前避難対象地域



地区	世帯数 (戸数)	1世帯当たりの 平均人口	想定避難人口	指定避難所
北黒田 (宗意原)	56	2	112	松前公園体育館
北黒田 (新立)	8	2	16	松前公園体育館
浜 (宗意原)	19	2	38	松前公園体育館
浜 (新立)	496	2	992	松前公園体育館
浜 (本村)	53	2	106	松前公園体育館
筒井 (宗意原)	181	2	362	松前公園体育館
筒井 (新立)	95	2	190	松前公園体育館
筒井	48	2	96	松前公園体育館
合計	956	2	1,912	松前公園体育館

資料 11-1 病院・診療所等一覧表

番号	名称	電話番号	医療機関所在地	診療科目
1	松前病院	(089) 984-1300	筒井 1592-1	内外整外泌ハ麻
2	くろだ病院	(089) 984-1201	神崎 586	精神内心内
3	西尾眼科	(089) 985-2122	北黒田 185-5	眼
4	むかいだ小児科	(089) 985-0115	恵久美 792-1	小
5	西原耳鼻咽喉科	(089) 985-2511	恵久美 811-1	耳
6	心療内科 兵頭クリニック	(089) 985-3311	中川原 456	精内神療
7	武智ひ尿器科・内科	(089) 960-3555	恵久美 711	泌内
8	梶原クリニック	(089) 960-3197	出作 1-1	外胃肛ハ
9	友澤外科	(089) 985-0511	北黒田 173-1	外
10	木口内科	(089) 984-3729	西高柳 110-1	内胃消麻
11	河辺整形外科	(089) 985-0500	浜 858	整ハ
12	おち内科循環器科	(089) 960-3620	大溝 508-12	内呼消循
13	北伊予緩和ケアクリニック	(089) 985-2591	神崎 69	内麻
14	松野内科クリニック	(089) 961-6677	大間 166-1	内循
15	宮内ひふ科	(089) 984-0902	浜 400	ヒ
16	たけだ内科クリニック	(089) 985-0003	筒井 947-7	内リウ
17	D r 盛次診療所	(089) 961-6262	筒井 1540	内精
18	さくらひめ眼科	(089) 994-5124	筒井 850 エミフル 1F	眼
19	古城歯科医院	(089) 984-4755	浜 732	歯
20	升田歯科	(089) 984-0005	昌農内 430	歯
21	西本歯科医院	(089) 985-0222	筒井 318-3	歯
22	武西歯科医院	(089) 984-6480	中川原 109-1	歯
23	塩崎歯科医院	(089) 984-1325	出作 219	歯
24	かまだ歯科医院	(089) 984-8886	北黒田 235-5	歯
25	清水歯科医院	(089) 985-1183	浜 392-2	歯小歯矯歯
26	さたけ歯科	(089) 985-3063	筒井 947-3	歯
27	これさわ歯科医院	(089) 985-3191	南黒田 437-40	歯
28	おかだ歯科クリニック	(089) 984-8214	上高柳 226-6	歯
29	なかむら歯科	(089) 985-3882	北黒田 490	歯
30	西田歯科医院	(089) 984-3588	恵久美 634-2	歯
31	愛媛インプラントクリニック かまくら歯科	(089) 984-0002	鶴吉 806	歯矯歯小歯歯外
32	すまいる総合歯科クリニック	(089) 989-1182	筒井 850 エミフル 1F	歯矯歯小歯歯外
33	中矢歯科医院	(089) 992-9218	永田 298 番地 13	歯

資料 11-2 災害医療コーディネータの設置医療機関

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括コーディネータ	全県	災害基幹拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院 コーディネータ	宇摩	災害（基幹）拠点 病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今治		県立今治病院
	松山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇和島		市立宇和島病院
公立病院 コーディネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予病院
	宇和島		鬼北町立北宇和病院、県立南宇和病院

資料 12-1 給水用資機材の現況

(平成28年12月31日現在)

No.	資機材名	規格	保有数	保管場所
1	給水タンク	300ℓ	4個	松前町役場水道倉庫
2	〃	300ℓ	6個	北伊予浄水場
3	給水栓	水栓数4口	2基	恵久美浄水場
4	〃	水栓数4口	3基	北伊予浄水場
5	給水袋	5ℓ	500個	恵久美浄水場
6	〃	5ℓ	500個	北伊予浄水場

資料 12-2 指定給水装置工事事業者

(平成28年12月31日現在)

No.	事業者名	郵便番号	住 所	電話番号
1	(株)設備社おおうえ	791-1102	松山市来住町 644 番地 5	089-975-5317
2	(株)ホーム設備	790-0045	松山市余戸中 2 丁目 2 番 1 号	089-973-6895
3	(株)共進建設	791-1111	松山市高井町 1168 番地	089-975-3244
4	(株)堀切産業 伊予支店	791-3131	松前町大字北川原 972 番地 4	089-984-9271
5	(有)オカダ設備	791-3152	松前町大字永田 579 番地 1	089-985-1660
6	(有)加藤設備工業	791-3164	松前町大字中川原 987 番地 3	089-984-0517
7	(株)岡組	791-3131	松前町大字北川原 869 番地 5	089-984-7115
8	松本水道工事(株)	791-8013	松山市山越 3 丁目 5 番 37 号	089-924-4858
9	(有)大和工業	791-3152	松前町大字永田 435 番地 1	089-984-9553
10	愛媛日化サービス(株)	790-0041	松山市保免西 2 丁目 3 番 11 号	089-971-2230
11	(株)ニシエイ建材	791-3153	松前町大字大溝 455 番地 1	089-984-7272
12	(株)戒田商事 松前センター	791-3131	松前町大字北川原 2030 番地 1	089-984-0688
13	山岡環境設備	791-3102	松前町大字北黒田 831 番地 1 ベルメゾン松前 105 号	089-984-7950
14	田村水道(有)	791-3120	松前町大字筒井 548 番地 5	089-985-1032
15	(有)田村電気	791-3102	松前町大字北黒田 465 番地 4	089-985-1834
16	(有)村井組	791-3120	松前町大字筒井 335 番地 4	089-984-0007
17	(株)松前工業	791-3102	松前町大字北川原 1642 番地	089-984-1150
18	(有)信栄水道工事	791-8052	松山市須賀町 2 番 3 号	089-952-3456
19	中予計電機設備	791-0312	東温市則之内乙 2463 番地 3	089-966-5002
20	(有)港南設備	799-3121	伊予市稲荷甲 739 番 1	089-982-4487
21	(有)サン・ヨーゴ	791-1114	松山市井門町 54 番地 9	089-956-7767
22	工大設備	791-3161	松前町大字神崎 20 番地 4	089-984-7422
23	(株)みずほ工業	791-3151	松前町大字東古泉 341 番地 6	089-984-9125
24	(有)東水道工業	790-0821	松山市木屋町 3 丁目 13 番地 8	089-904-6511
25	(株)カトウ	790-0911	松山市桑原 3 丁目 15 番 11 号	089-933-7900
26	西岡建材(株)	799-3111	伊予市下吾川 946 番地 1	089-982-0223
27	(有)上設工業	791-8012	松山市馬木町 304 番地 3	089-992-9927
28	(有)協和設備工業	799-3112	伊予市上吾川 1084 番地 1	089-983-4185
29	(有)稲月電気設備	791-3300	喜多郡内子町古田甲 1048 番地	0893-44-4104

No.	事業者名	郵便番号	住 所	電話番号
30	四国ガス産業(株)	791-8057	松山市大可賀2丁目2番10号	089-989-7100
31	(株)ケイ・アール総合企画	799-2424	松山市八反地甲1682番地	089-978-5975
32	愛媛冷暖房(株)	791-8015	松山市中央1丁目11番31号	089-917-6033
33	(株)正和企画	791-8067	松山市古三津3丁目6番47号	089-952-0707
34	(株)勝山水道工業所	790-0914	松山市三町3丁目3番34号	089-975-4477
35	(株)津守	790-0966	松山市立花3丁目6番9号	089-931-5360
36	兵頭水道(株)	790-0921	松山市福音寺町564番地7	089-947-0571
37	(有)松山水道工業所	790-0038	松山市和泉北2丁目5番27号	089-943-0643
38	(株)ヤマト建設	791-8042	松山市南吉田町596番地2	089-971-1787
39	(株)ウォータークリエイト	790-0943	松山市古川南3丁目26番26号	089-958-4876
40	東洋水道(株)	790-0061	松山市南江戸1丁目1番12号	089-945-6646
41	(有)門屋設備	790-0934	松山市居相町191番地7	089-956-3713
42	(株)三枝工業	791-8006	松山市安城寺町523番地3	089-997-8374
43	(有)河原設備	790-0821	松山市木屋町2丁目4番7号	089-924-4670
44	(有)リビングセンター	791-8004	松山市鴨川1丁目5番34号	089-922-5200
45	山本設備(株)	799-2662	松山市太山寺町2289番地4	089-979-3460
46	(株)ジャック	790-0065	松山市宮西2丁目5番21号	089-922-7500
47	新崎住宅設備(株)	791-1114	松山市井門町81番地5	089-957-5413
48	(有)酒井設備	790-1114	松山市井門町1343番地10	089-957-4380
49	(有)大下水道工業所	791-8006	松山市安城寺町1456番1	089-908-9111
50	(有)湯築設備	790-0831	松山市山田町1386番地6	089-977-5433
51	(有)セキヤ設備	791-8012	松山市姫原3丁目7番12号	089-923-8878
52	(株)キイチ	791-1102	松山市来住町9番地1	089-976-0887
53	(有)松岡水道工業所	790-0034	松山市藤原町497番地	089-921-8621
54	浅野工管	791-0245	松山市南梅本町甲1298番地30	089-975-7212
55	(有)南予水道住設	795-0052	大洲市若宮1113番地1	0893-25-1350
56	(有)芳之内設備	799-2661	松山市勝岡町30番地7	089-979-4467
57	(株)大和設備	790-0934	松山市居相1丁目3番3号	089-956-8322
58	(株)程野水道工業所	790-0056	松山市土居田町504番地3	089-973-0303
59	マルイチ電水工業	791-0242	松山市北梅本町1891番地	089-975-1604
60	(株)大塚水道	790-0964	松山市中村4丁目13番39号	089-943-5111
61	アイティ(株)	791-1106	松山市今在家1丁目3番7号	089-957-5888
62	(株)伊予設備	799-3113	伊予市米湊1165番地	089-983-4613
63	(有)八倉水道工業所	790-0966	松山市立花6丁目4番23号	089-945-8484
64	(株)サカモリハウスセンター	791-8031	松山市北斎院町1093番地12	089-972-4151
65	愛生創工	790-0805	松山市西一万町4番地11	089-934-0505
66	(株)愛水	792-0026	新居浜市久保田町2丁目1番45号	0897-34-1313
67	(有)渡部設備	791-8004	松山市鴨川3丁目1番45号	089-925-6818
68	(株)大門工業	791-1102	松山市来住町311番地	089-976-0009
69	(有)大協設備商会	790-0037	松山市小栗7丁目13番22号	089-943-0167
70	(有)土居設備	791-1113	松山市森松町461番33	089-956-5237
71	(有)テラモト	791-8006	松山市安城寺町132番地4	089-926-7550
72	(有)さくらい設備	791-0216	東温市野田1丁目18番地16	089-964-8149
73	大政設備	799-2662	松山市太山寺町2279番地23	089-978-3602

No.	事業者名	郵便番号	住 所	電話番号
74	(有)アソーポンプ商会	791-2101	伊予郡砥部町高尾田 480 番地 2	089-957-4046
75	積和建設松山(株)	791-1101	松山市久米窪田町 289 番地	089-976-0581
76	(有)和泉水道工業所	790-0053	松山市竹原 4 丁目 9 番 13 号	089-945-1275
77	共和水道(株)	790-0925	松山市鷹子町 787 番地 2	089-975-3878
78	(株)平和設備	790-0807	松山市平和通 5 丁目 1 番地 20	089-945-6017
79	新山水道工業(有)	790-0042	松山市保免中 1 丁目 2 番 8 号	089-971-8063
80	(有)エムエムライフテック	790-0911	松山市桑原 5 丁目 10 番 25 号	089-932-7617
81	(有)丸電工業	795-0052	大洲市若宮 427 番地 26	0893-24-5351
82	敏設備(有)	790-0922	松山市星岡 5 丁目 5 番 12 号	089-956-6562
83	豊田設備	799-3111	伊予市下吾川 1587 番地 2	089-982-6867
84	(有)河井設備	791-2101	伊予郡砥部町高尾田 1137 番地 2	089-957-4721
85	(有)伊藤設備	790-0905	松山市樽味 2 丁目 1 番 2 号	089-921-5863
86	三坂設備工業(株)	790-0963	松山市小坂 4 丁目 19 番 11 号	089-931-1347
87	恒和設備工業(株)	791-0242	松山市北梅本町 637 番地	089-975-3315
88	(有)シー・シー・アイ	791-1135	松山市中野町甲 832 番地	089-960-8010
89	山内設備工業所	790-0823	松山市清水町 1 丁目 8 番 14 号	089-927-0531
90	藤田設備	791-8036	松山市高岡町 733 番地 21	089-973-2295
91	(株)交建社	791-1106	松山市今在家 4 丁目 14 番 15 号	089-969-8690
92	宮内水道設計	791-0104	松山市食場町乙 102 番地 92	089-977-7200
93	(有)黒川工業	790-0967	松山市拓川町 7 番 11 号	089-941-2249
94	(有)友近環境整備商会	791-8011	松山市吉藤 3 丁目 10 番 36 号	089-924-8340
95	(株)久保工業所	791-8013	松山市山越 1 丁目 18 番 2 号	089-923-0628
96	(株)友近工務店	791-8012	松山市姫原 2 丁目 5 番 35 号	089-922-4453
97	(株)エムテック	791-1122	松山市津吉町 1059 番地	089-960-8880
98	(株)富士原冷機	790-0053	松山市竹原 2 丁目 3 番 10 号	089-946-0587
99	(有)松山兄弟設備	791-8056	松山市別府町 416 番地 5	089-952-3989
100	(株)平成工業	790-0047	松山市余戸南 1 丁目 22 番 52 号	089-998-8112
101	(有)ディガー	791-8006	松山市安城寺町 701 番地 1	089-927-2244
102	嘉村設備	791-3120	松前町大字筒井 335 番地 7	089-984-4049
103	長井工業(株)	799-1506	今治市東村 4 丁目 5 番 20 号	0898-47-2121
104	(有)今井設備工業	791-1102	松山市来住町 1371 番地 7	089-970-5012
105	竹本電気工事(有)	791-8062	松山市住吉 2 丁目 10 番 12 号	089-951-4202
106	(株)塩見配管	790-0003	松山市三番町 6 丁目 3 番 10	089-921-3332
107	(有)小椋設備工業	790-0053	松山市竹原 4 丁目 9 番 9 号	089-947-0440
108	くるしまホームサービス	791-3152	松前町大字永田 324 番地 1	089-984-7378
109	タムラ設備(有)	791-3152	松前町大字永田 3 番地 5	089-984-7449
110	(株)松本設備	791-1123	松山市東方町甲 2329 番地 1	089-963-5760
111	(株)四国温水器	791-1136	松山市上野町 352 番地 2 号	089-963-5085
112	(有)ミカミ住設	791-8025	松山市衣山 3 丁目 6 番 14 号	089-923-5259
113	重松兄弟設備(株)	791-8002	松山市谷町甲 78 番地 1	089-978-2011
114	福山住設	791-8036	松山市高岡町 732 番地 15	089-971-0943
115	コースイ設備工業	790-0056	松山市土居田町 726 番地 3	089-972-3588
116	(株)みずき	791-1114	松山市井門町 684 番地 4	089-908-7320
117	(有)三和機電工業	790-0952	松山市朝生田町 3 丁目 7 番 17 号	089-941-8057

No.	事業者名	郵便番号	住 所	電話番号
118	(株)オトイ	790-0914	松山市三町2丁目7番14号	089-934-9644
119	エコライフ設備	790-0042	松山市保免中2丁目11番20号201号室	089-971-5455
120	(有)城南設備	791-1136	松山市上野町甲74番地第1	089-963-1029
121	三和ダイヤ工業(株)	790-0807	松山市平和通5丁目6番地5号	089-925-3876
122	こまつ設備	799-2662	松山市太山寺町333番地1三光団地3棟42	089-978-4846
123	(株)クラシアン 松山営業所	791-8013	松山市山越5丁目6番1号	089-925-9571
124	(株)ユメイ	791-8011	松山市吉藤3丁目10番34号	089-989-9772
125	キショー住設	791-3153	松前町大字大溝141番地1	089-984-0086
126	光設備	790-0923	松山市北久米町1148番地1	089-957-3506
127	武智水道工業(株)	799-3104	伊予市上三谷1428番地	089-982-1268
128	出海産業(株)	791-3110	松前町大字浜1017番地	089-978-6703
129	(有)山陽商会	791-1114	松山市井門町1475番地6	089-956-6107
130	相田水道工業	790-2101	伊予郡砥部町高尾田476番地	089-956-4611
131	(有)フジモト設備	791-0213	東温市牛淵1846番地6	089-964-8221
132	(株)明立	791-1113	松山市森松町749番地1	089-907-0588
133	(株)中予ガス設備	791-3120	松前町大字筒井426番地13	089-984-7990
134	愛媛水道メンテナンス	763-0091	香川県丸亀市土器町西4丁目364マカ'化'ル2F	0120-93-1132
135	(有)アイ・エス・ケー	791-1102	松山市来住町992番地12	089-960-1477
136	(株)藤本配管	791-1112	松山市南高井町1752番地1	089-970-8287
137	栗林設備	790-0062	松山市南江戸5丁目4番2号	089-904-7242
138	(有)川下設備	791-8006	松山市安城寺町1063番地10	089-979-0017
139	(有)道下建設	790-0934	松山市居相6丁目7番2号	089-956-4301
140	エムズ設備	791-8005	松山市東長戸2丁目9番12号	089-927-0282
141	(株)友澤設備	799-3131	伊予市大平甲155番地の2	089-982-1381
142	ゆたか設備	791-3132	松前町大字西高柳104番地2	089-984-9566
143	(株)さくら工業	799-1502	今治市喜田村4丁目13番53号	0898-48-2221
144	(有)山内設備	791-8035	松山市久保田町313番地4	089-971-3996
145	(株)松原水道工業所	791-8013	松山市山越1丁目8番7号	089-922-8220
146	成松設備	790-0941	松山市和泉南5丁目3番25号	089-956-1954
147	三原設備(株)	796-0001	八幡浜市向灘245番地3	0894-36-0718
148	(株)牧野商会	792-0026	新居浜市久保田町1丁目2番25号	0897-33-2602
149	共友工業(株)	791-8016	松山市久万ノ台183番地3	089-923-7078
150	大野設備(有)	791-8078	松山市中須賀1丁目17番25号	089-952-7268
151	(株)レオ工業	791-8005	松山市東長戸3丁目6番31号	089-923-2377
152	宮脇設備	799-3102	伊予市宮下2000番地15	089-994-6150
153	(株)サンフィールズ	790-0944	松山市古川西3丁目7番30号	089-956-8844
154	(有)泉設備	790-0046	松山市余戸西4丁目4番21号	089-971-8317
155	加藤電気水道	791-0314	東温市松瀬川698番地1	089-966-2680
156	(株)ヒロ配管設備	791-0244	松山市水尾町718番地4	089-968-1461
157	みやまりビング(株)	791-8071	松山市松ノ木1丁目1番12号	089-952-0380
158	(有)山本金物建材	799-2434	松山市柳原395番地	089-992-0353
159	イズミ設備	791-0311	東温市則之内甲2625番地6	089-904-2105
160	(株)イースマイル	556-0012	大阪府大阪市浪速区敷津東3丁目7番10号	06-6631-7449
161	キラテック	790-0062	松山市南江戸5丁目3番20号	089-971-4044
162	(株)暁設備	790-0036	松山市小栗2丁目2番地7	089-948-4423
163	A Yエンジニアリング(株)	791-3102	松前町大字北黒田635番地	089-907-0304

資料 13-1 防災備蓄物資一覧表

(令和7年4月1日現在)

番号	品 目		数 量	
(1)	備蓄場所		11	
(2)	備蓄倉庫延べ床面積 (㎡)		100	
(3)	食糧品 (食)	アルファ米	1,800	
(4)			内アレルギー対応	
(5)			内高齢者食	
(6)		乾パン		
(7)		サバイバルフーズ		
(8)		クラッカービスケット		
(9)		スティックパン		
(10)		非常食セット		
(11)		保存パン	11,300	
(12)		乾燥餅		
(13)		即席味噌汁等		
(14)		レトルト食品		
(15)		即席麺		
(16)		羊羹		
(17)		缶詰		
(18)		飲料水 (ℓ)		5,892
(19)		毛布 (枚)		12,245
(20)	毛布 代替品 (枚)			
(21)	マット(枚)			
(22)	ト イ レ	携帯トイレ (セット)	7,250	
(23)		簡易トイレ (基)	38	
(24)		仮設トイレ(基)		
(25)		マンホールトイレ(基)	20	
(26)		凝固防臭剤(個)	3,010	
(27)	粉ミルク(kg)		20	
(28)		内アレルギー対応		
(29)	哺乳瓶(本)		100	
(30)	小児用紙おむつ(枚)		3,760	
(31)	大人用紙おむつ(枚)		2,658	
(32)	日用品セット (セット)		144	
(33)	生理用品(セット)		6,048	
(34)	タオル (枚)		300	
(35)	ブルーシート (枚)		60	
(36)	テント (張)			
(37)	パーソナルテント(張)			
(38)	担架 (台)			
(39)	医薬品 (セット)			
(40)	救急セット (セット)			

番号	品 目	数 量
(41)	懐中電灯 (個)	11
(42)	カセットコンロ (台)	
(43)	カセットボンベ (本)	
(44)	非常用飲料水袋 (枚)	510
(45)	給水容器 (個)	
(46)	ラップ (巻)	
(47)	その他	
	ジャッキ (台)	
(48)	鋸 (丁)	
(49)	スコップ (本)	
(50)	バール (本)	
(51)	ハンドマイク (本)	
(52)	ラジオ (台)	
(53)	浄水器 (台)	
(54)	間仕切りパネル (セット)	11
(55)	発電機 (台)	10
(56)	投光器 (台)	20
(57)	ポケットティッシュ (個)	
(58)	箱ティッシュ (箱)	320
(59)	トイレトペーパー (ロール)	96
(60)	トラベルセット (セット)	500
(61)	抗菌シート (枚)	
(62)	石鹸 (個)	96
(63)	紙皿 (枚)	1,960
(64)	紙おわん (個)	2,000
(65)	紙コップ (個)	1,470
(66)	割り箸 (本)	5,000
(67)	食器セット (セット)	
(68)	リヤカー (台)	
(69)	メガホン (台)	
(70)	先われスプーン	2,000
(71)	電池	120

※保管場所等の詳細については、新物資システム (B-PLo) 参照

資料 13-2 災害時における救援物資提供に関する協定書

(四国コカ・コーラボトリング株式会社)

松前町(以下「甲」という。)と四国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他、この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年3月28日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井631番地

松前町 町長

乙 香川県高松市春日町1378番地

四国コカ・コーラボトリング株式会社

専務取締役

営業本部長

資料 13-3 松前町新市街地形成地区への商業施設立地に伴う協定書
(株式会社フジ)

松前町長 白石 勝也(以下「甲」という。)と株式会社フジ代表取締役社長 尾崎英雄(以下「乙」という。)は、乙が松前町新市街地形成地区(以下「新市街地」という。)に商業施設(以下「施設」という。)を開発するに当たり、相協力してその実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 乙は、新市街地に施設を整備し、施設における商業活動を通じて、地域住民の生活利便性の向上とまちづくりに寄与するものとし、甲は、乙が施設の整備又は営業するに当たって関係行政庁の許可等を必要とするときは、誠意をもってこれに協力するものとする。

(新市街地の基盤整備)

第2条 甲と乙は、相協力して道路、上下水道等の都市基盤の整備を図るものとし、整備の方法及び経費負担等については、別途契約等を締結するものとする。

2 乙は、施設の整備に当たり支障となる土地改良施設を廃止及び移転することとし、それに伴う費用負担は別途契約を締結するものとする。

(地域防災の推進)

第3条 乙は、大規模災害等発生時において、甲及び地域住民に対する支援に努めるものとし、支援内容等は甲と乙の間で別途協定を締結するものとする。

2 乙は、大雨時等においては、遊水池及び排水路の状況を適切に把握し、別途定める排水基準に基づき排水するものとする。

(地元雇用の促進)

第4条 乙は、従業員の雇用について、乙の雇用基準の範囲内において、松前町民を優先し、積極的に雇用するものとする。また、地域の高齢者や障害者の雇用に努めるものとする。

(地域経済の振興)

第5条 乙は、施設の商業活動において、地元農産物の販売及び地元事業者からの仕入れ等を積極的に行い、地域の経済活動の活性化に資するよう努めるものとする。

2 乙は、農業就業者等を支援するため農業支援センターのスペースを施設内に確保するものとし、運用等については別途協議して定めるものとする。

(青少年の健全育成)

第6条 甲と乙は、相協力して、施設が青少年非行の温床とならないよう、地域と一体となって青少年の健全育成、非行防止に努めるものとする。

(環境・廃棄物対策)

第7条 乙は、施設の運営に当たって、ごみ減量化、省エネルギー及び周辺環境の美化に努めるものとする。また、関係法令及び甲の生活環境に関する施策に基づいて、環境保全及び廃棄物処理に関する計画を策定し、適切な措置を講じるものとする。

2 甲と乙は、相協力して、環境にやさしいまちづくりのためパーク・アンド・ライド及び町内巡回バス運行の推進に努めるものとする。

(交通渋滞対策)

第8条 乙は、施設の整備に伴い増加する自動車交通が国道及び周辺の町道等生活道のスムーズな交通体系に支障をきたさないよう、交通誘導表示の設置や交通誘導員の配置等の対策を講じるものとする。

2 前項に規定する対策を講じても慢性的な渋滞が発生する場合、甲と乙は相協力して必要な道路改修等を行うものとする。

(人にやさしい店舗づくり)

第9条 乙は、施設の整備に当たって、地域の高齢者や障害者が利用しやすいバリアフリー化に努めるとともに、子供を持つ女性のための施設の整備に努めるものとする。

(緑あふれる店舗づくり)

第10条 乙は、施設の整備に当たって、甲が掲げる「水とみどりの快適環境のまちづくり」にふさわしい植樹及び親水公園の整備等に努めるものとする。また、松前公園及び周辺の田園風景と調和した施設の外観とするよう努めるものとする。

(町の施策との連携等)

第11条 乙は、甲の実施する事業に関して施設を優先的に提供するなど、甲の施策に協力するものとする。また、乙は地域の一員として、甲及び地域の行事に積極的に参画するものとする。

(紛争の解決)

第12条 乙は、施設の開設、操業に伴い乙の責めに帰する事由及びオーバブリッジの設置に基づき紛争を生じたときは、誠意と責任をもってその紛争の解決に当たるものとし、甲は、乙の紛争の解決に協力するものとする。

(信義誠実)

第13条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本協定に定める事項を履行するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、及び本協定について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

記名押印省略

平成19年5月30日

甲 松前町長

乙 株式会社フジ
代表取締役社長

資料 13-4 災害時における応急救援活動に関する協定書
(株式会社フジ)

松前町長 白石勝也(以下「甲」という。)と株式会社フジ代表取締役社長 尾崎英雄(以下「乙」という。)は、地震、風水害等により松前町内で大規模な災害が発生した場合に、食料及び生活必需品等(以下「物資等」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における応急処置のため物資等を必要とするときは、乙が松前町新市街地形成地区に開発する大型商業施設(以下「施設」という。)において所有する物資等の供給等について要請することができる。

(協力の範囲)

第2条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

(1) 乙の施設等において販売、保管又は調達可能な物資等の供給

(2) 避難所及び災害活動拠点として乙の施設の駐車場の利用

(3) 避難者及び帰宅困難者に対する店舗内における水道水及びトイレ等の利用

(4) 乙がテレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報の避難者及び帰宅困難者に対する提供

(5) その他甲が指定するもの

(要請手続)

第3条 前条に掲げる物資等の要請を依頼する場合は、物資等供給協力依頼書(第1号様式)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに物資等供給協力依頼書を提出するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の費用負担)

第5条 乙が甲の要請に応じて供給した物資等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害時発生時直前における適正な価格とする。

(物資等の運搬、引渡し)

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ会社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、次の各号に掲げる甲が平常時に実施する防災啓発事業に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、及び本協定について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

本協定締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

記名押印省略

平成 19 年 5 月 30

甲 松前町長

乙 株式会社フジ
代表取締役社長

第1号様式（第3条関係）

松総第 号
平成 年 月 日

株式会社フジ
代表取締役社長 殿

松前町長

物資等供給協力依頼書

「災害時における応急救援活動に関する協定書」に基づき、災害応急対策に要する物資等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

引渡し又は 納入 品目・数量	食料品	品目名	数量
		品目名	数量
引渡し又は 納入日時	引渡し ・ 納入	平成 年 月 日 時	
引渡し又は 納入場所	引渡し ・ 納入		
その他			

※連絡先 松前町総務課危機管理係 担当： TEL 985-4103

資料 13-5 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

(一般社団法人 愛媛県エルピーガス協会)

松前町（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部（以下「乙」という。）は、松前町において地震、風水災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な資材の供給を要請することができる。

2 前項の規定により要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後同速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 前条第1項の規定による要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

(応急対策業務の内容)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

(1) 避難所に対し必要なLPガスボンベの供給

(2) 避難所に対し協会員が所有する炊き出し用資材の貸出し

(3) その他甲が必要とする支援業務で、乙が可能な支援協力

(応急対策資材の運搬)

第5条 資材の搬入場所については、甲が状況に応じ指定するものとし、運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLPガスの対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。ただし、貸出し資材は無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、己による通常の配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 乙は、この協定に係る災害時の連絡先及び担当者を、担当者連絡先報告書（様式3）により速やかに甲に報告するものとし、変更があった場合にも、同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日

の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して、1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

記名押印省略

平成20年10月28日

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井 631 番地
松前町長

乙 愛媛県松山市三番町4丁目10番1
社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部
支部長

様式省略

資料 13-6 災害時における飲料供給等に関する協定書

(現 サントリービバレッジ株式会社)

松前町(以下、「甲」という。)と愛媛ペプシコーラ販売株式会社(以下、「乙」という。)
とは、災害時における飲料供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条(目的)

この協定は、甲での災害時における、甲に対する乙の飲料供給の協力及び甲の管理・関連施設における、乙の所有又は管理する自動販売機(以下、「乙自販機」という。)の設置等について定めることを目的とする。

第2条(定義)

この協定における「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた状態の時とする。

第3条(災害時における飲料供給及び要請方法)

乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を添付別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

第4条(飲料供給の範囲及び数量)

甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

(1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

第5条(飲料の運搬、引渡)

飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

第6条(費用)

この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

第7条(自販機設置等)

甲は、甲の災害対策に対する乙の協力姿勢に鑑み、甲の管理・関連施設への乙自販機設置活動に協力する。

2 乙は、以下各号に定める事項を甲の災害対策の一助として行う。

(1) 災害時における「緊急時飲料提供ベンダー」の機内在庫商品の無償提供。

第8条(連絡窓口)

この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

第9条(有効期間)

この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

第10条(協議)

この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年8月19日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長

乙 伊予市宮下2000-6
愛媛ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役

様式省略

資料 13-7 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

(えひめ中央農業協同組合)

松前町(以下「甲」という)と えひめ中央農業協同組合(以下「乙」という)は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実行する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書(様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

(応急対策業務の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 避難所への食料品、日用品等の供給に関すること。

(2) ガソリン、灯油等の供給に関すること。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(様式2)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙が供給した物資等の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

記名押印省略

- 甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町長

- 乙 愛媛県松山市千舟町 8 丁目 128 番地 1
えひめ中央農業協同組合
代表理事理事長

様式省略

資料 13-8 災害時における物資供給協力に関する協定書

(愛媛県森林組合連合会、松山流域森林組合、伊予森林組合、砥部町森林組合)

松前町（以下「甲」という。）と愛媛県森林組合連合会、松山流域森林組合、伊予森林組合並びに砥部町森林組合（以下「乙」という。）は、松前町域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び復旧・復興対策に係る業務（以下「復旧・復興対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務及び復旧・復興対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

(応急対策業務の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木材（素材）の供給に関すること。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(復旧・復興対策業務の内容)

第4条 乙は、災害復旧・復興時に物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図るため、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 庁舎等建設に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) 庁舎等建設資材として必要な木材（素材）の供給に関すること。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(要請に基づく措置)

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給した物資等の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月9日
記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井 631 番地
松前町長

乙 愛媛県松山市三番町 4 丁目 4 番地 1
愛媛県森林組連合会 代表理事会長

愛媛県東温市上村甲 685 番地 1
松山流域森林組合 代表理事組合長

愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3
伊予森林組合 代表理事組合長

愛媛県伊予郡砥部町総津 1122 番地
砥部町森林組合 代表理事組合長

様式省略

資料 13-9 災害時における物資供給協力に関する協定書

(一般社団法人 愛媛県木材協会)

松前町（以下「甲」という。）と社団法人 愛媛県木材協会（以下「乙」という。）は、松前町域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び復旧・復興対策に係る業務（以下「復旧・復興対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務及び復旧・復興対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

(応急対策業務の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(復旧・復興対策業務の内容)

第4条 乙は、災害復旧・復興時に物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図るため、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 庁舎等建設に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(要請に基づく措置)

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給した物資等の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月9日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井631番地
松前町長

乙 愛媛県松山市本町7丁目2番地
社団法人 愛媛県木材協会
会 長

様式省略

資料 13-10 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

(松山ヤクルト販売株式会社)

松前町（以下「甲」という。）と松山ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害及び武力攻撃災害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合やその他必要と認める場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、飲料水発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 前条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

(協力の内容)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

(1) 緊急時飲料提供ベンダーの機内在庫製品の無償提供

(2) 飲料水の優先的な安定供給

(飲料水の運搬、引渡し)

第6条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への飲料水運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

(費用負担)

第7条 第5条第2号の規定により乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙の通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定に定められた費用を速やかに支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものと

する。

2 前項の解消の申出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月1日
記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井631番地

松前町長

乙 愛媛県松山市千舟町1丁目4番地8
松山ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長

様式省略

資料 13-11 災害時における物資供給等に関する協定書
(株式会社宇田)

松前町（以下、「甲」という。）と株式会社宇田（以下、「乙」という。）とは、地震災害、風水害その他の災害及び武力攻撃災害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における物資供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲での災害時における、甲に対する乙の物資供給の協力等について定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、物資供給要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに物資供給要請書を手交又は送付するものとする。

(物資供給の範囲及び数量)

第3条 乙は前条の規定による物資供給要請を受けたときは、次に掲げるもののうち、要請時点で釣り具のフレンド松前店が供給可能な数量とする。

(1) ゴムボート

(2) ライフジャケット

(3) 携帯用燃料類

(4) その他供給可能な物資

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、甲の要請に応じ前条各号に規定する業務を行ったときは、その状況を供給可能数量報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡)

第5条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上決めるものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し物資の内容を確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した物資の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、物資供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、「災害時緊急連絡体制表」（様式3）のとおりとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月27日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井631
松前町長
白 石 勝 也

乙 松山市保免西4-7-24
株式会社宇田 代表取締役
宇 田 健 二

様式省略

資料 13-12 災害時における物資供給協力に関する協定

(生活協同組合コープえひめ)

松前町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害及び武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

(生活物資の範囲)

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有または調達可能な生活物資とする。

(要請手続き等)

第5条 第2条の要請は、物資供給協力要請書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 前条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

(費用負担)

第8条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(代金等の支払)

第9条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後速やかに支払うものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月2日
記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井631番地

松前町長

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号

生活協同組合コープえひめ
理事長

様式省略

資料 13-13 災害時における飲料供給等に関する協定書

(株式会社ジャパンビバレッジホールディングス)

松前町(以下、「甲」という。)と(以下、「乙」という。)株式会社ジャパンビバレッジホールディングスとは、災害時における飲料供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条(目的)

この協定は、甲での災害時における、甲に対する乙の飲料供給の協力及び甲の管理・関連

施設における、乙の所有又は管理する自動販売機(以下、「乙自販機」という。)の設置等について定めることを目的とする。

第2条(定義)

この協定における「災害時」とは、地震・噴火。津波・台風・武力的災害・その他の災害等の発生により水道。電気等の通常のライフラインが絶たれた状態の時とする。

第3条(災害時における飲料供給及び要請方法)

乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があつた場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を添付別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

第4条(飲料供給の範囲及び数量)

甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

(1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

第5条(飲料の運搬、引渡)

飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

第6条(費用)

この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

第7条(自販機設置等)

甲は、甲の災害対策に対する乙の協力姿勢に鑑み、甲の管理・関連施設への乙自販機設置活動に協力する。

2 乙は、以下各号に定める事項を甲の災害対策の一助として行う。

(1) 災害時における「緊急時飲料提供ベンダー」の機内在庫商品の無償提供。

第8条(連絡窓口)

この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急 制表」のとおりとする。

第9条(有効期間)

この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

第10条(協議)

この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長

乙 広島県広島市安佐南区八木1-12-1
株式会社ジャパンビバレッジホール
ディンクス
中四国支社支社長

様式省略

資料 14-1 町有車両一覧表

(令和7年4月1日)

管 理 課	車 種	台 数	備 考
総 務 課	普通乗用車	1	指令車
	普通乗用車	1	町長公用車
税 務 課	軽乗用車	1	
福 祉 課	軽乗用車	1	
保 険 課	軽貨物車	1	
町 民 課	軽トラック	1	
健 康 課	軽貨物車	3	
子育て支援課	軽貨物車	2	
産 業 課	軽貨物車	2	
まちづくり課	普通乗用車	1	
	軽トラック	1	
	軽貨物車	1	
上下水道課	軽貨物車	3	
社会教育課	軽貨物車	1	
給食センター	普通トラック	2	
	軽貨物車	1	
財 政 課 (集中管理車両)	普通乗用車	1	10人乗
	普通乗用車	1	
	軽乗用車	2	
	軽貨物車	4	
	普通トラック	1	
	軽トラック	1	

資料 14-2 ヘリコプター発着場一覧表

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話	広 さ m×m
松前公園多目的広場	松前町筒井 638	松前町教育委員会	(089) 984-7227	100× 100
松前町ホッケー公園 多目的広場	松前町鶴吉 118- 1	松前町教育委員会	—	60×100

(注) 本町のヘリコプター離着陸可能場所は、全て指定避難所内に位置するため、原則として避難者の車両等の乗り入れを禁止するとともに、避難所開設の支障とならないよう十分注意するものとする。

資料 14-3 松山海上保安部等船艇・航空機の状況

(平成28年4月現在)

1 海上保安部所属巡視船艇

所 属	船 名	船 艇 型	総トン数	乗員	備 考
松山海上保安部	い さ づ	PM 500t	537	26	レーダー、VHF、高速警救艇
	いよざくら	CL 18m	26	5	レーダー、VHF、放水銃

2 航空機要目

所 属	型 式	番 号	航続時間	座席数	備 考
第六管区 海上保安本部 広島航空基地	アグスタ式139型	MH962	4-10	15	
	アグスタ式139型	MH963	4-10	15	
	ベル式412	MH906	3-30	13	

(注) 各海上保安部からの派遣要請により随時派遣される。

所属	船 名	航行区域	総トン数	最大搭載人員	備 考
松山海上保安部	でねぶ	限定沿海	4.9	8	

資料 15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表（愛媛県保健福祉課）

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 320円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の 日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸あたり 29.7㎡を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,660,000円以内 3 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は上記1・2にかかわらず別に定めるところによる)	災害発生の 日から20日以内に 着工	1 平均1戸あたり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。 3 供与期間 最高2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難を所に収容された者 2 住家が被害を受けて炊事できない者及び住家に被害をうけ一時縁故地等へ避難する必要がある者	1人1日あたり 1,110円以内	災害発生の 日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																													
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																													
単位：円																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 全 流</td> <td>壊 焼</td> <td>夏</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>53,000</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>流 失</td> <td>冬</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>55,000</td> <td>64,300</td> <td>80,900</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 半 床 上 浸 水</td> <td>壊 焼</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>流 失</td> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと	全 全 流	壊 焼	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800	流 失	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100	半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	流 失	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと																																										
全 全 流	壊 焼	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800																																									
	流 失	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100																																									
半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																									
	流 失	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																									
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																													
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																													
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																													

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯あたり 576,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材実費、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人あたり 4,300円 中学校生徒 1人あたり 4,600円 高等学校等生徒 1人あたり 5,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体あたり 大人（12歳以上） 210,400円以内 小人（12歳未満） 168,300円以内	災害の発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体あたり3,400円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体あたり 5,300円以内 検案 { 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯あたり 133,900円以内	災害発生の 日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施 が認められる 期間以内	
実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1人1日あたり 医師、歯科医師 22,600円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,200円以内 救急救命士 13,900円以内 土木技術、建築技術者 16,000円以内 大工 19,200円以内 左官 19,200円以内 とび職 19,000円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が 認められる期 間以内	時間外勤務手当及び旅費 は別途に定める額

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 15-2 災害救助法適用報告様式

様式 1

被 害 状 況 調 査 (年 月 日現在)

被害の状況		法適用市町村名	計	
人的被害	死者			
	行方不明者			
	負傷	重症		
		軽傷		
		小計		
	計			
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失		
		半壊又は半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯	
			人員	
		半壊又は半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
			人員	
		床上浸水	世帯	
			人員	
		床下浸水	世帯	
人員				
災害発生日				

資料 15-3 災害弔慰金等一覧表

災害弔慰金等一覧			負 担 割 合	
災害弔慰金	対象災害	自然災害 (法第2条) <ul style="list-style-type: none"> — 住家が5世帯以上滅失した災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 	国 2/4 県 1/4	
	支給額	①生計維持者 500万円 ②その他の者 250万円	市町村 1/4	
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母 兄弟姉妹（死亡したものの死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）		
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 (法第2条) <ul style="list-style-type: none"> — 住家が5世帯以上滅失した災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 	国 2/4 県 1/4	
	支給額	①生計維持者 250万円 ②その他の者 125万円	市町村 1/4	
	障害の程度	①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの		
災害援護資金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 	国 2/3 県 1/3	
	貸付限度額	①世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円(250) ④住居の全壊 250万円(350) ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 350万円 特別の事情がある場合は()内の額	250万円 } 270万円(350) } 350万円	
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得額)
			1人	220万円
			2人	430万円
			3人	620万円
			4人	720万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額			
ただし、住居全体が滅失した場合は一律に1,270万円				
利率	年3% (据置期間は無利子)			
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)			
償還期限	10年 (据置期間を含む)			
償還方法	年賦又は半年賦			

資料 16-1 危険物施設一覧表（移動タンクのための施設を除く）

令和 8 年 3 月 1 日現在

番号	事業所名	住所	ガソリン	軽油	灯油	重油	アルコール
1	東レ(株)東地区	筒井1515					
2	東レ(株)西地区	筒井1795-4					
3	富士興産(株)松山油槽所	筒井1317				10,000	
4	愛媛県警察学校	西古泉646			1,900	4,000	
5	ワタキューセニア株式会社	出作528-1				20,000	
6	伊予市・松前町共立衛生組合	筒井1795-10				15,000	
7	増田運送(株)	北川原900-1		21,000			
8	株式会社アキタ	西古泉550-3		19,200			
9	阿川石油(株)南黒田給油所	南黒田426-1・397-3	120,000	70,000	40,000		
10	愛媛セントラル石油(株)ニュー岡田給油所	昌農内555-5	35,000	30,000	15,000		
11	松山興産(株)本社給油所	北黒田567-7	30,000	15,000	15,000		
12	出光興産出合大橋給油所	上高柳603-3	50,000	20,000	20,000		
13	共立運輸(株)	筒井1317-6		9,600			
14	高石石油店	神崎129	14,895	4,800	9,600		
15	松山市農業協同組合永田給油所	永田80-2	13,054	6,720	19,200		
16	(有)中島石油	筒井1394-6	15,000	10,000	5,000		
17	(有)関谷	昌農内40	20,000	10,000	10,000		
18	四国旅客鉄道(株) 松山保線区	神崎54-1		3,600			
19	伊予商運(株)	北川原846-1		9,600			
20	神山運輸(株)	北川原2054		68,000			
21	(株)愛亀(地下タンク)	北川原79-1				30,000	
22	(株)つるさき食品	北川原1234-1				4,900	
23	元気人村	北黒田912-12				4,900	
24	トータスエンジニアリング(株)	北川原700			400		
25	えひめ中央農協(カントリーエレベーター)	横田410			14,500		
26	JAえひめ種子センター	横田410			2,000		
27	医療法人 光佑会 菜の花	神崎578番地1				4,000	
28	ヤマザキ松前給油所	永田500-3	50,000	20,000	20,000		
29	伊藤組(株)	北川原1090		9,600			
30	(株)戒田商事(地下タンク)	北川原2019-2				20,000	
31	松前町総合福祉センター	筒井710-1			5,000		
32	藤井 トミエ(旧愛和クリーナー協同組合)	西古泉50				5,000	
33	給食センター	大溝106-2			4,000		
34	医療法人 光佑会 くらだ病院	神崎586				10,300	
35	和楽園	大溝96番地 1			2,500		
36	高松帝酸(株)松山営業所	北川原字塩屋西 2041					1,050
37	太陽石油販売(株)ワタマサキSC前給油所	東古泉534-1	42,000	10,000	18,000		
38	義農味噌(株)	永田字松ノ隣345-1					2,000
39	久松商事(株)	北黒田字勢田882-6	5,000	25,000			
40	阿川石油(株)北黒田取扱所(地下タンク)	北黒田352-1		60,000	60,000	120,000	
41	阿川石油(株)北黒田取扱所(一般取扱所)	北黒田352-1		30,000	30,000	60,000	
42	(株)愛亀(一般取扱所)	北川原79-1				18,400	
43	(株)戒田商事(一般取扱所)	北川原2019-2				19,000	

資料 16-2 危険物施設一覧表その2

番号	事業所名	住所	合計	計	製造所	貯蔵所										計	取扱所									
						屋内	屋外タンク			屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク				屋外	給油				一般				
							外タ	雑タ	特定				単一	積載	トレー			屋外	屋内	船舶	自給	一般	小口			
1	東レ(株)東地区	筒井 1515	76	57		10	47	41	6					0					19	0					19	19
2	東レ(株)西地区	筒井 1795-4	21	14	3	3	9	8	1					0					7	0					7	7
3	富士興産(株)松山油槽所	筒井 1317	2	2			2	2						0					0	0					0	
4	愛媛県警察学校	西古泉 646	2	2			0			1	1			0					0	0					0	
5	リサーチ7(株)	出作 528-1	1	1			0				1			0					0	0					0	
6	サンタ(株)	北川原 1205-1	1	1			0				1			0					0	0					0	
7	伊予市・松前町共立衛生組合	筒井 1795-10	1	1			0				1			0					0	0					0	
8	増田運送(株)	北川原 900-1	2	0			0							0			1		1	1				1	0	
9	松山興産(株)西古泉常置場所	西古泉 576-4	8	8			0							8	8		0		0	0					0	
10	(株)アキタ	西古泉 550-3・550	1	0			0							0					1	1				1	0	
11	阿川石油(株)	南黒田 397	7	4			0				1			3	3				3	2	2				1	1
12	愛媛セントラル石油(株)	昌農内 555-5	2	1			0							1	1				1	1	1				0	
13	松山興産(株)本社	北黒田 567-7	6	0			0							0	0				1	1		1			0	
14	出光興産出合大橋給油所	上高柳 603-3	1	0			0							0					1	1	1				0	
15	共立運輸(株)	筒井 1317-6	1	0			0							0					1	1				1	0	
16	高石石油店	神崎 129	1	0			0							0					1	1	1				0	
17	松山市農業協同組合永田給油所	永田 80-2	1	0			0							0					1	1	1				0	
18	(有)中島石油	筒井 1394-6	1	0			0							0					1	1	1				0	
19	(有)関谷	昌農内 40	1	0			0							0					1	1	1				0	
20	四国旅客鉄道(株)松山保線区	神崎 54-1	1	1		1	0							0					0	0					0	
21	伊予商運(株)	北川原 846-1	1	0			0							0					1	1				1	0	
22	神山運輸(株)	北川原 2054	1	0			0							0					2	2				2	0	
23	(株)愛亀	北川原 79-1	2	1			0				1			0					1	0					1	1
24	(株)つるさき食品	北川原 1234-1	1	1			0				1			0					0	0					0	
25	元氣人村	北黒田 912-12	1	1			0				1			0					0	0					0	
26	トータスエンジニアリング(株)	北川原 700	1	1		1	0							0					0	0					0	
27	えひめ中央農協(カントリーエレベーター)	横田 410	1	1			0				1			0					0	0					0	
28	JA えひめ種子センター	横田 401	1	1		1	1							0					0	0					0	
29	医療法人 光佑会 菜の花	神崎 578-1	1	1			0				1			0					0	0					0	
30	ヤマキセキ7松前給油所	永田 500-3	1	0			0							0					1	1	1				0	
31	伊藤組(株)	北川原 1090	1	0			0							0					1	1				1	0	
32	(株)戒田商事	北川原 2019-2	2	1			0				1			0					1	0					1	1
33	松前町総合福祉センター	筒井 710-1	1	1			0				1			0					0	0					0	
34	藤井 トミエ(旧愛和クリーナー協同組合)	西古泉 50	1	1			0				1			0					0	0					0	
35	給食センター	大溝 106-2	1	1			0				1			0					0	0					0	
36	医療法人 光佑会 くらだ病院	神崎 586	1	1			0				1			0					0	0					0	

番号	事業所名	住所	合計	計	製造所	貯蔵所										計	取扱所										
						屋外タンク			屋外		多動タンク			屋外	給油				一般								
						屋外	外	外	量内	地下	簡易	単一	積載		トラフ		屋外	屋外	屋内	船制	自給	一般	小口				
37	和楽園	大溝96番地1	1	1			0				1				0						0						
38	高松帝酸(株)松山事業所	北川原字塩屋西2041	1	1		1	0								0						0						
39	太陽石油販売(株)セフまさきSC前給油所	東古泉534-1	1	0			0								0						1	1	1		0		
40	義農味噌(株)	永田字松ノ隣345-1	1	1		1	0								0						0	0			0		
41	久松商事㈱	北黒田字勢田882-6	1	0			0								0						1	1		1	0		
42	矢野商事㈱	北川原1294-7	3	3		3	0								0						0	0			0		
43	笠崎重機㈱	上高柳345-1	1	0			0								1	1					0	0			0		
44	渡部重喜	神崎54	1	1			0								1	1					0	0			0		
45	富士油送(有)	北川原1651	6	6			0								6	4		2			0	0			0		
46	阿川石油(株)西高柳営業場所	西高柳126番地	3	3			0								3	3					0	0			0		
47	伊予商運(株)塩屋西事業所	北川原1126-7	1	1			0								1	1					0	0			0		
合計			168	120	3	20	58	51	7	0	3	12	0	24	22	0	2	0	48	19	10	1	0	8	29	29	0

資料 16-3 液化石油ガス等貯蔵量一覽

番号	事業所名	住所	都市ガス	LPG	ブタンガス
1	四国ガス株式会社総合研究研修所	北川原1628番地1		30 t × 2	
2	愛媛ベニー株式会社	北川原1625-1		タンク20 t × 2 容器50kg × 150本 20kg × 70本	
3	伊藤忠エネホームライフ(株)四国支社松山営業所	筒井1266番地1		容器50kg × 294本 30kg × 34本 容器20kg × 154本 10kg × 34本	容器450kg × 1本 50 × 24本

資料 16-4 高圧ガス製造事業所一覧表

No.	区分	事業所名称	事業所所在地	ガス名	事業所区分	その他
1	一般	松山オキシトン(株) 松山工場	松前町大字北川原 字塩屋西 2035 番地	窒素	第一種	CE、空気分離装置
2	一般	エヒメ酸素(株)	松前町大字北川原 字塩屋西 2041 番地	炭酸ガス、酸素、 窒素、アルゴン、 圧縮空気	第一種	CE
3	一般	東レ(株) 愛媛工場	松前町大字筒井 1515 番地	窒素	第一種	CE
4	一般	大和酸素工業(株)	松前町大字北川原 1096 番地	酸素、窒素、アル ゴン、炭酸ガス、 圧縮空気	第一種	CE、ローリー
5	液石	伊藤忠エクスホームライフ(株) 四国支社松山営業所	松前町大字筒井 1266 番地	液化石油ガス	第一種	200 t 貯槽×2、 60 t 貯槽×2、 充てん所
6	液石	愛媛ベニー(株)	松前町大字北川原 1625 番地 1	液化石油ガス	第一種	20 t 貯槽×2、 充てん所、オー トガス、バルク ローリー
7	液石	四国ガス株式会社総 合研究研究所	松前町大字北川原 七宝 1628 番地 1	液化石油ガス	第一種	30t 貯槽×2、 充てん所、バル クローリー
8	液石	エネスカリー(株)	松前町大字筒井 1266 番地	液化石油ガス	第一種	バルクロー リー

資料 16-5 高圧ガス貯蔵事業所一覧表

No.	事業所名称	事業所所在地	ガス名	事業所区分	その他
1	(株)増田運送	松前町大字北川原 900 番 1	液化石油ガス	第一種	ローリー×2 台
2	エヒメ酸素(株)	松前町大字北川原 塩屋西 2041	アセチレン・水素・プロパン・ブ ロピレン・酸化エチレン+炭酸ガ ス・ヘリウム・窒素・フルオロ カーボン・ヘリウム+窒素+炭酸 ガス・炭酸ガス+アルゴン・笑気 ガス	第一種	容器
3	エヒメシャーリン グ(株)	松前町大字北川原 1093 番地 1	液化酸素・液化石油ガス	第二種	CE、容器
4	トータスエンジン アリング(株)	松前町大字北川原 700 番地	液化酸素・液化炭酸ガス・液化 石油ガス・アセチレンガス・酸 素ガス・アルゴンガス・ヘリウ ムガス	第二種	CE、容器
5	サンタ(株)	松前町大字北川原 塩屋西 1205-1	液化窒素	第二種	貯槽
6	(株)須賀鉄工	松前町大字北川原 1998 番地	液化酸素	第二種	貯槽

資料 17-1 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この規定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場面で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めるときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づく航空機の運行経費は、愛媛県が負担するものとする。

(市町の職員派遣)

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町

の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

（1）離着陸場所の確保及び安全対策

（2）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保

（3）空中消火用資機材、空中消化基地の確保

（4）その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県知事、県内20市町並びに4消防一部事務組合長が協定締結

資料 17-2 愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法

愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」の定めるところにより、要請市町等の長が知事に対し行うものとするが、概要は次のとおりである。

1 応援要請の原則

災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事に対する応援要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に電話等により次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所
- (2) 災害の種別、状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸上の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

※ 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書・・・様式第1号

3 緊急時応援要請連絡先

愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）

TEL 089-965-1119
FAX 089-972-3655
緊急用携帯 090-8975-9353（所長用）
〃 090-8975-9354（隊長用）

4 緊急運航の条件

- (1) 公共性：地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性：差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生じるおそれがある場合。)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

様

印

愛媛県消防広域応援活動報告書について
次のとおり報告します。

記

災 害 の 種 別			
災 害 の 発 生 日 時	平成	年	月 日 時 分
災 害 の 発 生 場 所			
要 請 者 名			
応 援 要 請 受 信 日 時	平成	年	月 日 時 分
応 援 隊 の 出 動 種 別			
応 援 隊 の 出 発 日 時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の到着(予定)日時	平成	年	月 日 時 分
応 援 隊 の 出 動 場 所			
応 援 隊 の 長 (職 ・ 氏 名)			
応援隊の人員、車両及び資 機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数	,	
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰着時刻	走行距離	
	時 分	km	
応 援 隊 の 活 動 状 況			
そ の 他 必 要 な 事 項			

資料 18-1 自衛隊派遣要請様式

様式 1 災害派遣要請書
災害派遣要請様式

		年	月	日
愛媛県知事	殿			
		松前町長	印	
自衛隊の災害派遣要請依頼について				
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。				
記				
1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
5 その他参考事となるべき事項				
(1) 連絡場所				
(2) 連絡責任者				
(3) 気象状況等				
(4) その他				

様式3 救急患者空輸要請書

年 月 日		
愛媛県知事	殿	
	松前町長	⑩
自衛隊航空機の派遣要請依頼について		
救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。		
記		
1	派遣要請の理由	
2	派遣を要する日時	
3	派遣を要する場所及び輸送場所	
4	空輸を必要とする救急患者	
	氏名	血液型 生年月日
5	同乗者（医師、親族）	
	氏名	血液型 生年月日
	〃	〃 〃
6	その他 医療機材、特記事項等	

様式4 救急患者空輸撤収要請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

松前町長 ⑩

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

平成 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地
()へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請
を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

資料 19-1 松前町自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町において結成された自主防災組織が、災害時において被害を最小限に防止し、又は軽減するための活動の支援策として、松前町が予算の範囲内で防災資機材を貸与することについて、必要な事項を定める。

(貸与基準及び貸与資機材)

第2条 町長は、自主防災組織1組織に対し1回限りで防災資機材を貸与するものとする。

2 前項の防災資機材の一般的資機材例は、別表のとおりとする。

(貸与の申請)

第3条 この要綱による貸与を受けようとする自主防災組織(以下「申請団体」という。)は、防災資機材貸与申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第4条 町長は、前条により提出があったときは、内容を審査し、貸与することが適当と認めるときは、貸与を決定する。

2 貸与を決定したときは、防災資機材貸与決定通知書(様式第2号)を、申請団体に送付する。

(受領書)

第5条 防災資機材の貸与を受けた申請団体は、貸与後、防災資機材受領書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(変更届)

第6条 申請団体は、提出した防災資機材貸与申請書の記載事項のうち、次の各号に定める事項に変更があるときは、変更届出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(1) 組織名

(2) 保管場所

(3) 管理責任者

(4) 連絡先

(貸与の取消し)

第7条 町長は、申請団体が次の各号に該当すると認めるときは、貸与の決定を取消し、又はすでに貸与した資機材の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段で貸与の決定を受けたとき。

(2) 申請団体が解散したとき。

(防災資機材の保管)

第8条 防災資機材は、申請団体の活動拠点となる場所に保管するものとする。

(防災資機材の報告及び検査)

第9条 町長は、申請団体に対し、防災資機材の保管状況について、報告を求めることができる。

2 町長は、保管状況の確認が必要と認めるときは、現地調査を実施することができる。

(防災資機材の亡失届)

第10条 申請団体は、災害活動中又は防災訓練等で防災資機材を亡失したときは、防災資機材亡失届出書(様式第5号)を提出するものとする。

(防災資機材の補修等)

第11条 防災資機材に修理の必要が生じた場合には、当該申請団体の責任で補修するものとする。

2 防災資機材に使用する消耗品は、当該申請団体において補充するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 22 日から施行する。

資料 20-1 愛媛県緊急消防援助隊受援計画

第1章総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱という。」）第25条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部とする。

3 県内消防本部をブロック分けし、各ブロックにブロック幹事をおく。（資料1）

4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章応援要請

(応援要請の手続き)

第3 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して、運用要綱別記様式1-2により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

3 知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

4 知事は、被災地の市町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

5 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援決定通知)

第4 知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

(被害情報等の報告)

第5 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

(1) 被害状況

(2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

(3) 緊急消防援助隊の任務

(4) その他必要な事項

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断

絶時には、県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

2 調整本部は、県庁第一別館3階災害対策室に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事とする。ただし、部隊移動及び調整本部に係る知事の権限に属する事務を、県消防防災安全課長に委任するものとする。(地方自治法第153条)

4 県消防防災安全課長に事故があるときは、県消防防災安全課主幹が代行するものとする。

5 調整本部の副本部長は、代表消防機関派遣職員及び指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

6 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 県民環境部防災局消防防災安全課の職員

(2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

(3) 被災地を管轄する消防本部の職員

(4) 消防防災航空隊の職員

7 調整本部は、「愛媛県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

8 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。

9 調整本部は、消防庁、愛媛県災害対策本部(以下「災対本部」という。)及び緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指揮支援本部」という。)と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

(3) 各種情報の集約及び整理に関すること。

(4) 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

10 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

11 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。

12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者の会議への出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(現地消防本部の対応)

第8 現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、愛媛県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

2 現地消防本部の消防長は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(応援等サポート本部の設置)

第9 緊急消防援助隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地ブロック幹事は、被災状況等から判断し、最も適当と認める消防機関内に、応援等サポート本部を設置するとともに、

ブロック内消防機関からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成し、次に掲げる事務を行う。

なお、応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、災害発生地消防本部と連携・協力しながら緊急消防援助隊の活動のサポート体制を確立する。

- (1) 進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
 - (2) 進出拠点から活動拠点への通行路の確保及び誘導
 - (3) 緊急交通路、消防水利等に関する情報の提供
 - (4) 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
 - (5) 野営場所の設置、運営
 - (6) 携帯無線機の手配、貸与
 - (7) 後方支援部隊のサポート
- 2 ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防機関を決定する。
 - 3 ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防機関の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、緊急消防援助隊に速やかに提供できる体制を構築しておくこと。

第4章 指揮体制及び通信適用体制

(指揮体制等)

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部長は、愛媛県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。
- 4 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

(通信運用体制)

第11 愛媛県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

- 2 各消防本部の使用無雑周波数は、別表第5のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(迅速出動時の部隊の受入れ)

第12 愛媛県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は、早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。

- 2 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。
- 3 調整本部は、早期に愛媛県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(進出拠点)

第13 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上部隊及び水上部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- (2) 航空部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 調整本部は、必要と認めた場合には、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県地方局の職員又は県防災局の職員を、連絡員等として派遣する。
- 5 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対し

て報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第14 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
 - (2) 活動指針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 使用無線系統
 - (5) 地水利状況
 - (6) その他必要な事項
- (資機材の貸出し)

第15 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8のとおりとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

(宿営場所)

第17 調整本部は、現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。

2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

(燃料補給場所)

第18 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 前項の要請により関係団体から燃料補給の協力があつた場合、調整本部長は、燃料補給場所を現地消防本部、代表消防機関及び指揮支援本部長を通じて応援都道府県隊長に通知するものとする。

(重機等派遣要請)

第20 調整本部長は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 災害時における重機等派遣に関する協定等を締結している団体は、別表第13のとおりとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 災害時における物資調達に関する協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

(部隊移動)

第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め文は指示による部隊移動)

第23 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。

2 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。

3 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するも

のとする。

4 知事は、長官から運用要綱別記様式 4-6 により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第 2 4 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式 4-7 により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式 4-8 により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 2 5 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

(活動報告)

第 2 6 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式 6-2 により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。

2 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

第 6 章 活動終了

(活動終了)

第 2 7 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第 7 章 その他

(情報提供)

第 2 8 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第 2 9 愛媛県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第 3 0 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(受援計画の策定)

第3 1 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。

2 各消防本部の消防長は、当該計画を作成した場合は、知事に対して報告するものとする。

附則

この計画は、平成16年6月25日から施行する。

附則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日付け消防震第15号及び平成18年2月14日付け消防応第15号通知により改訂)

附則

この計画は、平成21年3月31日から施行する。

(平成20年7月31日付け消防応第134号通知により改訂)

附則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成25年7月12日から施行する。

(平成24年12月26日付け消防広第221号通知により改訂)

(様式、別表省略)

資料 21-1 松前町自主防災会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、松前町自主防災会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連合会は、各自主防災会の自主性を尊重し、相互の連絡調整、親睦を図ることにより、町民の防災意識を高め、地域の防災体制を確立することにより、災害（地震・風水害等）による被害の防止及び軽減に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各自主防災会活動に係る情報交換
- (2) 災害発生時における相互支援及び協力
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 連合会は、松前町内の各自主防災会の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 連合会は、校区毎にブロックを組織する。

(役員)

第5条 この連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員を選出は、会員の内から会員の互選によって決定する。

3 役員任期は当該事業年度開始日から翌事業年度終了日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 役員が欠けたときの補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 前条第2項に定める各ブロックにおけるブロック長は、第1項の役員が兼務するものとする。

(役員職務)

第6条 役員は次に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

2 会長は、連合会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、原則年1回開催する。ただし、災害発生などの緊急時には必要に応じ開催できるものとする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会議で議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 連合会の運営等に関し重要事項を決定する必要がある場合

4 会議における議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(事業年度)

第8条 連合会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終える。

(事務局)

第9条 連合会の事務局は、松前町役場総務課内に置く。

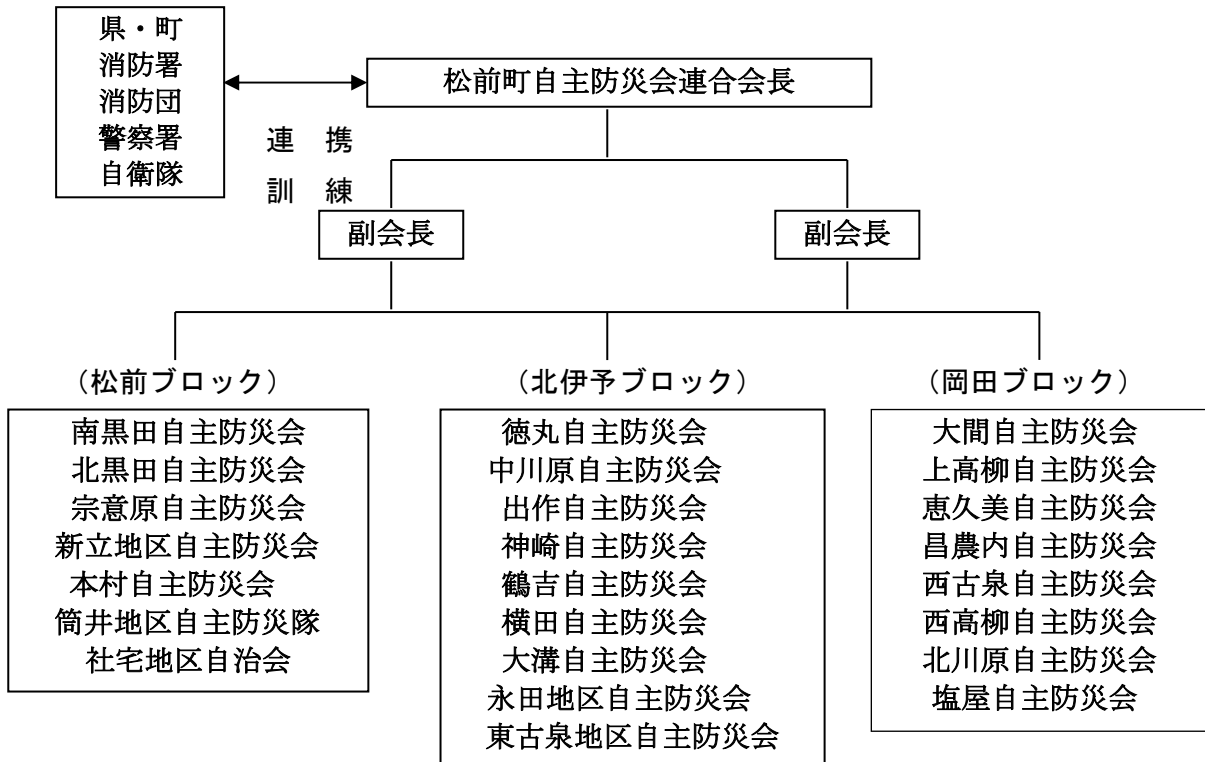
(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 8 月 30 日から施行する。

松前町自主防災会連合会 組織図



資料 22-1 松前町自主防災組織活動育成補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織に対して、町が、予算の範囲内で松前町自主防災組織活動育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自主防災組織活動の育成を図り、もって町民の自主的な防災意識の普及及び高揚に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、行政区（松前町広報委員設置条例（昭和43年松前町条例第18号）第2条の規定により統括広報委員が設置されている区域の住民の共同体をいう。）を単位として町民により自主的に結成された自発的な地域防災活動を行う組織で、町長が認めたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自主防災組織が実施する防災訓練、防災講座その他の活動に関する事業及びこれらの事業に合わせて行う防災備蓄品及び防災装備品の購入に関する事業
- (2) その他町長が特に必要と認めた事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、前条各号に掲げる事業に要する経費とする。

2 補助金額及び補助上限額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象事業の参加人数の合計が、100人以下の場合にあっては1万円、100人を超えた場合にあっては超えた人数1人につき100円を乗じて得た額に1万円を加算した額（3万円を上限とする。）
- (2) 補助対象経費から前号の規定により算定した額を差し引いた額（7万円を上限とする。）

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織活動育成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 前項の申請は、一の年度につき1回に限る。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは自主防災組織活動育成補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ自主防災組織活動育成事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは自主防災組織活動育成事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに自主防災組織活動育成補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) 事業実施状況写真

(4) 補助事業に係る領収書の写し

(額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、自主防災組織活動育成補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに自主防災組織活動育成補助金交付請求書（様式第7号）により当該補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を補助事業以外に使用してはならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助金の交付に係る関係書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

2 この要綱は、令和7年4月1日以後に実施した事業に要する経費について適用する。

※様式省略

資料 23-1 災害時の医療救護に関する協定

((一社) 愛媛県医師会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救

護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告
(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用

(2) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項文はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊 賀 貞 雪

乙 県下70市町村長

丙 社団法人愛媛県医師会
会 長 村 上 郁 夫

資料 23-2 災害時の医療救護に関する協定実施細則

((一社) 愛媛県医師会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成 8 年 2 月 1 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第 1 条 丙は、協定第 2 条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第 6 条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第 1 号）
 - (2) 救護班員名簿（様式第 2 号）
 - (3) 薬剤等使用報告書（様式第 3 号）
- （事故の報告）

第 2 条 協定第 13 条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第 4 号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第 3 条 協定第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和 35 年愛媛県規則第 17 号）別表 1 及び別表 2 の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、協定第 12 条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第 5 号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第 4 条 協定第 13 条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 29 条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第 6 号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊 賀 貞 雪
乙 県下70市町村長
丙 社団法人愛媛県医師会
会 長 村 上 郁 夫

※様式は省略する。

資料 23-3 災害時の医療救護活動に関する協定書

((一社) 伊予医師会)

伊予市（以下「甲」という。）、松前町（以下「乙」という。）及び砥部町（以下「丙」という。）と一般社団法人伊予医師会（以下「丁」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産の活動（以下「医療救護活動」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定による市町村地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲、乙又は丙が丁の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定）

第2条 丁は、災害時における医療救護活動を迅速かつ的確に対応するため、次に掲げる事項について、医療救護計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 医療救護班の編成体制
- (2) 医師の活動指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（医療救護班の派遣協力要請）

第3条 甲、乙又は丙は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、地域防災計画に基づき、丁に対し医療救護活動のための医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣協力を要請するものとする。

2 丁は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し、甲、乙又は丙が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の派遣協力要請の手続）

第4条 甲、乙又は丙は、前条第1項の規定に基づき医療救護班の派遣協力を丁に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、丁に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療救護班数
- (5) 医療救護班の派遣期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請によらない医療救護班の派遣）

第5条 第3条の規定にかかわらず、丁は、緊急その他やむを得ない理由により、甲、乙又は丙の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、自ら医療救護班を派遣することができる。

2 前項の規定により、丁が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲、乙又は丙に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲、乙又は丙の要請に基づくものとみなす。

（医療救護班の活動内容）

第6条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災傷病者の傷病程度の診断

- (2) 被災傷病者に対する可能な範囲での応急処置及び医療
- (3) 被災傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 救護所での死亡確認及び検案
- (5) 助産活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、状況に応じた必要な措置

(医療救護班に対する指揮、命令等)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙又は丙と丁双方の緊密な連携の下に丁が行うものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料及び医療器具（以下「医薬品等」という。）は、可能な範囲内において丁が携行するものとし、丁が携行することができない場合は、甲、乙又は丙が調達するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第10条 丁は、甲、乙又は丙から要請を受けたときは、甲、乙又は丙が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

(費用の弁償)

第11条 法令に定めがあるもののほか、第3条第1項の規定による甲、乙又は丙の要請に基づき、丁が医療救護班を派遣し実施した医療救護活動（第5条第2項の規定による報告に係るものを含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、丁からの請求に基づき甲、乙又は丙が負担するものとする。

- (1) 医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用
- (3) 医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲、乙又は丙が必要と認める費用

(医療救護の従事者に対する扶助金)

第12条 甲、乙又は丙は、丁が実施した医療救護活動の従事者が、当該活動において負傷し、傷病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡したときは、丁からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、丁は、直ちに甲、乙又は丙に連絡するものとする。

2 甲、乙又は丙は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、丁と協議の上、誠意を持って解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 丁は、医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲、乙又は丙に報告するものとする。

(災害救助法との関係)

第15条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けたときは、本協定は、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了までに、甲、乙及び丙又は丁のいずれからも何らの意思表示のないときは、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(細則)

第17条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙と丁が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙並びに丁が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月17日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市
伊予市長

乙 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町
松前町長

丙 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町
砥部町長

丁 愛媛県伊予市下吾川381番地1
一般社団法人 伊予医師会
会長

資料 23-4 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

((一社) 伊予医師会)

伊予市（以下「甲」という。）、松前町（以下「乙」という。）及び砥部町（以下「丙」という。）と一般社団法人伊予医師会（以下「丁」という。）とは、平成28年3月17日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丁は、協定書第3条第1項の規定に基づき医療救護班を派遣した場合（協定書第5条第2項の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療救護班の行う医療救護活動の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲、乙又は丙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定書第12条に規定する場合においては、丁は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲、乙又は丙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定書第11条第1号から第3号までに規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表第1及び別表第2の規定の例により算出した額を準用する。

2 丁は、協定書第11条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲、乙又は丙に提出するものとする。

（扶助金の種類等）

第4条 協定書第12条に規定する扶助金の種類は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金とする。

2 前項の規定による扶助金の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金の額の算定の例により算定した額とする。

3 扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる扶助金の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲、乙又は丙に提出するものとする。

療養扶助金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業扶助金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証書 (以下「支給基礎額算定証明書」という。)
障害扶助金	(1) 障がいの程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族扶助金	(1) 遺族扶助金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭扶助金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切扶助金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第5条 甲、乙又は丙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は扶助金の

請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丁に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙並びに丁が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月17日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市
伊予市長

乙 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町
松前町長

丙 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町
砥部町長

丁 愛媛県伊予市下吾川381番地1
一般社団法人 伊予医師会
会長

様式省略

資料 24-1 災害時の医療救護に関する協定

((公社) 愛媛看護協会)

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と社団法人愛媛看護協会(以下「丙」という。)とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産(以下「医療救護」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療従事者の派遣)

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

(医療救護計画)

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画(以下「医療救護計画」という。)を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

(医療従事者の派遣要請の手続)

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置
(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事

加 戸 守 行

乙 県下69市町村長
丙 社団法人愛媛看護協会
会 長 廣 田 玲 子

資料 24-2 災害時の医療救護に関する協定実施細則

((公社) 愛媛看護協会)

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と社団法人愛媛看護協会(以下「丙」という。)とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定(以下「協定」という。)の実施について、次のとおり細則を締結する。

(医療救護活動の報告)

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合(協定第6条の規定による報告があった場合を含む。)は、当該医療従事者の行う医療救護活動(以下「医療救護活動」という。)の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第1号)
 - (2) 医療従事者名簿(様式第2号)
 - (3) 薬剤等使用報告書(様式第3号)
- (事故の報告)

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書(様式第4号)により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書(様式第5号)を甲又は乙に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第4条 協定第13条に規定する損害補償(以下「損害補償J」という。)の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金(災害救助法(昭和22年法律第118号)第29条の規定により支給される扶助金をいう。)の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(様式第6号)に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書(以下「支給基礎額算定証明書」という。)
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類

	(2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項文は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸守行
乙 県下69市町村長
丙 社団法人愛媛看護協会
会長 廣田玲子

※ 様式は省略する。

資料 25-1 災害時の医療救護に関する協定

((一社) 愛媛県歯科医師会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下

「救護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置
(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、印又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸守行

乙 県下69市町村長
丙 社団法人愛媛県歯科医師会
会長 須之内 淳二

資料 25-2 災害時の医療救護に関する協定実施細則

((一社) 愛媛県歯科医師会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、平成 15 年 4 月 9 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

(医療救護活動の報告)

第 1 条 丙は、協定第 2 条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第 6 条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第 1 号）
 - (2) 救護班員名簿（様式第 2 号）
 - (3) 薬剤等使用報告書（様式第 3 号）
- (事故の報告)

第 2 条 協定第 13 条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第 4 号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第 3 条 協定第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和 35 年愛媛県規則第 17 号）別表 1 及び別表 2 の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、協定第 12 条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第 5 号）を甲又は乙に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第 4 条 協定第 13 条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 29 条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第 6 号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類

	(2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行
乙 県下69市町村長
丙 社団法人愛媛県歯科医師会
会長 須之内 淳二

※ 様式省略

資料 25-3 災害時の医療救護活動に関する協定書

(一般社団法人 伊予歯科医師会)

伊予市（以下「甲」という。）、松前町（以下「乙」という。）及び砥部町（以下「丙」という。）と伊予歯科医師会（以下「丁」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療の活動（以下「医療救護活動」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定による市町村地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲、乙又は丙が丁の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定）

第2条 丁は、災害時における医療救護活動を迅速かつ的確に対応するため、次に掲げる事項について、医療救護計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 医療救護班の編成体制
- (2) 歯科医師の活動指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（医療救護班の派遣協力要請）

第3条 甲、乙又は丙は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、地域防災計画に基づき、丁に対し医療救護活動のための医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣協力を要請するものとする。

2 丁は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し、甲、乙又は丙が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の派遣協力要請の手続）

第4条 甲、乙又は丙は、前条第1項の規定に基づき医療救護班の派遣協力を丁に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、丁に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び状況
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療救護班数
- (5) 医療救護班の派遣期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請によらない医療救護班の派遣）

第5条 第3条の規定にかかわらず、丁は、緊急その他やむを得ない理由により、甲、乙又は丙の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、自ら医療救護班を派遣することができる。

2 前項の規定により、丁が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲、乙又は丙に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲、乙又は丙の要請に基づくものとみなす。

（医療救護班の活動内容）

第6条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び歯科医療・歯科保健活動
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じた必要な措置
(医療救護班に対する指揮、命令等)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙又は丙と丁双方の緊密な連携の下に丁が行うものとする。
(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料及び医療器具(以下「医薬品等」という。)は、可能な範囲内において丁が携行するものとし、丁が携行することができない場合は、甲、乙又は丙が調達するものとする。
(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。
(防災訓練)

第10条 丁は、甲、乙又は丙から要請を受けたときは、甲、乙又は丙が実施する防災訓練に参加協力するものとする。
(費用の弁償)

第11条 法令に定めがあるもののほか、第3条第1項の規定による甲、乙又は丙の要請に基づき、丁が医療救護班を派遣し実施した医療救護活動(第5条第2項の規定による報告に係るものを含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、丁からの請求に基づき甲、乙又は丙が負担するものとする。

- (1) 医療救護活動に要した費用(医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。)
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用
- (3) 医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲、乙又は丙が必要と認める費用
(医療救護の従事者に対する扶助金)

第12条 甲、乙又は丙は、丁が実施した医療救護活動の従事者が、当該活動において負傷し、傷病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡したときは、丁からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。
(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、丁は、直ちに甲、乙又は丙に連絡するものとする。

- 2 甲、乙又は丙は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、丁と協議の上、誠意を持って解決のための適切な措置を講ずるものとする。
(報告)

第14条 丁は、医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲、乙又は丙に報告するものとする。
(災害救助法との関係)

第15条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けたときは、本協定は、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。
(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了までに、甲、乙及び丙又は丁のいずれからも何らの意思表示のないときは、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(細則)

第17条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、

乙及び丙と丁が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙並びに丁が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月17日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市
伊予市長

乙 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町
松前町長

丙 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町
砥部町長

丁 愛媛県伊予郡砥部町大南785番地
伊予歯科医師会
会長

資料 25-4 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則
(伊予歯科医師会)

伊予市（以下「甲」という。）、松前町（以下「乙」という。）及び砥部町（以下「丙」という。）と伊予歯科医師会（以下「丁」という。）とは、平成28年3月17日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丁は、協定書第3条第1項の規定に基づき医療救護班を派遣した場合（協定書第5条第2項の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療救護班の行う医療救護活動の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲、乙又は丙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定書第12条に規定する場合においては、丁は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲、乙又は丙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定書第11条第1号から第3号までに規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表第1及び別表第2の規定の例により算出した額を準用する。

2 丁は、協定書第11条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲、乙又は丙に提出するものとする。

（扶助金の種類等）

第4条 協定書第12条に規定する扶助金の種類は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金とする。

2 前項の規定による扶助金の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金の額の算定の例により算定した額とする。

3 扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる扶助金の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲、乙又は丙に提出するものとする。

療養扶助金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業扶助金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害扶助金	(1) 障がいの程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族扶助金	(1) 遺族扶助金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭扶助金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切扶助金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第5条 甲、乙又は丙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は扶助金の

請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丁に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙並びに丁が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月17日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市
伊予市長

乙 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町
松前町長

丙 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町
砥部町長

丁 愛媛県伊予郡砥部町大南785番地
伊予歯科医師会
会長

様式省略

資料 26-1 災害時の医療救護に関する協定

((一社) 愛媛県薬剤師会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急、を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置
(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸守行
乙 県下69市町村長
丙 社団愛媛県薬剤師会
会長 澤田乙吉

資料 26-2 災害時の医療救護に関する協定実施細則

((一社) 愛媛県薬剤師会)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成 15 年 4 月 9 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第 1 条 丙は、協定第 2 条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第 6 条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第 1 号）
 - (2) 医療従事者名簿（様式第 2 号）
 - (3) 薬剤等使用報告書（様式第 3 号）
- （事故の報告）

第 2 条 協定第 13 条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第 4 号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第 3 条 協定第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和 35 年愛媛県規則第 1 号）別表 1 及び別表 2 の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、協定第 12 条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第 5 号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第 4 条 協定第 13 条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 29 条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第 6 号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

資料 27-1 災害時における電算システム復旧支援に関する協定書

(株式会社 愛媛電算)

松前町（以下「甲」という。）と株式会社愛媛電算（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害により、甲の管理する電子計算機器及び各種業務システム（以下「電算システム」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が業務を継続するうえで不可欠な電算システムを速やかに復旧するために、甲が乙の協力を得て、応急対策業務を迅速かつ的確に実施できるよう、必要となる基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策業務を実施できないときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、市に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応急対策業務)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 電算システムの復旧支援作業

(2) 電算システムの復旧が困難な場合に、乙が保有する電子計算機器における暫定的な復旧作業

(3) 乙が保有する電子計算機器額の貸与

(4) 災害時に必要なデータの抽出及び加工（具体的には、住民の安否確認に必要な住民基本台帳リストの出力や、被災認定に関する各種証明書発行などをいう。）

(完了の報告)

第4条 乙は、甲から要請された応急対策業務を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項一について報告するものとする。

(1) 応急対策業務に従事した乙の従業員数及び、使用した電子計算機器類の内訳

(2) 応急対策業務の実施内容、実施期間及び実施場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第5条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第7条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 21 年 3 月 30 日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町長

乙 愛媛県松山市大手町一丁目 11 番地 7
株式会社 愛媛電算
代表取締役

資料 28-1 ヘリテレ映像の提供に関する協定

(愛媛県警察)

災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という）と愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「乙」という）との間で、愛媛県警察ヘリコプタテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という）の提供に関し、次のとおり協定する。

(映像の提供)

第1条 甲は、災害発生時に、愛媛県警察本部からヘリテレ映像の提供を受けている場合において、乙のいずれかの機関から当該ヘリテレ映像の提供の要請があり、かつ、これを甲が愛媛県警察本部の承認を得たうえで必要と認めるときは、提供の要請があった機関（以下「要請機関」という。）に対し、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

2 甲は、前項の規定により、要請機関に対し、ヘリテレ映像を提供する場合において、配信手段のシステム仕様上の制約等により要請機関のみへの配信が困難なとき、又は災害が広域にわたるときには、乙の要請機関以外の機関に対しても、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

3 甲は、ヘリテレ映像を提供する施設、設備、機器等に異常を認めるときは、前2項の規定による映像の提供を停止し、又は中断することができるものとする。

(映像の取扱い要件)

第2条 乙は、前条の規定により、甲より提供を受けたヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 乙は、前項の規定に反した場合、そのことにより発生する一切の責任を負うものとする。

(協議)

第3条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月1日

(協定に関する甲、乙省略)

資料 29-1 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

(国土交通省四国地方整備局)

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と松前町長（以下「乙」という。）は、松前町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、松前町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、松前町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）・

第5条 松前町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定は締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 10 月 26 日

記名押印省略

甲 香川県高松市サンポート高松 3 番 33 号

国土交通省 四国地方整備局長

乙 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

松前町長

資料 30-1 防災研究に関する相互協力協定書

(愛媛大学防災情報研究センター)

松前町（以下「町」という。）と愛媛大学防災情報研究センター（以下「センター」という。）とは、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は町及びセンターが相互に協力して、防災に関する調査・研究・情報交換を行うことにより、松前町における地域防災力の向上並びに防災研究の一層の推進を図ることを目的とする。

(協力事項)

第2条 町及びセンターは、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むこととする。

- (1) 防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること
- (2) 自然災害に対する科学技術的観点からの防災研究に関すること
- (3) 防災・減災のための社会資本整備に関すること
- (4) 災害時の調査、情報提供、医療、ヘルスケアの取り組みに関すること
- (5) 災害情報の蓄積と地域防災情報ネットワークの形成に関すること
- (6) 地域防災計画やリスクマネジメントへの協力及び支援に関すること
- (7) その他本協定の目的に沿うこと

(個別の協議)

第3条 町とセンターは、本協定に基づき、連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は平成24年5月28日から平成25年3月31日までとする。ただし期間満了の1ヶ月前までに、町又はセンターのいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、以後もまた同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、町及びセンターで協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、町及びセンターがそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月28日

記名押印省略

松前町長

愛媛大学防災情報研究センター
センター長

資料 31-1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

(一般社団法人 愛媛県電設業協会)

松前町(以下「甲」という。)と愛媛県電設業協会(以下「乙」という。)は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認められたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は可能な範囲において協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害支援協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 指定避難所等に対する、乙が所有する電設資器材等の提供

(2) 指定避難所等の電気設備の応急点検に関すること

(3) その他甲が必要と認める乙の可能な応急対策業務に関すること

(費用負担)

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」を適用する。

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月29日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井631
松前町長

乙 愛媛県松山市二番町4丁目4-4
一般社団法人 愛媛県電設業協会
会長理事

副会長
中予地区代表理事

資料 32-1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定
(松前町土木部会)

松前町(以下「甲」という。)と松前町土木部会(以下「乙」という。)は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、第1項の規定により要請を行うときは、災害協力支援要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(要請する業務内容)

第3条 甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共土木施設の応急対応
 - (2) 浸水時の応急対応
 - (3) 資機材リースのあっせん
 - (4) 前3号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業
- (業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき協力を実施した場合は、災害協力実施報告書(様式2)をもって、速やかに甲に対し内容を報告するものとする。

(経費負担)

第5条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

(損害の負担)

第6条 第3条の規定により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」を適用する。

(協議及び情報の交換)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の規定による解消の申出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 24 年 8 月 29 日
記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長

乙 愛媛県伊予郡松前町大字浜875番地2
松前町土木部会
部会長

(様式、別表省略)

資料 33-1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

(一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会)

松前町(以下「甲」という。)と社団法人愛媛県自動車整備振興会(以下「乙」という。)は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、第1項の規定により要請を行うときは、災害協力支援要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(要請する業務内容)

第3条 甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害物の除去
 - (2) 緊急自動車の整備
 - (3) オープンスペース等の提供
 - (4) 前3号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業
- (業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、乙の会員及び会員が所有する車両、機材等の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき協力を実施した場合は、災害協力実施報告書(様式2)をもって、速やかに甲に対し内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

(災害補償)

第6条 第4条第1項の規定に基づく乙の協力により、乙の会員が業務を実施した際に、交通事故等により、業務実施者及び車両、機材等に損害が生じた場合の補償については、乙の会員各自の責任において行うものとする。

(協議及び情報の交換)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、文書によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月21日

記名押印省略

- 甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長
- 乙 愛媛県松山市森松町1075番地2
社団法人 愛媛県自動車整備振興会
会長

(様式省略)

資料 34-1 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書
(愛媛県土地家屋調査士会)

松前町(以下「甲」という。)と愛媛県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)は、災害時における家屋被害認定調査(以下「認定調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(認定調査への協力)

第1条 甲は、松前町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

(認定調査の内容)

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第518号内閣府 政策統括官(防災担当)通知)に基づき、甲の職員と連携して、松前町内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、町民からの相談の補助をすること。

(費用の負担)

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

(研修会への参加)

第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(松前町の条例、規則等を含む。)の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年2月25日
記名押印省略

伊予郡松前町大字筒井631番地
甲 松前町
町長

松山市南江戸1丁目4番14号
乙 愛媛県土地家屋調査士会
会 長

資料 35-1 瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定
(瀬戸内海沿岸 59 市町村)

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の道を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県南あわじ市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町、岡山県玉野市、岡山県浅口市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県柳井市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、大分県中津市、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。
(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。
(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。
(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつ

つ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

大阪府	貝塚市長	藤原	龍男
大阪府	高石町長	阪口	仲六
大阪府	忠岡町長	和田	吉衛
大阪府	岬町長	田代	堯
兵庫県	姫路市長	石見	利勝
兵庫県	南あわじ市長	中田	勝久
兵庫県	播磨町長	清水	ひろ子
和歌山県	海南市長	神出	政巳
和歌山県	湯浅町長	上山	章善
和歌山県	由良町長	畑中	雅央
岡山県	玉野市長	黒田	晋
岡山県	浅口市長	栗山	康彦
広島県	広島市長	松井	一貫
広島県	竹原市長	小坂	政司
広島県	三原市長	天満	祥典
広島県	尾道市長	平谷	祐宏
広島県	大竹市長	入山	欣郎
広島県	廿日市市長	眞野	勝弘
広島県	江田島市長	田中	達美
広島県	坂町長	吉田	隆行
山口県	下関市長	中尾	友昭
山口県	宇部市長	久保田	后子
山口県	山口市長	渡辺	純忠
山口県	防府市長	松浦	正人
山口県	岩田市長	福田	良彦
山口県	柳井市長	井原	健太郎
山口県	山陽小野田市長	白井	博文
山口県	周防大島町長	椎木	巧
徳島県	小松島市長	濱田	保徳
徳島県	松茂町長	広瀬	憲発
香川県	高松市長	大西	秀人
香川県	丸亀市長	梶	正治
香川県	坂出市長	綾	宏
香川県	観音寺市長	白川	晴司
香川県	土庄町長	岡田	好平
香川県	小豆島町長	塩田	幸雄
香川県	直島町長	濱田	孝夫

資料 36— 1 姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定書
(北海道松前町)

愛媛県松前町及び北海道松前町(以下「協定町」という。)は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定町のいずれかの町域において、気象災害、地震災害、原子力災害その他の大規模な災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合に、大規模災害を受けた協定町(以下「被災町」という。)の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類及び内容)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の一時的な受け入れ
- (2) 食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

2 第1項第1号の被災者の一時的な受け入れについては、別途協議するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請をしようとする被災町は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定町に応援を要請するものとする。この場合において、被災町は、前段において要請した内容を記載した文書を、後日、速やかに協定町に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び当該場所への経路
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された町は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害による通信の途絶等により被災町との連絡が出来ない場合は、当該被災町ではない協定町は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことが出来るものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援する町の負担とする。

(情報交換)

第6条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協議を行い地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定町が協議して定める。

(適用)

第8条 この協定は、平成25年5月17日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両町長が署名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成25年5月17日

愛媛県松前町長 白石勝也

北海道松前町長 石山英雄

資料 37-1 災害時の協力に関する協定書

(四国電力株式会社・四国電力送配電株式会社)

松前町(以下「甲」という。)並びに四国電力株式会社(以下「乙」という。)及び四国電力送配電株式会社(以下「丙」という。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙及び丙は、大規模地震、台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(災害情報の提供)

第2条 甲、乙及び丙は、相互に、迅速に大規模地震、台風等による災害の情報を提供するものとする。

(電力供給設備の復旧)

第3条 乙及び丙は、災害により大規模な停電が発生した場合は、乙及び丙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、医療機関(総合病院など)、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙及び丙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第4条 甲は、災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙及び丙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備(以下「仮設電柱等」という。)を設置することを承諾するものとする。

3 前項の仮設電柱等は、復旧の進捗により不要となったときは、乙及び丙の負担により原状に復するものとする。

4 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なときは、甲は、乙及び丙が申請書類の提出に先立ち、口頭等の簡易な方法により許認可申請を行うことを認めるものとする。この場合において、乙及び丙は、事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

(復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力)

第5条 災害時における乙及び丙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、甲は、乙及び丙の要請に協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲、乙、丙いずれからも相手方に対し書面による協定解消の申出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(旧協定書の失効)

第7条 甲乙間において平成25年12月27日に締結した「災害時の協力に関する協定書」は、令和2年3月31日をもって失効する。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の定めに関して疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議の上解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町
町長

乙 松山市湊町6丁目6-2
四国電力株式会社
執行役員愛媛支店長

丙 松山市湊町6丁目6-2
四国電力送配電株式会社
松山支社長

資料 38-1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書
(伊予電気工事協同組合)

松前町(以下「甲」という。)と愛媛県電気工事工業組合伊予支部伊予電気工事協同組合(以下「乙」という。)及び愛媛県電気工事工業組合(以下「丙」という。)は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認められたときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、可能な範囲内において、基本的に乙が対応し、困難な場合、丙がこれに協力支援するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害支援協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から前項の要請があった場合、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

(協力の内容)

第3条 乙及び丙は前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 避難場所に対する、乙及び丙が所有する電気関係資機材等の提供

(2) 避難場所の電気設備の応急点検に関すること

(3) その他甲が必要と認める乙及び丙の可能な応急対策業務に関すること

(費用負担)

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙及び丙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き「愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年条例第14号)」を適用する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。

(3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適

当でない場合

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月27日

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井631番地

松前町長 白石勝也 印

乙 愛媛県伊予市下吾川字南西原1665番地3
愛媛県電気工事工業組合伊予支部
伊予電気工事協同組合

理事長 出海義人 印

丙 愛媛県松山市二番町四丁目4番地4
愛媛県電気工事工業組合

理事長 山本兼弘 印

資料 39-1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定
(松山興産株式会社)

松前町(以下「甲」という。)と松山興産株式会社(以下「乙」という。)は、地震災害、風水害その他の災害及び武力攻撃災害等(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書(様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を手交又は送付するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる業務に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 石油類燃料の優先供給及び運搬に関すること。

(2) 近隣の被災者等のための支援物資等の集積地及び一時避難場所としての土地及び施設等の提供。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、甲の要請に応じ前条各号に規定する業務を行ったときは、その状況を措置状況報告書(様式2)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請に応じて協力した業務については、原則としてその費用を負担するものとする。この場合、乙が供給した物資等の対価については、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務の範囲から著しく逸脱すると認められる場合は、その部分について甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月10日

甲 伊予郡松前町筒井631番地
松前町長 白石勝也

乙 伊予郡松前町北黒田567番地7
松山興産株式会社
代表取締役 鳥井 貞宏

資料 40-1 災害時等における捜索調査業務の協力に関する協定
(株式会社愛亀)

松前町(以下「甲」という。)と株式会社愛亀(以下「乙」という。)は、災害時等における暗渠内検査TVカメラシステムを用いた捜索及び調査業務(以下「捜索調査業務」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条この協定は、災害時等において、甲が乙に対し捜索調査業務の協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条甲は乙に対して、災害時等において捜索調査業務が必要と認める場合は、協力を要請できるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2前項の規定による要請は、捜索調査業務の内容、期間等を指定して捜索調査業務の協力要請書(様式1)により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに当該協力要請書を送付するものとする。

(業務報告)

第3条乙は、捜索調査業務を実施したときは、当該捜索調査業務の終了後、速やかに捜索調査業務の実施報告書(様式2)に写真等を添えて、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条本協定に基づく協力を要した経費は、甲が負担することとし、その額は、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第5条第2条の規定に基づく乙の協力により、乙の作業員が業務中に、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。

(有効期間)

第6条この協定は、締結の日からその効力を有し、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、その効力を継続する。

(その他)

第7条この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月9日

伊予郡松前町大字筒井631番地
甲 松前町長 白石勝也

松山市南江戸二丁目660番地1
乙 株式会社 愛亀
代表取締役社長 西山周

(様式省略)

資料 41-1 福祉避難所の指定に関する協定書

((社) 松前町社会福祉協議会)

松前町（以下「甲」という。）と社会福祉法人松前町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、甲が指定管理を行っている松前町総合福祉センター（以下「乙施設」という。）を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所の対象者）

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

（使用設備等の内容）

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

- (1) 松前町総合福祉センター1階相談室1、相談室2、自立作業室、創作作業室、デイサービス食堂、デイサービス休養室、談話ロビー
- (2) 松前町総合福祉センター2階集会室、和室会議室、会議室、健康診断室、あそびステーション、多世代交流室
- (3) 移送用車両
- (4) 避難生活に付随する施設、設備（便所、浴室、厨房等）
- (5) その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

（申請及び許可）

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書（別記様式）を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

- (1) 福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

（原状の変更）

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

（原状回復の義務）

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条 甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲松前町保健福祉部保険課長

(2) 乙松前町社会福祉協議会事務局長

(協定の解除)

第13条 この協定書は、甲が指定を取り消したとき、解除する。

(疑義の解決)

第14条 この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年3月14日

甲 松前町筒井631番地
松前町長 白石勝也

乙 松前町筒井710番地1
社会福祉法人松前町社会福祉協議会
会長 本田眞一

別記様式

福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書

年 月 日

社会福祉法人 松前町社会福祉協議会会長 様

申請人 住所 松前町大字筒井631番地
氏名 松前町長 印

貴施設内に福祉避難所を開設いたしたく、次のとおり申請いたします。

使用物件 又は使用設備			
使用期間	年 月 日 時～ 年 月 日 時		
責任者	所属		
	役職		氏名
備考			

----- 切取線 -----

福祉避難所開設に係る施設等使用許可証

年 月 日

住所 松前町大字筒井631番地
氏名 松前町長 様

社会福祉法人松前町社会福祉協議会
会長 印

年 月 日付福祉避難所開設に係る施設等仕様の件は許可します。

使用期間	年 月 日 時～ 年 月 日 時		
使用物件又は 使用設備		使用条件	

資料 41-2 福祉避難所の指定に関する協定書

((医) 河辺整形外科)

松前町（以下「甲」という。）と医療法人河辺整形外科（以下「乙」という。）とは、甲が、グループホームひなたぼっこ（以下「乙施設」という。）を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所の対象者）

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

（使用設備等の内容）

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

- (1) グループホームひなたぼっこ2階談話室
- (2) 移送用車両
- (3) 避難生活に付随する施設、設備（便所、浴室、厨房等）
- (4) その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

（申請及び許可）

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書（別記様式）を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

- (1) 福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

（原状の変更）

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

（原状回復の義務）

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲松前町保健福祉部保険課長

(2) 乙医療法人河辺整形外科事務長

(協定の解除)

第13条この協定書は、甲が指定を取り消したとき、解除する。

(疑義の解決)

第14条この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年5月28日

甲 松前町筒井631番地
松前町長 白石勝也

乙 松前町浜858番地
医療法人河辺整形外科
理事長 河辺 憲郎

別記様式

福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書

年 月 日

医療法人渡辺整形外科 理事長 様

申請人 住所 松前町大字筒井631番地
氏名 松前町長 印

貴施設内に福祉避難所を開設いたしたく、次のとおり申請いたします。

使用物件 又は使用設備			
使用期間	年 月 日 時～ 年 月 日 時		
責任者	所属		
	役職		氏名
備考			

----- 切取線 -----

福祉避難所開設に係る施設等使用許可証

年 月 日

住所 松前町大字筒井631番地
氏名 松前町長 様

医療法人渡辺整形外科
理事長

印

年 月 日付福祉避難所開設に係る施設等仕様の件は許可します。

使用期間	年 月 日 時～ 年 月 日 時		
使用物件又は 使用設備		使用条件	

資料 41-3 福祉避難所の指定に関する協定書

((社) 昌樹会)

松前町(以下「甲」という。)と社会福祉法人昌樹会(以下「乙」という。)とは、甲が、介護老人福祉施設こより(以下「乙施設」という。)を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という)が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所の対象者)

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

(使用設備等の内容)

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

- (1) 介護老人福祉施設こより1階地域交流ホール
- (2) 移送用車両
- (3) 避難生活に付随する施設、設備(便所、浴室、厨房等)
- (4) その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

(申請及び許可)

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書(別記様式)を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

- (1) 福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状の変更)

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

(原状回復の義務)

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲松前町保健福祉部保険課長

(2) 乙介護老人福祉施設こより施設長

(協定の解除)

第13条この協定書は、甲が指定を取り消したとき、解除する。

(疑義の解決)

第14条この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年5月28日

甲 松前町筒井631番地
松前町長 白石勝也

乙 松前町神崎586番地3
社会福祉法人昌樹会
理事長 黒田典生

(様式省略)

資料 41-4 福祉避難所の指定に関する協定書

((社) 鶴寿会)

松前町(以下「甲」という。)と社会福祉法人鶴寿会(以下「乙」という。)とは、甲が、軽費老人ホームひまわり苑(以下「乙施設」という。)を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という)が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所の対象者)

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

(使用設備等の内容)

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

- (1) 軽費老人ホームひまわり苑1階談話室、娛樂室、面接室
- (2) 移送用車両
- (3) 避難生活に付随する施設、設備(便所、浴室、厨房等)
- (4) その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

(申請及び許可)

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書(別記様式)を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

- (1) 福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状の変更)

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

(原状回復の義務)

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア

ア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲松前町保健福祉部保険課長

(2) 乙社会福祉法人鶴寿会施設長

(協定の解除)

第13条この協定書は、甲が指定を取り消したとき、解除する。

(疑義の解決)

第14条この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年5月28日

甲 松前町筒井631番地
松前町長 白石勝也

乙 松前町鶴吉635番地1
社会福祉法人 鶴寿会
理事長 小澤宏

(様式省略)

資料 41-5 福祉避難所の指定に関する協定書

((医) 光佑会)

松前町（以下「甲」という。）と医療法人光佑会（以下「乙」という。）とは、甲が、介護老人保健施設菜の花（以下「乙施設」という。）を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所の対象者）

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

（使用設備等の内容）

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

- (1) 介護老人保健施設菜の花1階会議室
- (2) 介護老人保健施設菜の花2階家族介護者教室
- (3) 移送用車両
- (4) 避難生活に付随する施設、設備（便所、浴室、厨房等）
- (5) その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

（申請及び許可）

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書（別記様式）を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

- (1) 福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

（原状の変更）

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

（原状回復の義務）

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲松前町保健福祉部保険課長

(2) 乙医療法人光佑会事務長

(協定の解除)

第13条この協定書は、甲が指定を取り消したとき、解除する。

(疑義の解決)

第14条この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年5月28日

甲 松前町筒井631番地
松前町長 白石勝也

乙 松前町神崎586番地
医療法人光佑会
理事長黒田典生

(様式省略)

資料 41-6 福祉避難所の指定に関する協定書

((社福) エンゼル)

松前町(以下「甲」という。)と社会福祉法人エンゼル(以下「乙」という。)とは、甲が、総合福祉施設エンゼル及びエンゼルのなかがわら(以下「乙施設」という。)を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という)が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所の対象者)

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

(使用設備等の内容)

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

- (1) 総合福祉施設エンゼル1階研修室、霊安室、休憩室
- (2) エンゼルのなかがわら1階地域交流室1、地域交流室2、機能訓練室
- (3) 移送用車両
- (4) 避難生活に付随する施設、設備(便所、浴室、厨房等)
- (5) その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

(申請及び許可)

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書(別記様式)を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

- (1) 福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状の変更)

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

(原状回復の義務)

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲松前町保健福祉部保険課長

(2) 乙社会福祉法人エンゼル施設長

(協定の解除)

第13条甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより書面による異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年5月28日

甲 松前町筒井631番地
松前町長 白石勝也

乙 松前町北川原33番地1
社会福祉法人エンゼル
理事長 勝見 安美

(様式省略)

資料 41-7 福祉避難所の指定に関する協定書

(伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合)

松前町（以下「甲」という。）と伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合（以下「乙」という。）とは、甲が、養護老人ホーム和楽園（以下「乙施設」という。）を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所の対象者)

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

(使用設備等の内容)

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

- (1) 和楽園1階地域交流スペース、居間・談話室（1～4）、面接室、宿直室、霊安室
- (2) 和楽園2階会議室、居間・談話室（1～3）、娯楽談話室、家族宿泊室、理美容室
- (3) 移送用車両
- (4) 避難生活に付随する施設、設備（便所、浴室、調理室等）
- (5) その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

(申請及び許可)

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書（別記様式）を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

- (1) 福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状の変更)

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

(原状回復の義務)

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲松前町保健福祉部保険課長

(2) 乙伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園園長

(協定の解除)

第13条この協定書は、甲が指定を取り消したとき、解除する。

(疑義の解決)

第14条この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年8月5日

甲 松前町大字筒井631番地
松前町長 白石勝也
代理松前町副町長 中矢博史

乙 松前町大字大溝96番地1
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合
組合長 白石勝也

(様式省略)

資料 41-8 福祉避難所の指定に関する協定書

(株 アコンプリシー)

松前町（以下「甲」という。）と株式会社アコンプリシー（以下「乙」という。）とは、甲が、介護付有料老人ホーム笑歩会松前（以下「乙施設」という。）を福祉避難所として指定し、使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）が避難を余儀なくされた場合に、乙施設を福祉避難所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所の対象者）

第2条 この協定において「福祉避難所対象者」とは、第1条に規定する要配慮者の内、災害時における避難生活に特に配慮が必要な者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者をいう。

（使用設備等の内容）

第3条 甲は災害時に福祉避難所として、次に掲げる施設等を使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障をきたす場合は、使用することができない。

（1）介護付有料老人ホーム笑歩会松前1階 機能訓練室・健康いきがい室及び静養室

（2）移送用車両

（3）避難生活に付随する施設、設備（便所、浴室、厨房等）

（4）その他、特に福祉避難所対象者の援護に必要と認められるもの

（申請及び許可）

第4条 甲は、乙施設を使用する場合は、あらかじめ福祉避難所開設に係る施設等使用許可申請書（別記様式）を乙に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出することができる。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、本来業務の支障の有無を検討し、支障がない場合は、直ちにその使用を許可するものとする。

3 公は、施設の使用について乙に申請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面で通知しなければならない。

（1）福祉避難所対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 乙は、前項において知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了するときは、乙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

（原状の変更）

第6条 甲は、乙施設の使用をするにあたっては、乙の承諾を得なければ乙施設の原状を変更することができないものとする。甲は、この承諾を得て、乙施設の原状を変更することができる。

（原状回復の義務）

第7条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、福祉避難所対象者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達をしなければならない。

2 甲は、福祉避難所対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティ

ア等の介護支援者を確保しなければならない。

3 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所対象者の適切な介護等に対する乙施設の職員による積極的な協力及び乙施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第10条 甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 乙は、甲以外の者と締結する協定を履行する必要があるとき、又は甲にこの協定書に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。この場合において、乙は、甲に生じた損失の補償を行わないものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲 松前町保健福祉部保険課 課長

(2) 乙 介護付有料老人ホーム笑歩会松前 施設長

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより書面による異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定書に定めのない事項については、松前町地域防災計画に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成27年4月15日

記名押印〔略〕

甲 松前町筒井631番地
松前町長

乙 松山市朝生田町六丁目2番5号
株式会社アコンプリシー
代表取締役

様式省略

指定福祉避難所に関する協定書

松前町(以下「甲」という。)と社会福祉法人寿楽会(以下「乙」という。)とは、甲が指定福祉避難所として指定した特別養護老人ホーム松前(以下「乙施設」という。)を指定福祉避難所として使用することについて次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)

第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)発生時に、乙施設内に福祉避難所を開設し、法第8条第2項第15号に規定する要配慮者で災害により避難を余儀なくされたもののうち、介護保険施設、医療機関等の入所又は入院に至らない程度の者で災害時における避難生活に特に配慮が必要なもの及びその者の介護を行う者を避難させ、その良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(開設場所)

第2条 甲は、災害時に福祉避難所として、乙施設の地域交流ホールを使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障を来す場合は、この限りでない。

(手続)

第3条 甲は、乙施設の地域交流ホールに福祉避難所を開設しようとするときは、書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信によりその使用を申請するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用申請を受けた場合は、乙施設の本来業務の支障の有無を検討し、支障がないときは、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、前項の規定により許可を受けたときは、書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信により次の事項を通知するものとする。

(1) 当該福祉避難所に避難する者(以下「避難者」という。)の住所、氏名、心身の状況、連絡先等、

(2) 避難者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

4 甲は、避難者に変更があったときは、その都度、前項各号に掲げる事項を乙に通知するものとする。

(使用期間)

第4条 福祉避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上、7日を超えることができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了しようとするときは、書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信により乙にその旨を通知するものとする。

(現状の変更)

第5条 甲は、乙施設を使用するに当たっては、乙の承諾を得なければ乙施設の現状を変更することができない。

(原状回復)

第6条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

(乙の協力)

第7条 乙は、乙施設の本来業務に支障を来さない範囲で、次の事項について協力するものとする。

- (1) 乙施設の職員による人的支援
- (2) 乙施設が所有する医薬材料等の物資の提供
- (3) 乙施設が所有する車両、介護用備品、事務用備品等の使用
(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担する。
(規程の遵守)

第9条 甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規程を遵守しなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

- (1) 甲松前町保健福祉部保険課長
- (2) 乙特別養護老人ホーム松前施設長

(協定の解除)

第11条 甲は、法第49条の7第2項において準用する法第49条の6第1項の規定により指定福祉避難所の指定を取り消したときは、この協定を解除するものとする。

(個人情報保護)

第12条 乙は、この協定の履行に当たり知り得た避難者の個人情報を漏らしてはならない。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれかから書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信による異議の申立てがなされない限り、この協定は、更に1年間更新されるものとし、以後も、同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月31日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町
町長

乙 松山市来住町 36 番地
社会福祉法人寿楽会
理事長

指定福祉避難所に関する協定書

松前町(以下「甲」という。)と社会福祉法人みかん会(以下「乙」という。)とは、甲が指定福祉避難所として指定した有料老人ホームみかん・松前(以下「乙施設」という。)を指定福祉避難所として使用することについて次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)発生時に、乙施設内に福祉避難所を開設し、法第8条第2項第15号に規定する要配慮者で災害により避難を余儀なくされたもののうち、介護保険施設、医療機関等への入所又は入院に至らない程度のもので災害時における避難生活に特に配慮が必要なもの及びその者の介護を行う者を避難させ、その良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(開設場所)

第2条 甲は、災害時に福祉避難所として、乙施設のディサービスを使用することができる。ただし、乙施設の本来業務に支障を来す場合は、この限りでない。

(手続)

第3条 甲は、乙施設のディサービスに福祉避難所を開設しようとするときは、書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信によりその使用を申請するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用申請を受けた場合は、乙施設の本来業務の支障の有無を検討し、支障がないときは、直ちにその使用を許可するものとする。

3 甲は、前項の規定により許可を受けたときは、書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信により次の事項を通知するものとする。

(1) 当該福祉避難所に避難する者(以下「避難者」という。)の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 避難者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

4 甲は、避難者に変更があったときは、その都度、前項各号に掲げる事項を乙に通知するものとする。

(使用期間)

第4条 福祉避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とするただし、必要により甲乙協議の上、7日を超えることができる。

2 甲は、福祉避難所の使用を終了しようとするときは、書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信により乙にその旨を通知するものとする。

(現状の変更)

第5条 甲は、乙施設を使用するに当たっては、乙の承諾を得なければ乙施設の現状を変更することができない。

(原状回復)

第6条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、乙施設を原状に復するものとする。

(乙の協力)

第7条 乙は、乙施設の本来業務に支障を来さない範囲で、次の事項について協力するものとする。

- (1) 乙施設の職員による人的支援
- (2) 乙施設が所有する医薬材料等の物資の提供
- (3) 乙施設が所有する車両、介護用備品、事務用備品等の使用
(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担する。
(規程の遵守)

第9条 甲は、乙施設の使用に当たっては、乙施設で定められている規程を遵守しなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

- (1) 甲松前町保健福祉部保険課長
- (2) 乙有料老人ホームみかん・松前施設長

(協定の解除)

第11条 甲は、法第49条の7第2項において準用する法第49条の6第1項の規定により指定福祉避難所の指定を取り消したときは、この協定を解除するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この協定の履行に当たり知り得た避難者の個人情報を漏らしてはならない。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれかから書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信による異議の申立てがなされない限り、この協定は、更に1年間更新されるものとし、以後も、同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月31日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町
町長

乙 松山市志津川町 200 番地
社会福祉法人みかん会
理事長

資料 42-1 災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定書

((公社) 日本下水道管路管理業協会)

松前町(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、甲の管轄する地域において地震等の災害により下水道管路施設が被災したときに行う、復旧支援に関して以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が乙に対し復旧支援を求めることに関する基本的な事項を定め、災害により被災した下水道管路施設機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(支援要請)

第2条 甲は乙に対して、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し支援を要請するときは、支援内容を記した支援要請書(様式1)により行うものとする。ただし、緊急時の要請は、電話等により口頭要請を行うことができるものとし、後日すみやかに支援要請書を送付するものとする。

2 前項の復旧支援協力の要請に関する連絡窓口は、甲については松前町産業建設部上下水道課、乙については公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部四国部会とする。

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(支援業務)

第3条 本協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。

(1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

(2) その他甲乙間で協議し、必要と思われる業務

(費用)

第4条 本協定に基づく協力に要した経費は、甲が負担することとし、その額は甲乙双方が協議して決定するものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに支援業務の実施報告書(様式2)を甲に提出するものとする。実施報告書に添付する写真等の書類については、甲乙で協議し決定するものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在における協力会社・提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(広域災害)

第6条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部(以下「対策本部」という。)が設置された場合には、対策本部の指揮に従うものとする。

(災害補償)

第7条 第2条の規定に基づく乙の支援により、乙の作業員が業務中に、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有し、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、その効力を継続する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1

通を保有する。

平成27年2月12日
記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町長

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番地11
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長

様式省略

資料 43-1 災害時における水道施設に係る応急活動への協力に関する協定書
(松前町管工事業協同組合)

松前町(以下「甲」という。)と松前町管工事業協同組合(以下「乙」という。)とは、松前町内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における甲の所管する水道施設(以下「水道施設」という。)の被害調査、応急給水及び応急復旧(以下「応急活動」という。)への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て応急活動を迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、応急活動に乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、水道施設の被災状況や応急活動への協力を求める内容を記した応急活動協力要請書(様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭要請を行うことができるものとし、この場合においては、後日速やかに応急活動協力要請書を送付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、応急活動の協力作業に当たる乙の組合員を選抜し、他の業務に優先して速やかに人員及び資機材等を出動させ、甲の行う応急活動に協力するものとする。

(指揮)

第4条 応急活動における現場指揮及び連絡調整は、甲が行う。

(報告)

第5条 乙は、要請のあった応急活動の協力作業を終了したときは、電話等により甲に報告を行い、後日速やかに応急活動協力実施報告書(様式2)を提出するものとする。応急活動協力実施報告書に添付する写真等の書類については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担及び支払)

第6条 この協定に基づく応急活動の協力に要した費用については、原則、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法並びに請求及び支払の方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(体制確立)

第7条 乙は、応急活動協力体制の確立を図るため、応急活動への協力の要請を受けた時の連絡体制や具備すべき資機材等を記した文書を作成し、毎年甲に提出するものとする。

(共同訓練)

第8条 甲及び乙は、この協定の目的を達するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(災害補償・損害賠償)

第9条 応急活動の協力作業に従事する作業員(以下「作業従事者」という。)が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。

2 応急活動の協力作業中に作業従事者が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有し、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各々1通を保有する。

平成27年8月11日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町
松前町長

乙 伊予郡松前町大字西古泉313番地

松前町管工事業協同組合
理事長

様式省略

資料 44-1 災害発生時における松前町と松前町内等郵便局の協力に関する協定書
(日本郵便株式会社)

松前町（以下「甲」という。）と松前町内等郵便局（別表に掲げる郵便局。以下「乙」という。）は、松前町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められる被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、松前町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 緊急車両等としての車両の提供（ただし、郵便配達用車両及び災害対応車両は除く。）
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（避難者情報確認シート（別記様式）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障がなく、対応可能な範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 松前町総務部長

乙 日本郵便株式会社 松前郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙いずれかから相手方に対し書面による協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月13日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井631番地
松前町

町長

乙 愛媛県伊予郡松前町筒井347番地1
松前町内等郵便局

代表 日本郵便株式会社
松前郵便局長

別表

松前町内等郵便局

郵便番号	住所	郵便局名
791-3120	愛媛県伊予郡松前町筒井347番地1	松前郵便局
791-3102	愛媛県伊予郡松前町北黒田503番地3	松前北黒田郵便局
791-3120	愛媛県伊予郡松前町筒井850	エミフルMASAKI郵便局
791-3133	愛媛県伊予郡松前町昌農内380番地3	岡田郵便局
791-3162	愛媛県伊予郡松前町出作222番地	北伊予郵便局
790-8799	愛媛県松山市三番町3丁目5-2	松山中央郵便局

資料 45-1 大規模災害時における農業用水施設を活用した防災活動に関する協定書
(道後平野土地改良区)

松前町(以下「甲」という。)と道後平野土地改良区(以下「乙」という。)とは、災害発生時における乙が管理する農業用水を活用した防災活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、火災その他の大規模災害が発生し又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲と乙とが協力し農業用水を有効に活用した防災減災対策を行い、もって地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力業務の内容)

第2条 乙は、甲から要請があったときは、第1条の目的を達成するために甲が行う次の各号に掲げる業務に協力するものとする。

- (1) 緊急時の農業用水の優先的な供給
- (2) その他防災活動の実施に関すること。

(要請手続)

第3条 前条に規定する甲の乙に対する要請の手続は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請することができる。

(必要な措置)

第4条 甲は、農業用水の取水に必要な施設整備等について別途調査するものとし、乙と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

(農業用水施設の損傷)

第5条 甲が第1条の目的を遂行するために農業用施設に損害を与えた場合又は第三者に損害を与えた場合は、甲と乙とが協議し処理する。

(協議)

第6条 この協定に定める事項への疑義又は定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年1月21日
記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町
松前町長

乙 松山市朝生田町1丁目12番19号
道後平野土地改良区

理事長

資料 46-1 災害時等における緊急避難場所としての施設使用に関する協定書
(高野昭子)

松前町（以下「甲」という。）と高野昭子（以下「乙」という。）とは、松前町内において、地震、風水害その他の災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における緊急避難場所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲及び地域住民等が乙の管理する施設の一部を緊急避難場所として使用することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を、緊急避難場所として災害時に地域住民等に使用させることを認め、甲は、対象施設を緊急避難場所として指定するものとする。

- (1) 所在地 愛媛県伊予郡松前町大字筒井961番地
- (2) 所有者 高野昭子
- (3) 名称 グランフィールド松前町舎前
- (4) 構造等 RC造 5階建
- (5) 使用場所 屋上247㎡（約123人収容）

- 2 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具を対象施設に設置する場合は、乙の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、対象施設に緊急避難場所の看板等を設置するとともに、ホームページ等を用いて住民に対して周知するものとする。

（使用手続）

- 第3条 甲は、災害時等において地域住民等を避難させる必要があると判断した場合は、乙へ連絡し、対象施設の使用を申し入れるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙へ連絡する暇がない場合には、避難後に連絡することができる。

（緊急避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、緊急避難場所の役割を終えたと判断した場合は、緊急避難場所を閉鎖する。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を緊急避難場所以外の目的に使用しない。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（現状回復義務）

- 第7条 甲は、緊急避難場所閉鎖後、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害等によって損傷した部分については、この限りでない。
- 2 地域住民等が避難の際、対象施設をやむを得ず破損した場合における施設の回復に要する費用については、甲が負担する。

(費用の支払)

第8条 前条第2項の規定により乙から費用の請求があった場合は、甲は、速やかにこれを支払うものとする。

(利用者責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民などが非難した際に対象施設内において発生した事故などについては、一切責任を負わない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長し、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年1月25日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町
松前町長

乙 伊予郡松前町大字筒井961番地

資料 47-1 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書
(県、県内 20 市町)

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
 - (3) 応援を求める期間及び場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日
記名押印省略

愛 媛 県
知 事
松 山 市
市 長
今 治 市
市 長
宇 和 島 市
市 長
八 幡 浜 市
市 長
新 居 浜 市
市 長
西 条 市
市 長
大 洲 市
市 長
伊 予 市
市 長
四 国 中 央 市
市 長
西 予 市
市 長
東 温 市
市 長
上 島 町
町 長
久 万 高 原 町

町 長
松 前 町
町 長
砥 部 町
町 長
内 子 町
町 長
伊 方 町
町 長
松 野 町
町 長
鬼 北 町
町 長
愛 南 町
町 長

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

資料 48-1 災害時における被災者支援に関する協定書
(愛媛県行政書士会)

松前町(以下「甲」という。)と愛媛県行政書士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、松前町内で地震、津波、風水害その他の災害が発生したとき(以下「災害時」という。)において、被災者支援のための行政書士業務を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 被災証明書申請書類に関する相談
- (2) 相続関係書類に関する相談
- (3) 許認可申請書類に関する相談
- (4) 自動車登録申請書類に関する相談
- (5) その他行政書士法(昭和26年法律第4号)に定める業務に関する相談
- (6) その他甲が必要と認める業務

(行政書士業務の支援要請等)

第3条 甲は、災害時において緊急に被災者に対する行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して被災者に対する行政書士業務の支援(以下「支援」という。)を要請することができる。
2 乙は、災害時において緊急に甲に対して支援を行う必要が生じたと認めたときは、甲に対し、支援を行う旨を通知して、これを行うことができる。

(支援場所の確保及び広報)

第4条 甲は、災害時において前条第1項又は第2項の規定に基づき乙が支援を行うときは、支援を行う場所の確保及び広報に努めるものとする。

(支援要請の手続等)

第5条 第3条第1項の規定による支援の要請は、原則として災害時支援要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)の送付により行うものとする。ただし、緊急のため書面による要請のいとまがないときは、電話、ファクシミリ等の方法により要請内容を明らかにして要請し、後日速やかに要請書を送付するものとする。
2 乙は、第3条第1項の規定により支援の要請を受けたときは、その要請内容を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

(連絡責任者等の選任)

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者及び連絡責任者に事故があるときの補助者(以下「連絡責任者等」という。)をあらかじめ選任するものとする。
2 甲及び乙は、連絡責任者等の職、氏名、電話番号その他必要な事項を連絡責任者・補助者通知書(様式第2号)により相互に通知するものとし、変更があったときも、同様とする。

(支援体制の確保)

第7条 乙は、松前町内で地震、津波、風水害その他の災害が発生するおそれのある場合において甲に対して支援が必要と認めるときは、第3条第1項の規定に基づく甲の支援の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、実施した行政書士業務の件数及び相談内容等について、行政書士業務報告書(様式第3号)により随時書面で甲に報告するものとする。この場合において、当該報告は、行政

書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲のものとする。

(費用負担)

第9条 行政書士業務の被災者への提供は、無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 支援の実施に必要な経費は、乙が負担するものとする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費が必要な場合は、行政書士業務の提供を受けた被災者に負担させることができる。

3 特別な経費が必要となる場合は、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

(損害への対応)

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までにこの協定の解除又は変更について甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がない場合は、1年間延長されるものとし、当該延長期間に係る期間が経過した後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(補則)

第13条 この協定に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3 月 30日
記名押印省略

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
甲 松前町
松前町長

愛媛県松山市錦町98番地1
乙 愛媛県行政書士会
会 長

資料 49-1 非常災害時における災害時避難所としての施設の使用に関する覚書

(省略)

(目的)

第1条 この覚書は、非常災害時において、古城幼稚園園児、教諭、保護者等(以下「園児等」という。)が一時的に避難をする必要が生じたときに、速やかに避難ができるように、松前町教育委員会(以下「甲」という。)と中川雅司様(以下「乙」という。)との間で、施設の使用に関して必要な事項を定めるものである。

(使用施設)

第2条 乙は、次に掲げる建物を非常災害時において災害時避難所として園児等に使用させるものとする。

- (1) 建物名称 ファインコート (共同住宅)
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造 6階建
- (3) 所在地 伊予郡松前町筒井1401-1
- (4) 所有者 中川 雅司

(利用者責任)

第3条 乙は、災害時避難所に園児等が避難した際に発生した事故に対する責任は一切負わない。

(使用料等)

第4条 災害時避難所の使用料は無料とする。ただし、園児等が建物品物を破損、汚損した場合は、甲が現状に復するものとする。

(災害時避難所開設状況の報告)

第5条 甲は、災害時避難所として第2条に規定する施設を使用した場合又は使用を終了した場合は、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。

(敷地内空地の利用)

第6条 乙は、敷地内にある駐車場について、非常災害時には甲の必要に応じ利用させるものとする。

(覚書の有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は1年間とする。ただし、契約期間満了日までに甲又は乙の一方から別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

甲及び乙は、この覚書を証するため、本覚書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 29 年 5 月 16 日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町筒井 631 番地
松前町教育委員委員会 教育長

乙 愛媛県伊予郡松前町筒井 1401-3

様式省略
資料 50-1 G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書
(四国地方整備局)

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と松前町長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するG P S 波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しG P S 波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「G P S 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において松前町の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで松前町の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により松前町の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 6月 25日
記名押印省略

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長

乙 松前町長

別表省略

資料 51-1 中予地区広域消防相互応援協定書

(中予地区広域消防相互応援)

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町及び伊予消防等事務組合(以下「協定市町等」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく消の相互の応援(以下「消防相互応援」という。)に関して、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害(法第1条に規定する災害であつて協定市町等の応援活動を必要とするものをいう。以下同じ。)の発生に際し、当該災害の発生地(以下「発生地」という。)以外の協定市町等(以下「応援協定市町等」という。)の消防力を活用して、発生地の属する協定市町等(以下「被災協定市等」という。)の被害を最小限に抑えることを目的として、消防相互応援に関して必要な事項を定めものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊消防隊、救急隊その他災害対応に必要な人員をいう。
- (2) 応援活動応援協定市町等が、その応援隊を派遣し、又は資機材を調達して被災協定市町等の災害対応を応援する活動をいう。
- (3) 普通応援(火災)隣接する協定市町等が、災害のうち、本協定に基づき覚書で定める区域で発生した火災を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前又は要請時に行う応援活動をいう。
- (4) 普通応援(災害)隣接する協定市町等が、協定市町等の境界周辺部において、前号の火災を除く災害を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。
- (5) 特別応援(要請)協定市町等の区域内に大規模な災害が発生し、又は前2号に規定する応援以外の応援(はしご付消防ポンプ自動車の整備に伴う消防力の補完を含む。)を必要とする場合で、応援協定市町等が、被災協定市町等の長の要請時に行う応援活動をいう。
- (6) 特別応援(自動)協定市町等の区域内に災害が発生したことを応援協定市町等が覚知した場合。「自で、当該災害の規模等に照らし、緊急を要するとともに前号の要請を待ついとまがないと認められる場合に、応援協定市町等の長が、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

(応援の要請)

第3条 普通応援(火災)及び特別応援(要請)の要請は、被災協定市町等の長が応援協定市町等の長に対し、電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、災害による被害の状況を把握した時点で速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別及び概況
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要請する応援活動の種類及び数
- (4) 集結(誘導員配置)場所
- (5) その他必要事項

(応援活動の実施)

第4条 応援の要請を受けた応援協定市町等の長は、当該協定市町等の区域内の警備に支障のない範囲において、次の各号に掲げるところに従って応援活動を実施するものとする。

- (1) 普通応援(火災)及び普通応援(災害)については、原則として1隊(消防ポンプ車等1台)とする。ただし、火災その他の災害の規模により適宜応援活動を増強する。
 - (2) 特別応援(要請)及び特別応援(自動)については、被災協定市町等の長からの要請内容、保有消防力等を検討の上、応援活動の規模を決定するものとする。
- 2 応援活動を開始した応援協定市町等の長は、応援を受けた被災協定市町等の長に電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を報告するとともに、速やかに文書を提出するものとする。
- (1) 応援隊の長

- (2) 応援活動の規模
 - (3) 出発時刻及び到着予定時刻
- (応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、応援を受けた被災協定市町等の消防長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の人員に対して行うことができるものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、応援活動及び引揚げの状況を応援を受けた被災協定市町等の消防長に報告するものとする。

- 2 応援活動を実施した応援協定市町等の長は、応援に従事した応援隊の最終帰署後、派遣期間中の応援活動の内容を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。
- (経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援協定市町等が負担する経費ア 出動した人員の手当及び旅費
イ 車両及び資機材の燃料費(現地における補給燃料を除く。)ウ 車両及び資機材の修理費
エ 出動した人員の公務災害補償費
オ 災害発生地への出動又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (2) 被災協定市町等が負担する経費
ア 現地における車両及び機械器具の燃料費イ 現地における宿泊費
ウ 要請により調達又は立替えた資機材及び燃料費
エ 出動した人員が応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償費(出動した人員の重大な過失等に基づく損害賠償費は除く。)
- (3) 前2号以外の経費及び重要事案が生じた場合には、関係する協定市町等の間において、その都度協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する情報を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施のために必要な事項及びこの協定の改廃については、協定市町等の長が協議して定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各1通を保管する。
- 3 中予地区広域消防相互応援協定書(平成2年8月1日締結)は、平成31年3月31日をもって廃止する。

平成31年3月29日

記名押印省略

松山市長
伊予市長
東温市長
久万高原町長
松前町長
砥部町長
伊予消防等事務組合長

資料 52-1 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

(公益社団法人全国上下水道コンサルタント)

愛媛県(以下「甲」という。)及び県内 17 市町(乙 1 から乙 17 まで) (以下、乙 1 から乙 17 までを総乙)という。)と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部(以下「丙」という。)は、乙の所管する下水道施設(以下「下水道施設」という。)が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合(以下「災害時」という。)における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるもの

(技術支援協力の範囲)

第 3 条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

(技術支援協力の要請)

第 4 条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第 1 により第 10 条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第 2 により第 10 条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員(以下「支援協力者」という。)を様式第 3 により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員(以下「業務実施者」という。)を協議により選任し、甲は、様式第 4 により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

第 5 条 乙と業務実施者は、前条第 3 項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

(業務の実施)

第 6 条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第 4 条第 3 項に準じて丙へ通知することとする。

(報告)

第 7 条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第 5 及び 6 により乙へ報告することとする。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動の対応方針について協議し、決定することとする。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。

4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

5 前項の請求は一、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基くこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の目からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

記名押印省略

- 甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事

- 乙1 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長

- 乙2 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長

- 乙3 宇和島市曙町1番地
宇和島市長

- 乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

- 乙5 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長

- 乙6 西条市明屋敷164番地
西条市長

- 乙7 大洲市大洲690番地の1
大洲市長

- 乙8 伊予市米湊820番地
伊予市長

- 乙9 四国中央市三島宮4丁目6番55号
四国中央市長

- 乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

- 乙11 東温市見奈良530番地1
東温市長

- 乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地
上島町長

- 乙 13 上浮穴郡久万高原町久万 212 番地
久万高原町長
- 乙 14 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町長
- 乙 15 伊予郡砥部町宮内 1392 番地
砥部町長
- 乙 16 喜多郡内子町平岡甲 168 番地
内子町長
- 乙 17 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1
伊方町長
- 丙 広島県広島市西区南観音 7 丁目 13 番 14 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部
中国・四国支部長

資料 53-1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

(株式会社愛亀)

松前町(以下「甲」という。)と株式会社愛亀(以下「乙」という。)は、地震災害、風水害その他の自然災害、大規模火災又は武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を送付するものとする。

(協力事項)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 避難者の一時避難場所としての施設の提供に関すること。

(2) 避難者に対する備蓄品の提供に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が協力可能な業務に関すること。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、甲の要請に応じ前条各号に規定する事項を行ったときは、その状況を措置状況報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請に応じて協力した事項については、原則としてその費用を負担するものとする。この場合、乙が供給した物資等の対価については、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(原状回復義務)

第6条 甲は、乙から提供を受けた一時避難場所閉鎖後、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害によって損傷した部分(地域避難住民が避難の際破損したものを除く。)については、この限りでない。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、第2条に規定する費用を速やかに支払うものとする。

(利用者責任)

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に対象施設内において発生した事故などについては、一切責任を負わない。

(協議)

第9条 この協定に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月29日

記名押印省略

甲 伊予郡松前町筒井631番地
松前町
町長

乙 松山市南江戸2丁目660番地1
株式会社愛亀
代表取締役社長

資料 54-1 東レ株式会社愛媛工場における災害発生時の申し合わせ事項

(東レ)

1 目的

この申し合わせ事項は、東レ株式会社愛媛工場における災害発生時の関係機関との連携及び各種災害対応の強化に向けた協力体制の構築を目的とする。

2 申し合わせ人

- (1) 東レ株式会社愛媛工場環境保安課長
- (2) 松前町役場総務部危機管理課長
- (3) 伊予消防等事務組合松前消防署長

3 災害発生時の連絡体制

- (1) 東レ株式会社愛媛工場(以下「東レ」という。)は、災害の覚知と同時に 119 番通報を優先して行い、消防車両等の要請を行うこととする。

なお、災害とは火災、爆発のみならず、異臭や異音等、周辺住民に不安を与え兼ねないものも含むこととする。

- (2) 東レは、119 番通報後、速やかに松前町役場へ電話連絡を入れ、災害概要を伝えることとする。

(松前町役場連絡先)

平日執務時間内は保健福祉部町民課長とする。

平日執務時間外は宿直とする。

4 災害対応における情報伝達

- (1) 伊予消防等事務組合(以下「伊予消防」という。)は、部隊集結場所を東門とし、東レは誘導人を配置させる。なお、伊予消防の部隊集結には時間差があるため、常時、誘導人を配置させておくこととする。

- (2) 東レは、東門において伊予消防に災害概要の説明及び災害現場を地図上で示した上で、現場誘導にあたることとする。なお、伊予消防の初動部署位置は、以後の被害拡大を想定し、風上又は風横から接近して安全距離を確保した位置に部署することとする。

- (3) 東レは、伊予消防が現場付近に現場指揮本部を立ち上げるため、速やかに現場責任者を派遣し、別紙「消防隊の情報カード」を提出することとする。

- (4) 東レは、災害現場及び周辺施設等の図面(配置図)を現場指揮本部に提出できるよう事前に準備しておくこととする。

- (5) 伊予消防は、人命の救助、被害の最小化、二次災害の防止等を図るため、東レに対し、現場責任者の他に技術的又は専門的な知識を有する者を現場指揮本部に要請することとする。東レは、この要請に協力することとする。

- (6) 東レは、松前町役場への第2報として、環境的被害があるものは引き続き町民課へ、それ以外のものは危機管理課長へ1時間以内に報告することとする。

5 災害対応の強化

- (1) 東レは、自衛消防隊等の訓練を行う際、伊予消防に訓練支援を要請することとし、伊予消防は人員を派遣することとする。

- (2) 伊予消防は、年に一度、東レ内での危険物災害を想定した東レとの合同訓練計画を樹立させ、危険物をはじめとする各種災害への対応強化を図ることとする。

この申し合わせ事項は、令和3年12月7日から適用する。

以上を申し合わせした証として、本書面を3通作成し、申し合わせ人署名捺印の上、各々1通を所有する。

令和3年12月7日

記名押印省略

東レ株式会社愛媛工場環境保安課長
松前町役場総務部危機管理課長
伊予消防等事務組合松前消暑長

資料 55-1 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定

(一般社団法人えひめ産業資源循環協会)

愛媛県(以下「甲」という。)と市町(以下「乙」という。)と一般社団法人えひめ産業資源循環協会(以下「丙」という。)とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

(協力体制)

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

(協力要請)

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

- 2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
 - (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
 - (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
 - (5) その他必要な事項

3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

(情報提供)

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の

状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

(災害廃棄物等の処理等の実施)

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。

2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めたときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

(調整)

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする。

(協力会員)

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員（以下「協力会員」という。）を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは

「協力会員」と読み替えるものとする。

(事務委任等)

第 12 条 第 4 条 (第 3 項を除く。)、第 6 条から第 9 条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(連絡窓口)

第 13 条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、令和元年 6 月 24 日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

(前協定の廃止)

第 15 条 甲と丙とが平成 15 年 4 月 9 日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

(他被災都道府県への応援)

第 16 条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第 17 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 22 通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 6 月 24 日

記名押印省略

松山市一番町四丁目 4 番地 2 甲

甲 愛媛県
知事

松山市二番町四丁目 7 番地 2 乙

乙 松山市
市長

今治市別宮町一丁目 4 番地 1 乙

乙 今治市
市長

宇和島市曙町 1 番地

乙 宇和島市
市 長

八幡浜市北浜一丁目1番1号

乙 八幡浜市
市 長

新居浜市一宮町一丁目5番1号

乙 新居浜市
市 長

西条市明屋敷164番地

乙 西条市
市 長

大洲市大洲690番地の1

乙 大洲市
市 長

伊予市米湊820番地

乙 伊予市
市 長

四国中央市三島宮川四丁目6番55号

乙 四国中央市
市 長

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

乙 西予市
市 長

東温市見奈良530番地1

乙 東温市
市 長

越智郡上島町弓削下弓削210番地

乙 上島町
町 長

上浮穴郡久万高原町久万212番地

乙 久万高原町
町 長

伊予郡松前町大字筒井631番地

乙 松前町

町 長

伊予郡砥部町宮内 1392 番地

乙 砥 部 町
町 長

喜多郡内子町平岡甲 168 番地

乙 内 子 町
町 長

西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

乙 伊 方 町
町 長

北宇和郡松野町大字松丸 343 番地

乙 松 野 町
町 長

北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

乙 鬼 北 町
町 長

南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

乙 愛 南 町
町 長

松山市花園町 7 番地 3

丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会 長

資料 56-1 災害に係る情報発信等に関する協定

(ヤフー株式会社)

松前町(以下「甲」という。)とヤフー株式会社(以下「乙」という。)は、災害に係る情報発信等に関し次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害(以下「災害」という。)に備え、平常時から町内の避難所等の防災情報を町民に提供するため、並びに災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令状況その他の緊急情報(以下「災害緊急情報」という。)を町民に迅速に提供し、及び甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲及び乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

(本協定における取組)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる取組のうち、両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施する・ものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、乙のサーバー上に当該甲のホームページのキャッシュサイトを作り、このキャッシュサイトへのリンクを乙のウェブサイトに掲載することにより、当該甲のホームページに代わって当該キャッシュサイトを一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から、ヤフーサービス(乙のウェブサイトに掲載する方法、乙のアプリを用いて配信する方法その他の方法により乙が行う情報提供サービスをいう。(以下同じ。))により周知すること。
 - (3) 甲が、災害緊急情報を乙に提供し、乙が、当該災害緊急情報をヤフーサービスにより周知すること。
 - (4) 災害発生時において、甲が、町内の被災状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービスに周知すること。
 - (5) 災害発生時において、甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、当該情報をヤフーサービスにより周知すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な取組
- 2 甲及び乙は、前項各号の取組が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとする。これら変更があったときについても、同様とする。

(費用)

第3条 前条の規定に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り、無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものと

(情報のその他の周知方法)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法(乙の提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、甲から提供を受けた情報を本協定の目的以外のために利用してはならない。

(本協定の公表)

第5条 甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も、同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有

令和4年9月20日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町大松前町

松前町

町長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役

資料 57-1 災害時等のキッチンカーによる炊き出し支援に関する協定書

(愛媛キッチンカー協会)

松前町(以下「甲」という。)と愛媛キッチンカー協会(以下「乙」という。)は、松前町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)のキッチンカーによる炊き出し支援に関し次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等において被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)のための炊き出し支援を円滑に遂行することを目的とする。

(支援の要請)

第2条 甲は、災害時等において被災者等に対する炊き出しの必要が生じたときは、乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 甲が開設する避難所又は甲が指定する場所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 甲が提供する食材の調理
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) その他甲が必要と認める支援

2 前項の規定による支援の要請は、書面又は電子メールその他の電磁的記録の送信により行うものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は、前条第1項の規定により支援の要請を受けたときは、可能な限りその要請に応じ、支援を実施するものとする。この場合において、同項第1号又は第2号の支援を行うときは、必要に応じて、そしやく・えんげ機能の低下している被災者等に食べやすい食事を提供するよう努めるものとする。

(実施報告)

第4条 乙は、本協定に基づく支援について、書面又は電磁的記録により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づく支援に伴い乙が提供した労務及び原材料に要した費用については、災害発生時直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上その額を決定し、甲が負担する。

2 本協定に基づく支援に伴う乙の移動に係る費用は、乙が負担する。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害時等に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

(平時の取組)

第7条 乙は、本協定に基づく支援が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練に必要なに応じて参加するものとする。

(本協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面又は電磁的記録に占る通知がなされない限り、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も、同様とする。

(本協定の解除)

第9条 甲は、乙が反社会的勢力に関係する者を第2条第1項各号に掲げる事項に関与させたことを知ったときは、本協定を解除することができる。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月19日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町松前町
町長

乙 愛媛県今治市共栄町2丁目旧一丁-20 アイシネマ今治1F
愛媛キッチンカー協会
会長

資料 58-1 大規模災害発生時における石材構造物の移設等に関する協定書

(一般社団法人日本石材産業協会)

松前町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会（以下「乙」という。）は、松前町内で大規模災害が発生した場合の被害の拡大の防止を図るため、甲の要請により乙が実施する災害復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等に関し次のとおり協定を締結する。

(大規模災害の定義)

第1条 この協定において「大規模災害」とは、甲が認定した災害をいう。

(業務の要請)

第2条 甲は、松前町内で大規模災害が発生した場合は、必要に応じて、乙に対して次に掲げる業務（以下「業務」という。）を要請することができる。

- (1) 緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、学校その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす墓石、石碑、モニュメント等の石材構造物の撤去又は移設
- (2) 業務の実施に必要な資材等の確保
- (3) 被害情報の収集及び報告
- (4) その他甲が必要と認めるもの

2 乙は、前項の規定により甲から業務の要請があった場合は、地域貢献の観点から、乙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施する。

(要請手続)

第3条 甲は、業務を要請しようとするときは、業務要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに業務要請書を提出するものとする。

(業務実施後の措置)

第4条 乙は、業務を実施したときは、適宜、その進捗状況を甲に報告するとともに、業務完了後速やかに業務実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づき乙が業務の実施に要した費用については、災害発生時直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上その額を決定し、甲が負担する。ただし、本協定に基づく業務の実施に伴う乙の移動に係る費用は、乙が負担する。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務の完了後、前条の費用について書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、乙に対し、速やかにその費用を支払うものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第7条 乙は、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(業務に従事した者に対する損害補償)

第8条 業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は障害の状態となったときの補償については、乙が自らの責任により行うものとし、甲は、その責めを負わない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、協定締結後速やかに連絡責任者届出書(様式第3号)を相手方に提出するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方にその旨を届け出るものとする。

(本協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日とする。ただし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面又は電磁的記録による通知がなされない限り、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も、同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月9日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町

町 長

乙 東京都千代田区神田多町2丁目9番地
一般社団法人 日本石材産業協会

会 長

資料 59-1 災害時における物資の輸送等に関する協定

(松山地区トラック協会)

松前町(以下「甲」という。)と松山地区トラック協会(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生したときの物資の輸送等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において物資の迅速かつ円滑な輸送等を図るため、物資の輸送等に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力事項)

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、当該要請に協力するものとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の配送
- (2) 救援物資の受入れ、仕分及び配送
- (3) 物流専門家によるアドバイザー業務
- (4) 資材の貸与
- (5) 乙が認知した災害情報の提供及び甲が行う情報収集
- (6) 被災地への救援物資の配送
- (7) 前各号の業務に関する事前の助言、指導及び協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする応急対応

2 甲は、前項の業務を要請しようとするときは、協力要請書(様式第1号)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(実施状況の報告)

第3条 乙は、前条第1項各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに当該業務の実施内容を実施状況報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる業務に要した費用については、甲が負担するものとする。この場合において、費用の額は、当該業務に従事した貨物自動車運送事業者が国土交通省に届け出た運賃及び料金を基に、甲乙協議の上決定するものと

2 第2条第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる業務に要した費用については、乙が負担するものとする。

3 第2条第1項第3号及び第8号に掲げる業務に要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求)

第5条 乙は、前条の規定により甲が負担することとされている費用について、第2条第1項各号に掲げる業務(以下「業務」という。)の実施後速やかに甲に請求するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙が、業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第7条 業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定を適用し

補償するものとする。ただし、同法の規定の適用がない場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、期間満了前までに、いずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面又は電磁的記録による通知がなされない限り、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も、同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月22日
記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

松前町

町長

乙 松山市井門町 1081 番地 1

松山地区トラック協会

地区会長

資料 60-1 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

(佐川急便株式会社)

松前町(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、松前町内で大規模害が発生した場合に、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことによ、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲の要請により乙が実施する支援物資の受入及び配送等に関し次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定において「大規模災害」とは、甲が認定した災害をいう。

2 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる松前町内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模災害により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第2条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、松前町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第3条 甲は、第2条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務(以下「業務」という。)を文書により要請することができる。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

3 乙は、第1項及び第2項の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(要請手続)

第4条 甲は、業務を要請しようとするときは、業務要請書(様式第1号)を乙に提出するものとする。

2 甲は、要請した内容に変更が生じた場合は、速やかに業務変更要請書(様式第2号)を乙に提出するものとする。

3 甲は、第1項の業務要請書又は業務変更要請書を提出するいとまがないときは、乙に対し口頭又は電話等で要請、その後速やかに業務要請書又は業務変更要請書を提出するものとす

る。

(業務実施後の措置)

第5条 乙は、業務を実施したときは、適宜、その進捗状況を甲に報告するとともに、業務完了後速やかに業務実施報告書(様式第3号)を甲に提出するものとする。

2 乙は、第1項の業務実施報告書を提出するいとまがないときは、甲に対し口頭又は電話等で報告、その後速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 本協定に基づき乙が業務の実施に要した費用については、災害発生時直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上その額を決定し、甲が負担する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の完了後、前条の費用について書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、乙に対し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙は、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(業務に従事した者に対する損害補償)

第10条 業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は障害の状態となったときの補償については、乙が自らの責任により行うものとし、甲は、その責めを負わない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、協定締結後速やかに連絡責任者届出書(様式第5号)を相手方に提出するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方にその旨を届け出るものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(本協定の期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日とする。ただし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面又は電磁的記録による通知がなされない限り、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も、同様とする。

(協議事項)

第 14 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有

令和 7 年 3 月 27 日

記名押印省略

甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地松
前町

町長

乙 香川県高松市朝日町 4 丁目 10 番 22 号
佐川急便株式会社四国支店

支店長